

官報号外

昭和五十一年五月十四日

○第七十七回 参議院会議録第十一号

昭和五十一年五月十四日(金曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第十一号

昭和五十一年五月十四日

午前十時開議

第一 第五次国際すず協定の締結について承認を求めるの件

第二 千九百七十五年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

第三 アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件

第四 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 学校教育法の一部を改正する法律案(第五回国会内閣提出、第七十六回国会衆議院送付)

第九 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一一 林業改善資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 漁業再建整備特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 漁船船主責任保険臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第一六まで

一、昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(趣旨説明)

日程第三 アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件
 以上三件を一括して議題といたします。
 まず、委員長の報告を求めます。外務委員会理事増原恵吉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

第五次国際すず協定の締結について承認を求めるの件

右
 国会に提出する。
 昭和五十一年三月十七日
 内閣総理大臣 三木 武夫

存している多数の国にとって、すずが特別に重要なことを認め、
 特に開発途上にある生産国においてすずの産業の健全性及び成長を保護し及び促進すること並びに消費者の利益を保護するためにすずの十分な供給を確保することの必要性を認め、
 すずの生産国にとって自国の輸入購買力の維持及び増加が重要であることを認め、
 世界のすず資源の保存に役立てるため、開発途上にある国及び工業国との双方におけるすずの使用の効率を向上させることが望ましいものであることを認めて、
 次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 第五次国際すず協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

(b) 世畀におけるすずの生産と消費との間の調整を図ること及び、予見されるものであるか現実に生じているものであるかを問わず、すずの過剰又は不足から生ずる重大な困難を緩和すること。

(c) すずの価格及びすずによる輸出収入の過度の変動を防止すること。

(d) すずによる輸出収入、特に開発途上にある生産国への輸出収入の増加に寄与する措置をとり、それにより、開発途上にある生産国が急速な経済成長及び社会的発展のための資金を得ることができるようすること。この場合において、消費者の利益をも同時に考慮する。

(e) 生産者にとって採算がとれる活潑かつ上昇的なすずの生産の達成、消費者にとって公正な価格による十分なすずの供給の確保及びすずの生産と消費との間の長期的均衡の維持を可能にする条件を確保すること。

(f) すずの供給と需要との間の不均衡から生ずるおそれがある広範な失業、不完全就業その他の重大な困難を防止すること。

(g) すずの使用の増大及び特に開発途上にある生

利かつ公平であることに自国の経済が大きく依存している多数の国にとって、すずが特別に重要なことを認め、
 特に開発途上にある生産国においてすずの産業の健全性及び成長を保護し及び促進すること並びに消費者の利益を保護するためにすずの十分な供給を確保することの必要性を認め、
 すずの生産国にとって自国の輸入購買力の維持及び増加が重要であることを認め、
 世界のすず資源の保存に役立てるため、開発途上にある国及び工業国との双方におけるすずの使用の効率を向上させることが望ましいものであることを認めて、
 次のとおり協定した。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて決定したトン数又は百分率を決定する。

(c) (a)の参加国は、理事会が(b)の規定に基づいて決定した実施の日から、もとの区分に属する参加国がこの協定に基づいて有するいすれの権利、特権及び義務（その参加国がもとの区分に属する参加国として負つた会計上の義務その他の義務であつて履行していないものを除く。）をも有しないものとし、新たな区分に属する参加国として、この協定に基づき、すべての権利及び特権を取得し、かつ、すべての義務を負う。もつとも、

(i) 参加国は、生産国から消費国に区分を変更された場合には、この協定の終了の際に、第二十五条及び第二十六条の規定に従つて行われる緩衝在庫の清算に当たり、自國の持分の返還を受ける権利を保有する。

(ii) 参加国が消費国から生産国に区分を変更された場合には、理事会がその参加国について決定する条件は、その参加国とこの協定に既に参加している他の生産国との間で公平なものでなければならぬ。

第四章 権限及び職務

第七条 理事会の権限及び職務

理事会は、

(a) この協定の運用及び実施のため、必要な権限を有し、かつ、必要な任務を遂行する。

(b) 要請するときはいつでも、緩衝在庫の資産及び操作に関する情報であつてこの協定に基づくその職務の遂行に必要と認めるものを議長から受ける。

(c) すずの生産、生産費、生産水準、消費、国際貿易及び在庫に関する入手可能な資料その他この協定の適切な運用に必要な情報であつてこの安全に関する第四十四条の規定に反しないもの

(d) 第十六条の規定に基づいて設立される運営勘定のため借入れを行う権限を有する。

(e) 各会計年度の終了後、当該会計年度におけるその活動に関する報告書を発表する。

(f) 各四半期の終了後、当該四半期末において保有されているはず地金のトン数を示す明細書を発表する。もつとも、その発表は、理事会が別段の決定を行わない限り、当該四半期の終了の時から三箇月を経過した後に行う。

(g) 次のもと協議し及び協力するためあらゆる適当な措置をとる。

(i) 國際連合、その適當な機関（特に國際連合貿易開発会議）、専門機関その他の國際連合關係の諸機関及び適當な政府間機関

(ii) 國際連合若しくは専門機関の加盟国である非參加国又は從前國際すず協定の締約国であつた非參加国

(a) 理事会は、
その手続規則を制定する。

(b) その会期中でない間に議長に助言を与えるため、必要と認めるあらゆる措置をとることができる。

(c) その職務の遂行について自らを補佐するために必要と認める委員会を設置し、その委員会の付託条項を作成することができる。その委員会は、理事会が別段の決定を行わない限り、その手續規則を制定することができる。

(d) (i) 区分ごとの単純過半數票による議決で行使することができる自己の権限を、区分ごとの三分の一以上の多數票による議決でいつでも委員会に委任することができる。ただし、次の事項に関連する権限については、この限りでない。

(d) 第四十九条の規定に基づく分担金の額の査定
第二十七条及び第三十一条の規定に基づく最低価格及び最高価格
第三十二条から第三十六条までの規定に基づく輸出統制
第四十条の規定に基づくすずの不足の場合の措置

(ii) 区分ごとの三分の一以上の多數票による議決で、(i)の委員会への権限の委任又はその委員会の設置をいつでも取り消すことができる。

第九条 統計及び研究
理事会は、

(a) 各四半期に少なくとも一回、その次の一又は二以上の四半期におけるすずの統計上の情勢全体を判断するため、当該一又は二以上の四半期におけるすずの生産及び消費の見積りを行う。理事会は、その判断に際し、その他の関連要因を考慮に入れることができる。

(b) すずの生産費、生産水準、価格の傾向及び市場の傾向並びに世界のすず産業の短期的及び長期的問題に関する研究を継続するための措置をとるものとし、このため、すず産業の問題に關して適当と認める研究を行い及び促進する。

(c) すずの新たな用途に関し、及びすずの伝統的用途においてすずに代わる可能性がある代替品の開発に關して常に情報を受ける。

(d) すずの効率的な検査、生産、加工及び使用についての研究を目的とする機関との関係の一層の緊密化及びそれらの機関への一層広い参加を奨励する。

緩衝在庫のための現行の資金調達方法を補足し又は当該資金調達方法に代替する方法を研究する。

(a) 理事会は、投票用紙を用いた区分ことの三分の一以上上の多数票による議決で独立の議長を任命する。議長は、いずれかの参加国の国民であつてもよい。議長の任命は、この協定の効力発生後の理事会の第一回通常会期において検討する。

(b) 議長は、その任命に先立つ五年の期間中すず産業又はすず取引に実質的に従事したことがあらる者であつてはならず、また、第十二条に定める条件を遵守しなければならない。

(c) (b)の規定は、理事会の職員が議長に任命されることを妨げるものではない。

(d) 議長は、理事会が定める任期その他の条件に従つて在職する。

(e) 議長は、理事会の会期及び会合を主宰し、投票権を有しない。

(f) 理事会は、副議長一人を、一人は生産国代表のうちから、一人は消費国の代表のうちから毎年選举する。二人の副議長は、第一副議長及び第二副議長として指名される。第一副議長は、生産国及び消費国から毎年交互に選ばれる。

(g) 理事会は、議長が辞任した場合又は議長がその任務を遂行することが永久にできなくなつた場合には、(a)に定める手続に従つて新たな議長を任命する。新たな議長が任命されるまでの間又は議長が一時的に不在である間は、第一副議長又は必要に応じ第二副議長が、議長を代行する。議長を代行する副議長は、理事会が別段の決定を行わない限り、会期及び会合を主宰する任務のみを有する。理事会は、また、その手続規則において、臨時首席職員の任命について定める。臨時首席職員は、議長が一時的に不在である間又はこの(g)の規定に従つて新たな議長が任命されるまでの間、第十二条の規定に従つてこの協定を運用し及び実施することについて責任を負う。

(h) 副議長は、議長の任務を遂行する間、投票権

を有しない。その副議長が代表する参加国の投票権は、第四条(b)(ii)及び第十四条(c)の規定に従つて行使することができる。

第十一條 理事会の会期

(a) 理事会は、年に四回の通常会期を開催する。

(b) 國際連合事務総長は、この協定に基づく理事会の第一回通常会期をロンドンにおいて招集する。その会期は、この協定の効力発生の後八日以内に開催される。

(c) 会期は、いずれかの参加国の要請により又はこの協定の規定に従い、議長が招集するものとし、議長に支障がある場合には、臨時首席席員が第一副議長との協議の後同副議長に代わつて招集する。会期は、また、議長がその裁量によつて招集することができる。

(d) 会期は、理事会が別段の決定を行わない限り、理事会の所在地において開催されるものとし、第三十一条の規定に基づいて招集される場合を除くほか、その開催については、各回につき少なくとも七日前に予告が与えられる。

(e) 理事会のいかなる会期又は会合においても、総体として生産国の票の三分の二以上を有する生産国の代表及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する消費国の代表が出席していかなければならない。理事会のいかなる会期においても、

総体として生産国の票の三分の二以上を有する生産国の代表及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する消費国の代表が出席していかなければならない。理事会のいかなる会期においても、

総体として生産国の票の三分の二以上を有する生産国の代表及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する消費国の代表が出席していかなければならない。

(f) 会期は、年間に四回の通常会期を開催する。

(g) 議長及び職員は、自己の任務の遂行に当たつて、いかなる政府にも又は理事会及びこの協定に従つて理事会に代わつて行動する者以外のいかなる個人若しくは機関にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。議長及び職員は、理事会に代つてのみ責任を負う国際的職員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各参加国は、議長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者に対するその責任の遂行について影響を及ぼさうとしないことを約束する。

(h) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要な場合を除くほか、この協定の実施又は運用に関するいかなる情報をも開示してはならない。

第十二條 理事会の職員

(a) 第十条の規定に基づいて任命された議長は、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に對して責任を負う。議長は、事務的役務及び職員の管理について

も責任を負う。

(c) 理事会は、緩衝在庫の管理官(以下「管理官」という。)及び事務局長を任命し、並びにこれら二人の役員の勤務条件を決定する。

(d) 理事会は、管理官がこの協定に定める責任を遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(e) 議長は、理事会が必要と認める職員の補佐を受ける。すべての職員(管理官及び事務局長を含む。)は、議長に対し責任を負う。職員の任命の方法及び雇用の条件は、理事会が承認したものでなければならない。

(f) 議長及び職員は、すぐ産業、すぐ取引、すぐの輸送、すぐの宣伝その他すばり関係する活動にいかなる金銭上の利害関係をも有してはならない。

(g) 議長及び職員は、自己の任務の遂行に当たつて、いかなる参加国も、四百五十を超える票を有しない。

(h) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(i) いかなる参加国も、四百五十を超える票を有しない。

(j) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(k) いかなる参加国も、四百五十を超える票を有しない。

(l) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(m) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(n) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(o) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(p) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(q) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(r) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(s) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(t) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(u) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(v) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(w) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(x) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(y) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(z) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

分率又はこの条の規定に従つて決定される百分率にできる限り比例するよう、生産国との間で配分する。

(b) 消費国は、總体として千票を有するものとの消費国も、五の基本票を与えられるものとし、消費国の数が三十を超える場合には、消費国的基本票の合計が百五十を超えないような最大の整数の基本票を与えられる。残余の票は、附屬書Bに定めるそれぞれの消費国の百分率又はこの条の規定に従つて決定される百分率にできる限り比例するよう、消費国との間で配分する。

(c) 生産国及び消費国がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくは受諾若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(d) 議長は、理事会が必要と認める職員の補佐を受ける。すべての職員(管理官及び事務局長を含む。)は、議長に対し責任を負う。職員の任命の方法及び雇用の条件は、理事会が承認したものでなければならない。

(e) 議長及び職員は、すぐ産業、すぐ取引、すぐの輸送、すぐの宣伝その他すばり関係する活動にいかなる金銭上の利害関係をも有してはならない。

(f) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(g) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(h) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(i) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(j) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(k) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(l) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(m) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(n) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(o) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(p) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(q) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(r) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(s) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(t) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(u) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(v) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(w) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(x) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(y) この協定の効力発生前に、附屬書A又は附屬書Bに掲げられていないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(z) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(aa) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(bb) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(cc) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(dd) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(ee) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(ff) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(gg) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(hh) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(ii) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(jj) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(kk) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(ll) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(mm) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(nn) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(oo) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(pp) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(qq) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(rr) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(ss) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(tt) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(uu) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(vv) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(ww) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(xx) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(yy) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(zz) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准(承認若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及び遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(iv) 最初の供与は、(b)の規定に従うことを条件として、この協定に基づく理事会の第一回通常会期の日に行う。

(v) 生産国は、理事会が決定する期日に現金による供与要請分の支払を行い、また、その期日から三箇月以内にすず地金による供与要請分の引渡しを行う。

(vi) 理事会は、(v)の規定にかかわらず、(i)に定める総供与枠のうち残りの部分の全部又は一部について供与を行なうべき一又は二以上の期日及び各回の供与要請分を隨時決定することができる。もつとも、理事会は、少なくとも十四日前に予告を行うことによってその供与の実行を要請する権限を議長に与えることができる。

(vii) 理事会は、(i)の規定に基づいて要請される最初の供与分と次条の規定に基づいて受領される追加的供与分との合計を超える現金資産を緩衝在庫勘定に保有する場合には、当該超過分をこの条の規定に基づく各生産国の供与分に比例して各生産国に返還することができる。生産国は、その要請により、受領すべき返還分を緩衝在庫に留保することができる。

(i) に定める総供与枠のうち残りの部分は、当該返還分だけ増加する。ただし、返還分のうち緩衝在庫に留保される部分については、この限りでない。

(b) (a)の規定に基づく供与は、当該供与国の同意を得て、第四次協定に基づく緩衝在庫からの振替えによつて行なうことができる。

(c) (a)に定める総供与枠は、第十三条(b)の規定従つて理事会の第一回通常会期において検討されかつ再決定される附属書Aの百分率に従い、生産国の中に割り当てる。

(d) (i) 附屬書Aに掲げるいづれかの国がこの協定の効力発生の後にこの協定の批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し又はこの協定の批准、承認若しくは受諾若しくはこれ

への加入の意思を通告した場合及びいずれかの参加国が第六条の規定に従つて消費国から生産国に区分を変更された場合には、当該国との供与割当分は、理事会が同附属書に定める

当該国の百分率を参照して決定する。

(ii) (i)の規定に基づいて決定される供与割当分は、批准書、承認書、受諾書、加入書若しくは通告書の寄託の日又は理事会が第六条(b)の規定に基づいて決定する期日に供与する。

(iii) 理事会は、(i)の規定に基づいて受領した供与分を限度として、他の生産国又は消費国に対して返還を行うことを決定することができる。

理事会は、当該返還を全部又は一部を返還する必要と認める条件を当該返還に付することができる。生産国は、その要請により、受領すべき返還分を緩衝在庫に留保することができることを希望する生産国は、第三十四条の規定に基づいて決定される自国の輸出許可トントン数のはかに、その希望する数量のすずの輸出の許可を理事会に申請することができる。

(iv) 理事会は、(i)の申請を審査し、必要と認められたいづれの国も、理事会の同意を得ることを条件として、かつ、返還その他に関する条件に従い、現金若しくはすず地金又はその双方の組合せによる供与を緩衝在庫に行なうことができる。その供与は、前条(a)及びこの条の(i)に定める総供与枠への追加として行われる。

(v) 議長は、参加国に對し、(a)及び(b)の規定に基づく供与分の受領を通告する。議長は、また、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に対しても、そのような供与分の受領を通告する。

(vi) 理事会は、この協定の効力発生の後三十箇月の期間が満了した時に、(a)及び(b)に規定する追加的供与について得られた結果を検討するものとし、また、この協定の全部又は一部を議定書又は他の適当な国際文書によつて改正するため六箇月以内に交渉会議を招集することを決定することができる。理事会は、その決定を行つた場合には、国際連合事務総長に對し、そのような交渉会議を招集することを要請する。

(vii) 理事会は、第二十一条(a)(v)の規定に基づく義務を履行しなかつた生産国に対する制裁措置を決定する。

(viii) 理事会は、生産国が第二十一条の規定に基づく義務を履行しない場合には、その生産国から

第二十二条条 追加的供与

(a) 消費国は、理事会が付する条件に従い、現金若しくはすず地金又はその双方の組合せによつて当該不履行分を補充することを要求することができる。

(b) (b)の不履行分の一部がすず地金によつて補充される場合には、その不履行分を補充する生産国は、第三十四条の規定に基づいて決定される

輸出許可トントン数のほかに、自國に要求される数量のすずの輸出を許可される。輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡されるすず地金となることを確認するために理事会の要求する証拠が提供されるときは、同条(b)及び(d)並びに第三十六条(a)の規定は、当該輸出については適用しない。

(c) (b)の不履行分の一部がすず地金によつて補充される場合には、その不履行分を補充する生産国に對し、現金若しくはすず地金又はその双方の組合せによつて当該不履行分を補充することを要求することができる。

(d) 理事会は、いつでも、その決定する条件で次のことを行なうことができる。

(i) 義務の不履行の状態が是正された旨を宣言すること。

(ii) 当該生産国に権利及び特権を回復させること。

(iii) その時点における国際金利水準を考慮して決定する利率による利子を付して(b)の規定に基づく他の生産国への追加の供与分を返還すること。追加的供与分のうちすず地金による部分に係る利子の額は、理事会が(b)の要求を決定した日における理事会の指定する公認市場のすず地金の適当な価格を基礎として算定する。

(iv) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(v) 理事会は、第二十一条(a)(v)の規定に基づく義務を履行しなかつた生産国に対する制裁措置を決定する。

(vi) 理事会は、生産国が第二十一条の規定に基づく義務を履行しない場合には、その生産国から

を奪うことができるものとし、また、他の生産国に對し、現金若しくはすず地金又はその双方の組合せによつて当該不履行分を補充することを要求することができる。

(vii) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(viii) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(ix) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(x) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(xi) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(xii) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(xiii) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(xiv) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(xv) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(xvi) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(xvii) 理事会は、(a)に定める総供与枠の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對し、(b)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

- (b) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多數票による議決で、緩衝在庫のための借入れのために適当と認めるその他の措置又はその財源を補足するための他の措置をとることができる。

(c) (d) の規定の適用を妨げることなく、前記の借入れ及び措置に係る経費は、緩衝在庫勘定によつて賄われるものとするが、理事会は、緩衝在庫に供与を行つていい参加国がこれらの経費を負担することができることを決定することができるものとする。議長は、理事会に対し、この(c)の規定の実施状況について定期的に報告を行う。この(c)の規定の実施状況は、第二十二条(d)の規定との関連において考慮される。

(e) いづれの参加国も、自國が同意しない限り、この条の規定に基づいて義務を課されることはない。

(f) 理事会は、何らかの財源が理事会にとつて利用可能となつた場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、第二十一条(a)及び第二十二条(b)に定める数量を修正することを決定することができる。

- (d) 供与国が緩衝在庫について有する持分は、この協定に定める条件に従つてその供与国に返還する。

(e) (i) 各供与国の持分は、(ii)に定める手続によつて確定する。

(ii) 理事会は、すべての供与国が要請する場合には、(i)を修正する。

(f) 管理官は、各供与国が緩衝在庫について有する持分を確定するため、次の手続をとる。

(i) 緩衝在庫への各供与国の供与分（第二十二条の規定に基づく供与分のうち同条の規定に基づいて返還された部分を除く。）を評価するものとし、その評価に当たつては、地金による供与国の供与分の価額をその供与分が要請された日に実施されていた最低価格で算定し、これを現金によるその供与国の供与分の合計に加算する。

(ii) 管理官がこの協定の終了の日に保有するすべてのすず地金は、その日における理事会の指定する公認市場のすず地金の適当な価格を基礎として評価するものとし、その価額は、(c)の規定によつて必要とされる金額を控除した後、その日に管理官が保有する現金の合計額に加算する。

(g) (i)の規定に基づいて算定した総額が(i)の規定に従つて評価した緩衝在庫への各供与国のすべての供与分の総計を超える場合には、当該超過分は、緩衝在庫への各供与国の供与分にこれがこの協定の終了前管理官の処分に任されていた期間の日数を乗じたものに比例して、供与国との間に割り当てる。このため、地金による供与分は、(i)の規定に従つて評価するものとし、また、地金又は現金による個々の供与分には、これが管理官の処分に任されていした期間の日数を乗じる。この日数の算定に當

- (i) たつては、管理官がその供与分を受領した日及びこの協定が終了した日を算入しない。供与国に割り当たられた当該超過分は、(i)の規定に従つて評価したその供与国の供与分の合計に加算する。当該超過分の割当にて当たつては、制裁として義務づけられた供与に係る供与分は、その制裁期間中は管理官の处分に任されていなかつたものとみなされる。

(ii) (ii)の規定に基づいて算定した総額が緩衝在庫への各供与国のすべての供与分の総計に足りない場合には、当該不足分は、供与国間にそれぞれの供与分に比例して割り当てる。このようすに供与国に割り当たられた不足分は、その供与国の供与分の合計から控除する。供与分の価額は、(i)の規定に従つて算定する。

(iii) (i)から(iii)までの規定によつて算定した価額は、各供与国がそれぞれ緩衝在庫について有する持分とする。

(iv) (i)に定める手続によつて配分することのできる現金及びすず地金につき供与国が有する持分は、(c)の規定に従うことを条件として、各供与国に割り当てる。ただし、供与国は、第十九条、第二十三条、第三十六条、第四十五条、第四十六条又は第五十六条の規定に従つて緩衝在庫の清算残高への参加の権利の全部又は一部を奪われた場合には、その奪われた限度においてその持分の返還を受けることができなくなるものとし、その結果生ずる余剰分は、他の供与国との間に、緩衝在庫について有するそれぞれの持分に比例して割り当てる。

(v) (d)、(e)及び(g)の規定に基づいて割り当たられるすず地金と現金との比率は、各供与国について同一とする。

(vi) 供与国は、(f)に定める手続によつて自国に割り当たれる現金の支払を受ける。また、同様に供与国に割り当たられるすず地金は、

(vii) 理事会が適当と認める分割方法で、理事会

- (j) が適当と認める二十四箇月以内の期間にわたりて引き渡され、又は売上金の純額は、その供与国に支払われる。

(ii) 管理官は、すず地金の全部が(i)の規定に従つて処分されたときは、(e)及び(f)の規定に従つて定められる比率で、(c)の規定に基づいて保留しておいた金額の残高を各供与国に配分する。

第二十六条 清算及び輸出統制

(a) 理事会は、第三十二条の規定に従つていすれば、の統制期間における総輸出許可トン数を決定するに際し、第五十七条(c)の規定に基づいてこの協定の更新を検討した結果に照らしその時点において緩衝在庫に保有されているすず地金の数量を削減する必要があるかどうかを決定するものとし、その必要があると認めた場合には、他の状況において当該統制期間につき決定したであろう総輸出許可トン数から一定の数量を控除した総輸出許可トン数を決定することができる。

(b) 管理官は、理事会の指示の範囲内において、緩衝在庫から(a)の控除分に相当する数量のすず地金を最低価格を下回らない価格で売却することができる。

経済条項

第十二章 最低価格及び最高価格

第二十七条 最低価格及び最高価格

(a) この協定の実施のため、すず地金の最低価格及び最高価格を定める。これらの価格は、マレーシア・リンギット又は理事会が決定する他の通貨で表示する。最低価格と最高価格との間は、三の価格帯に分ける。

(b) 初期の最低価格、最高価格及び価格帯は、第四次協定の終了の日に同協定に基づいて実施されたいた最低価格、最高価格及び価格帯とす。

(c) 理事会は、そのいずれの会期においても、(a)

(d) (i) 理事会は、この協定の効力発生後の一回通常会期において、また、その後は継続的研究を基礎としていつでも又は第三十一条の規定に従つて、最低価格及び最高価格がこの協定の目的の達成のために適当であるかどうかを検討するものとし、また、これらの価格のいずれか一方又は双方を改定することができる。理事会がこの協定の効力発生後の一回通常会期において新たな最低価格及び最高価格を決定しなかつた場合には、第四次協定の終了の日に実施されていた最低価格、最高価格及び価格帯が引き続き実施される。

(ii) 理事会は、(i)の検討及び改定を行うに当たり、すずの生産及び生産質の短期的推移及び中期的傾向、すずの生産及び消費の水準の短期的推移及び中期的傾向、その時点における鉱石生産力、将来の十分な鉱石生産力の維持の点から見た時価の妥当性その他すずの価格の動向に影響する関係要素を考慮に入れる。理事会は、改定した最低価格及び最高価格(第三十一条の規定に基づいて決定した暫定価格及び改定価格を含む。)並びに改定した価格帯をできる限り速やかに発表する。

第十三章 緩衝在庫の操作

(a) 管理官は、第十二条の規定に従い、この協定の規定及び理事会の指示の範囲内で、緩衝在庫の操作につき議長に対し責任を負う。

(b) この条の規定の適用上、すずの市場価格は、第四次協定の終了の時に理事会によって指定されていなかった市場におけるすずの価格又は理事会が隨時決定するその他の価格とする。

(c) すずの市場価格が、

(i) 最高価格に等しい場合はこれを上回つている場合には、管理官は、理事会から他の操作を行つよう指示を受けない限り、次条及び第三十一条の規定に従うことを理事会が緩衝在庫の操作のために隨時公認するその他の市場をいう。

(ii) 第三十一条 緩衝在庫のその他の操作

(e) 管理官は、(c)の規定に従つて先物取引を行うことができる。ただし、その先物取引は、この協定の終了の日前又はこの協定の終了の後の理事会が決定する期日前に完了するものでなければならぬ。

(f) 管理官は、(c)の規定に従つて先物取引を行つて、その市場価格が、

(i) 最高価格に等しい場合はこれを上回つている場合には、管理官は、理事会から他の操作を行つよう指示を受けない限り、次条及び第三十一条の規定に従うことと条件として、

すずの市場価格が最高価格を下回る時又はその処分することのできるすずがなくなる時まで、公認市場において市場価格でその処分することのできるすずを売りに出す。

(iv) 最低価格と最高価格との間の上限価格帶に

ある場合において、市場価格の急激な騰貴を防止するために必要と認めるときは、管理官は、すずの純売手として、公認市場において市場価格で操作することができる。

(v) 最低価格と最高価格との間の中間価格帶に

ある場合には、管理官は、理事会の特別な許可があるときに限り、操作することができる。

(vi) 最低価格と最高価格との間の下限価格帶に

ある場合において、市場価格の急激な下落を防止するために必要と認めるときは、管理官は、すずの純買手として、公認市場において市場価格で操作することができる。

(vii) 最低価格に等しい場合又はこれを下回つて

いる場合において、管理官の処分することができる資金があるときは、管理官は、理事会から他の操作を行うよう指示を受けない限り、次条及び第三十一条の規定に従うことを

できる資金があるときは、管理官は、理事会から他の操作を行うよう指示を受けない限り、次条及び第三十一条の規定に従うことを

停止

(a) 理事会は、この協定の目的を達成するために必要と認める場合には、前条(c)(iv)及び(v)の規定にかかるらず、すずの先物取引を制限し又は停止することができます。

(b) 理事会は、前条(c)(i)及び(v)の規定にかかるらず、この協定の目的がこれらの規定に基づく管理官の義務の履行によつては達成されないと認める場合には、その会期中において緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができる。

(c) (b)の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止の権限は、理事会が会期中でない間、議長に与えられる。

(d) 議長は、(c)の規定に基づいて行った緩衝在庫の操作の制限又は停止をいつでも撤回することができる。

(e) 議長は、(c)の規定に基づき緩衝在庫の操作を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事会の会期を招集する。この会期は、制限又は停止の日の後十四日以内に開催する。

(f) 理事会は、(c)の規定に基づく制限又は停止を追認し又は解除することができる。理事会が何らの決定も行わない場合には、緩衝在庫の操作は、前条の規定に従つて再開し又は制限なしに継続する。

(g) 理事会は、緩衝在庫の操作がこの条の規定に基づく決定により制限され又は停止されている間、六週間を超えない間隔を置いてその決定を検討する。理事会が当該検討を行つた会期においてその制限又は停止の継続を支持する決定を行わぬ場合には、緩衝在庫の操作は、再開する。

(h) 理事会は、(g)の場合において、管理官によるすずの売却又は購入がこの協定の目的の達成を妨げるとそれがあるような数量で行われることを防止するため必要であると認めるときは、(g)に規定する理事会の会期が開催されるまでの間、暫定的に緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができる。

(i) 理事会は、この条の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止を追認し、修正又は解除することができる。理事会が何らの決定をも行わない場合には、暫定的に制限され又は停止された緩衝在庫の操作は、再開する。

(j) 理事会は、この条の規定に基づき緩衝在庫の操作の制限又は停止の追認、修正又は解除を決定した日から三十日以内に、暫定的な最低価格及び最高価格を決定すべきかどうかを検討するものとし、また、その決定を行うことができ

緩衝在庫への供与国から同協定に基づく緩衝在庫の清算に係るその供与国との持分のすずを購入することを許可することができる。第二十八条(c)の規定は、この(b)の規定に基づいて許可されたすずの購入又は売却については適用しない。

(b) 理事会は、前二条の規定にかかるらず、管理官の資金が緩衝在庫の操作に要する費用を支弁するため不十分である場合には、管理官に対し、当該費用を支弁するために十分な量のすずを時価で売却することを許可することができる。

(c) (b)の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止の権限は、理事会が会期中でない間、議長に与えられる。

第三十一条 緩衝在庫及び為替相場の変更

(a) 理事会は、前二条の規定にかかるらず、管理官の資金が緩衝在庫の操作に要する費用を支弁するため不十分である場合には、管理官に対し、当該費用を支弁するために十分な量のすずを時価で売却することを許可することができる。

(b) 理事会は、前二条の規定にかかるらず、管理官の資金が緩衝在庫の操作に要する費用を支弁するため不十分である場合には、管理官に対し、当該費用を支弁するために十分な量のすずを時価で売却することを許可することができる。

(c) (b)の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止の権限は、理事会が会期中でない間、議長に与えられる。

(d) 議長は、(c)の規定に基づいて行った緩衝在庫の操作の制限又は停止をいつでも撤回することができる。

(e) 議長は、(c)の規定に基づき緩衝在庫の操作を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事会の会期を招集する。この会期は、七日より短い予告期間において開催する。

(f) 理事会は、(c)の規定に基づく制限又は停止を追認し又は解除することができる。理事会が何らの決定も行わない場合には、緩衝在庫の操作は、前条の規定に従つて再開し又は制限なしに継続する。

(g) 理事会は、緩衝在庫の操作がこの条の規定に基づく決定により制限され又は停止されている間、六週間を超えない間隔を置いてその決定を検討する。理事会が当該検討を行つた会期においてその制限又は停止の継続を支持する決定を行わぬ場合には、緩衝在庫の操作は、再開する。

(h) 理事会は、(g)の場合において、管理官によるすずの売却又は購入がこの協定の目的の達成を妨げるとそれがあるような数量で行われることを防止するため必要であると認めるときは、(g)に規定する理事会の会期が開催されるまでの間、暫定的に緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができる。

(i) 理事会は、この条の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止を追認し、修正又は解除することができる。理事会が何らの決定をも行わない場合には、暫定的に制限され又は停止された緩衝在庫の操作は、再開する。

(j) 理事会は、この条の規定に基づき緩衝在庫の操作の制限又は停止の追認、修正又は解除を決定した日から三十日以内に、暫定的な最低価格及び最高価格を決定すべきかどうかを検討するものとし、また、その決定を行うことができ

緩衝在庫への供与国から同協定に基づく緩衝在庫の清算に係るその供与国との持分のすずを購入することを許可することができる。第二十八条(c)の規定は、この(b)の規定に基づいて許可されたすずの購入又は売却については適用しない。

停止

第二十九条 緩衝在庫の操作の制限又は

(e) 理事会は、暫定的な最低価格及び最高価格を決定した日から九十日以内に、それらの価格を再検討するものとし、また、新たな最低価格及び最高価格を決定することができる。理事会がこの(e)の規定に基づく新たな最低価格及び最高価格の決定を行わなかつた場合には、暫定的な最低価格及び最高価格が引き続き実施される。

(f) 理事会は、(d)の規定に基づく暫定的な最低価格及び最高価格の決定を行わなかつた場合には、暫定的な最低価格及び最高価格を決定することができる。

(g) 緩衝在庫の操作は、(d)から(f)までの規定に従つて決定される最低価格及び最高価格を基礎として第二十八条の規定に従つて再開する。

(c) 在庫に維持することを目標とする。

(d) 理事会は、緩衝在庫の操作が第二十九条又は前条の規定に基づいて制限され又は停止されている場合にも、統制期間を宣言し、総輸出許可トン数を増加することができるが、削減することはできない。

(e) 理事会は、統制期間中、(a)の規定に基づいて既に決定した当該統制期間についての総輸出許可トン数を增加することができるが、削減することはできない。

(f) 理事会は、(a)の規定に基づき統制期間を宣言しがつその統制期間について総輸出許可トン数を決定した場合には、同時に、自國の領域内の鉱山においてすずを生産している国に対し、その国の生産するすずの輸出につき、その統制期間中、その国との合意により適当と認める輸出制限の実施を要請することができる。理事会は、また、国際市場へのすずの供給に対する統制の効果を増大させることを目的として、すずを消費する国と協議することができる。

第三十三条 統制期間

(a) 各統制期間は、四半期に対応するものとする。ただし、理事会は、輸出制限がこの協定の有効期間中初めて実施される場合及び輸出制限が実施されなかつた期間の後再び実施される場合には、三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日を末日とする二箇月以上五箇月以内の期間を統制期間として宣言することができる。

(b) 理事会は、最小限度量として一万トンのすず地金がいすれかの期間の当初に緩衝在庫に保有される見込みがあると認めない限り、その期間を統制期間として宣言してはならない。もつと

(i) 輸出制限が実施されなかつた期間の後初めて統制期間が宣言される場合には、この(b)の最小限度量は、五千トンとする。

(ii) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、いかなる統制期間についても、その時点における緩衝在庫の総量を考慮に入れて、一万トン又は五千トンの最小限度量を変更することができる。

(iii) 実施されている総輸出許可トン数は、緩衝在庫に保有されているすず地金が(b)に定める最小限度量((b)の規定に基づいて変更されたもの)を含む。)を下回つていているという事実のみによつては、当該統制期間中実施されなくなることはない。

(iv) 理事会は、既に宣言した統制期間についてその開始前に当該宣言を取り消し又は当該統制期間をその開始の後に終了させることができる。そのような取消し又は終了の場合には、当該統制期間は、前条(i)及び第三十六条(a)(四から)までの規定の適用上、統制期間とみなさない。

(v) 総輸出許可トン数が、第四次協定に基づき同協定の最後の四半期について決定され、かつ、同協定の終了の際になお実施されている場合は、この条の規定にかかるわらず、

(vi) この協定の効力発生の日から開始する統制期間は、この協定に基づいて宣言されたものとみなす。

(vii) (i)の統制期間における総輸出許可トン数は、理事会が前条の規定に従つて改定しない限り、第四次協定に基づき同協定の最後の四半期について決定された総輸出許可トン数に比例して決定される。

(viii) (i)の統制期間における総輸出許可トン数は、理事会が前条の規定に従つて改定しない限り、第四次協定に基づき同協定の最後の四半期について決定された総輸出許可トン数に従つとも、この協定に基づく理事会の第一回通常会期の際に緩衝在庫に保有されているすず地金が一万トンを下回つている場合には、理事会は、当該会期において情勢を検討するものとし、輸出制限の継続を決定しなかつたときは、

(i) の統制期間は、統制期間でなくなる。
 第三十四条 総輸出許可トーン数の割当て
 (a) 各統制期間における総輸出許可トーン数は、当該統制期間に先立つ期間のうち統制期間として宣言されなかつた最後の連続する四の四半期における各生産国の生産量又は輸出量のいづれか適当なものに比例して生産国の間に割り当てる。理事会は、この(a)の規定に基づいて総輸出許可トーン数の割当てを行つて当たり、附属書F第六条にいう事情及びいづれかの生産国が同附属書第九条の規定に従つて例外的なものとして陳述する状況に妥当な考慮を払うものとし、その生産国については、他の生産国の同意を得て、理事会が決定する他の期間の生産量又は輸出量のいづれか適当なものを使用することができる。
 (b) (i) 理事会は、(a)の規定にかかわらず、生産国の同意を得て、その生産国の輸出許可トーン数を削減し、他のすべての生産国に、これらの生産国の百分率に比例して又は必要に応じ他の方法で、当該削減分を割り当てることができる。
 (ii) (i)の規定に従いいづれかの統制期間について決定されたいづれかの生産国のすずの数量は、この条の規定の適用上、当該統制期間における生産国への輸出許可トーン数とみなす。
 (c) 各生産国は、自国の輸出量が当該統制期間における自国の輸出許可トーン数ができる限り一致するように、この条の規定を遵守し及び実施するためには必要な措置をとる。
 (d) (i) いづれかの統制期間における自国の輸出許可トーン数に基づいて輸出する権利を有する数量のすずを当該統制期間中に輸出することができないと考える生産国は、できる限り速やかに、いかなる場合にもその輸出許可トーン数が実施された日の後二箇月以内に、理事会に対してその旨を宣言しなければならない。
 (ii) 理事会は、(i)の宣言を受理した場合又はい

すれかの生産国がその輸出許可トン数に基づいて輸出する権利を有する数量のすずをいすれかの統制期間中に輸出することができないと認める場合には、所定の総輸出許可トン数のすずが実際に輸出されるために必要と認められる措置をとることができる。

(e) 理事会は、この条の規定の適用上、生産国のはずの輸出量にその生産国の鉱業生産から得られるいすれの物質のすず含有量をも含めることを決定することができる。

第三十五条 輸出時点

すずは、附属書Cに掲げる生産国につき同附属書に定めるその生産国の手続が完了した場合には、輸出されたものとみなす。ただし、

(i) 理事会は、その生産国との同意を得て随時同附屬書を修正することができる。その修正後の手続は、同附屬書に含まれているものとして実施する。

(ii) 理事会は、すれかの生産国から同附屬書に定めのない手続によつて輸出された場合には、この協定の適用上そのすずを輸出されたものとみなすべきかどうかを決定するものとし、輸出されたものとみなすときは、その輸出が行われたとみなす時点を決定する。

第三十六条 輸出統制に関する制裁

(a) (i) 統制期間における生産国のはずの純輸出量は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、当該統制期間におけるその生産国のはずの輸出許可トン数を限度とする。

(ii) 理事会は、いすれかの統制期間におけるいすれかの生産国のはずの純輸出量が、(i)の規定にかかるわらず、当該統制期間におけるその生産国のはずの輸出許可トン数を五パーセントを超えて超過する場合には、当該超過分に等しい数量まで緩衝在庫に追加の供与を行うことをその生産国に要求することができる。その供与は、すれか地金若しくは現金により又は理事

会が定める割合のすれ地金及び現金により理

事会が決定する一又は二以上の期日までに行う。供与すべき現金の額は、理事会がその供与の要求を決定した日に実施されている最低価格で算定するものとし、また、供与すべきすれ地金の数量は、その供与が行われることとなつている統制期間におけるその生産国のはずの輸出許可トン数への追加分としない。

(iii) いすれかの連続する四の統制期間に超過があつた統制期間を含む)におけるいすれかの生産国のはずの純輸出量の合計が、(i)の規定にかかるわらず、当該四の統制期間におけるその生産国のはずの純輸出量の合計が、(i)のペーセントを超えて超過する場合には、その後の四の各統制期間におけるその生産国のはずの輸出許可トン数は、当該超過分の合計の四分の一に相当する数量又は理事会が決定する一層大きい数量だけ削減することができる。もつとも、その削減は、当該超過分の合計の一に相当する数量を限度とするものとし、また、理事会がこれを決定した統制期間の次の統制期間から実施される。

(iv) いすれかの生産国のはずの純輸出量の合計が、連続する四の統制期間において(iii)に規定するようにその生産国のはずの輸出許可トン数を超えた後、更に、その後のいすれかの連続する四の統制期間(前項の規定の適用を受ける統制期間を除く)において当該四の統制期間におけるその生産国のはずの輸出許可トン数の合計を超えた場合には、理事会は、(iii)の規定に従つてそれを超す一部となるためのものであること。

(v) 当該特別輸出に係るすれが政府の貯蔵による譲渡することができる。

(vi) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、特別輸出につき必要と認める条件を付することができる。

(vii) 第三十九条の規定が遵守され、かつ、理事会が(i)の規定に基づいて付する条件が満たされた場合には、特別輸出に係るすれの数量は、第三十四条(b)及び(d)並びに前条(b)の規定を適用する

に基づいて許可されたものを含む。)を超える

数量のすれを輸出した生産国は、できる限り早い機会に、この協定に対する自國のそのような違反の状態を是正するための効果的な措置をとらなければならない。理事会は、この

規定期間に基づいて行動を決定するに当たり、その生産国がそのような措置をとらなかつたこと又ははとることが遅れたことを考慮に入れる。

(a) (i)から(iv)までの規定の適用上、第四次協定が決定された統制期間、同条の規定に基づく輸出許可トン数を超えて輸出された数量及び同条の規定に基づいて課された制裁は、それぞれ、この協定の効力発生の日から、この条の規定に基づいて決定され、輸出され及び課されたものとみなす。

(b) 第三十七条 特別輸出

(a) 理事会は、統制期間を宣言した後いつでも、次(i)及び(ii)の条件が満たされると認める場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、第三十四条(a)の輸出許可トン数のほかに特定の数量のすれの輸出(以下「特別輸出」という。)を許可することができる。

(i) 当該特別輸出に係るすれが政府の貯蔵す

る数量のすれを削減するほか、緩衝在庫の清算残高へのその生産国への参加の権利を、最初はその二分の一を限度として、奪うこと

を、理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、特別輸出につき必要と認める条件を付することができる。

(ii) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、特別輸出に係るすれの数量のうち返還を受けた部分は、第三十三条の規定の適用上、その返還が行われた統制期間中に輸出されたものとみなす。

(iii) 特別寄託分は、統制期間として宣言され

による議決で、(b)に定める条件をいつでも修正することができる。もつとも、その修正は、い

ずれかの国が既に与えられた許可に基づいてとつた措置及び(d)の規定に基づいて既に付された条件に影響を及ぼすものではない。

第三十八条 特別寄託

(a) 生産国は、理事会の同意を得て、いつでも管

理官にすれ地金の特別寄託を行ふことができる。特別寄託分は、緩衝在庫に保有されているすれ地金の一部として取り扱われないものとし、管理官は、これを自由に処分してはならない。

第三十九条 特別寄託

(a) 自国内におけるすれ鉱石の生産から得られるすれ地金の特別寄託を行ふ意思を有する旨を理事会に通報した生産国は、第三十四条の規定に基づいて自國に割り当てられた輸出許可トン数の枠外で、すれ地金又は精鉱を、それらが特別寄託の対象であるすれ地金となることを確認するため必要とされる証拠を理事会に提供する

ことを条件として、輸出することを許可される。その輸出については、その生産国が次条に定める要件を満たしている限り、第三十四条(b)及び(d)並びに第三十六条(b)の規定を適用しない。

(b) 議長は、すべての特別寄託分の受領を参加国に通告する。その通告は、特別寄託分の受領の時から三箇月を経過した後に行う。

(c) すれ地金の特別寄託を行つた生産国は、いかれかの統制期間における自國の輸出許可トン数の枠内で行う輸出に充てるため、当該特別寄託分の全部又は一部の返還を受けることができる。この場合において、特別寄託分のうち返還を受けた部分は、第三十三条の規定の適用上、その返還が行われた統制期間中に輸出されたものとみなす。

(d) 特別寄託分は、統制期間として宣言され

による議決で、特別輸出につき必要と認める条件を付することができる。理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、特別輸出に係るすれの数量のうち返還を受けた部分は、第三十三条の規定の適用上、その返還が行われた統制期間中に輸出されたものとみなす。

(e) 特別寄託分は、統制期間として宣言され

- (f) つた四半期においては、次条の規定に従うことのみを条件として、その特別寄託を行つた生産国が自由に処分することができる。
- (g) 特別寄託に関連して生ずるすべての経費は、その特別寄託を行う生産国が負担するものとし、理事会は、いかなる経費をも負担しない。
- 第三十九条 生産国の在庫**
- (a) いづれかの生産国のすずの在庫分のうち附属書Cに定めるその生産国の手続による輸出が行われていない部分は、統制期間中のいかなる時点においても、その生産国について附属書Dに定める数量を超えてはならない。
- (b) (i) の在庫分には、鉱山と附属書Cに掲げる輸出地点との間で輸送の途上にあるすずを含まない。
- 鉱山は、附属書Dに定める数量を変更することができるものとし、その変更に当たりいづれかの生産国に係る数量を増加した場合には、その増加分につき、期間、その後の輸出等に関する条件を付することができる。
- (b) 第四次協定第三十六条(a)の規定に基づいて承認され、かつ、同協定の終了の際なお実施されている割合の増加及びこれに関連して付されるる条件は、理事会がこの協定の効力発生の後六箇月以内に別段の決定を行わない限り、この協定に基づいて承認され、又は付されたものとみなす。
- (c) 前条の規定に基づく特別寄託分の数量に相当する数量は、当該生産国がこの条の規定に基づいて統制期間中保有することを許される在庫分の数量から控除する。
- (d) 附屬書Eに掲げるいづれかの生産国において、すず鉱石が同附屬書に掲げる他の鉱物の採掘の際に鉱床から不可避的に採掘され、そのため、(a)に規定する在庫量の限度が当該他の鉱物の採掘を不當に制限することとなる場合には、その生産国は、当該精鉱に含まれずを、それが専ら当該他の鉱物とともに得

- られたものであり、かつ、実際に自国内に保持されるものであることを自国の政府が証明する限り、追加の在庫分として保有することができる。もつとも、採掘された当該他の鉱物の総量に対する当該追加の在庫量の比率は、いかなる場合にも、同附屬書に定める比率を超えてはならない。
- (ii) (i) の追加の在庫分の輸出は、理事会の同意がある場合を除くほか、緩衝在庫に保有されているすべてのすず地金の清算が終了する時まで開始してはならず、その後行われる追加分の輸出の数量は、各四半期において全輸出量の四十分の一又は二百五十トンのいづれか多い方を超えてはならない。
- (e) 附屬書D又は附屬書Eに掲げる国は、理事会と協議して、この条の規定に従つて承認される増加分及び追加の在庫分の維持、保全及び管理を規制する規則を設ける。
- (f) 理事会は、関係生産国との同意を得て、附屬書D及び附屬書Eを修正することができる。
- (g) 各生産国は、自國のすずの在庫分のうち附屬書Cに定める自國の手続による輸出が行われていない部分に関する明細書を、理事会が要求する間隔で理事会に提出する。その明細書は、鉱山と同附屬書に掲げる輸出地点との間で輸送の途上にあるすずに関する事項を記載しないものとし、また、(d)の規定に基づく在庫分を別個に記載するものとする。

- (h) 前条の規定に基づいて特別寄託分を保有していく統制期間中保有することを許された在庫分の全部又は一部(d)の規定によつて輸出を規制される追加の在庫分を除く。)の輸出に関する計画を理事会に通報するものとし、また、すず市場をできる限り混乱させることなく、かつ、緩衝在庫の清算に関する第二十六条の規定の趣旨に合致するように輸出を行う最良の方法について承認を求めるの件外二件
- (i) 参加国に対し、供給するとのできるすずの数量をできる限り急速に増加させるすべての可能な措置をとることを勧告する。
- (j) 理事会は、この条に定める措置が実施される期間を決定する。その期間は、四半期に対応するものとする。ただし、理事会は、その措置がこの協定に基づき初めて実施される場合及び理事会によって不足が認定されなかつた期間の後再び実施される場合には、三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日を末日とする一箇月以上五箇月以内の期間をその措置の実施期間として宣言することができる。
- (k) 理事会は、この条の規定に基づいてとられる措置を実施前に取り消し、実施中に終了させ又は四半期ごとに延長することができる。
- (l) 参加国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾する。
- (m) 参加国は、(k)の規定の適用を妨げることなく、特に次のことを遵守しなければならない。
- (n) 参加国は、(k)の規定の適用を妨げることなく、自國の需要の全部を満たすために十分な量のすずを入手することができる間、特定の最終用途のためのすずの使用を禁止せず又は制限しないこと。ただし、その禁止又は制限が貿易に関する他の国際協定に抵触しないものである場合は、この限りでない。
- (o) 参加国は、(k)の規定に基づいて行う生産及び消費の見積りに照らし、かつ、緩衝在庫に保有されているすず地金の数量及び現金の額その他すべての関係要素特に、すずの生産設備の稼働率、他の在庫分の入手可能性及び時価の傾向に入れて、(k)の規定に基づいて宣言された期間及びその決定するそれに続く期間におけるすずの総需要量及び総入手可能量を見積もることができるように、あらゆる必要な研究を行う。
- (p) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多數票

- により議決で、供給可能なすずの公平な配分を消費国に保証するための取決めを理事会と行うよう参加国に要請することができる。
- 第十五章 すずの不足**
- 第四十条 すずの不足の場合の措置**
- (a) 理事会は、価格が上限価格帯にある場合又は、いかなる場合にも、同附屬書に定める比率を超えてはならない。
- (b) (i) の追加の在庫分の輸出は、理事会の同意がある場合を除くほか、緩衝在庫に保有されているすべてのすず地金の清算が終了する時まで開始してはならず、その後行われる追加分の輸出の数量は、各四半期において全輸出量の四十分の一又は二百五十トンのいづれか多い方を超えてはならない。
- (c) 第三十二条(a)及び第三十三条(d)の規定に従い、実施されている輸出統制を終了させることが重大な不足が生じており又は生ずるおそれがあると認めるときは、いつでも、理事会は、これを上回つてはならない在庫の水準を勧告すると及び超えてはならないとられた措置の前回の会期以後の成果に重大な不足が生じており又は生ずるおそれがあると認めるときは、いつでも、理事会は、これを上回つてはならない在庫の水準を勧告することができる。
- (d) 参加国に対し、供給するとのできるすずの数量をできる限り急速に増加させるすべての可能な措置をとることを勧告する。
- (e) 第十六章 雜則
- 第四十一条 参加国的一般的義務**
- (a) 参加国は、この協定の有効期間中、この協定の目的的達成を促進するよう最善の努力を払はなければならぬ。
- (b) 参加国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾する。
- (c) 参加国は、(a)の規定の適用を妨げることなく、特に次のことを遵守しなければならない。
- (d) 参加国は、(a)の規定の適用を妨げることなく、自國の需要の全部を満たすために十分な量のすずを入手することができる間、特定の最終用途のためのすずの使用を禁止せず又は制限しないこと。ただし、その禁止又は制限が貿易に関する他の国際協定に抵触しないものである場合は、この限りでない。
- (e) 参加国は、(a)の規定に基づいて行う生産及び消費の見積りに照らし、かつ、緩衝在庫に保有されているすず地金の数量及び現金の額その他すべての関係要素特に、すずの生産設備の稼働率、他の在庫分の入手可能性及び時価の傾向に入れて、(a)の規定に基づいて宣言された期間及びその決定するそれに続く期間におけるすずの総需要量及び総入手可能量を見積もることができるように、あらゆる必要な研究を行う。
- (f) 参加国は、生活水準の低下及び世界の貿易における不公正な競争状態の発生を避けるため、すず産業において公正な労働基準を確保するよう努めることを宣言する。

- (a) 第四十三条 非商業的在庫のすずの処分
 (b) 理事会は、いかかの参加国が非商業的在庫のすずの処分を希望する場合に、十分な予告期間を置いて、その処分計画につき理事会と協議する。
- (c) 理事会は、(b)の処分の進展状況を隨時検討するものとし、また、その処分を行う参加国に対し勧告を行うことができる。その参加国は、理事会の勧告に対して妥当な考慮を払うものとする。
- (d) 非商業的在庫のすずの処分は、すずの生産者、加工者及び消費者の利益を保護することに妥当な考慮を払つて、それらの者のための通常の市場の混乱をできる限り避けるよう、また、処分の結果が新たな供給源の調査及び開発のための投資並びに生産国のです鉱業の健全性及び成長に及ぼす悪影響を避けるように行う。その処分の数量及び期間は、生産国のです産業における生産及び雇用を不当に害することのないよう、かつ、その生産国の経済に困難をもたらさないようなものとする。
- (e) 第四十四条 国の安全
 (i) この協定のいかなる規定も、次のように解釈してはならない。
 (ii) 公表すれば自国の重大な安全上の利益に対すると参加国が考へるような情報の提供をその参加国に要求すること。
- (iii) 参加国が、武器、弾薬その他の軍用品の取引若しくはいかかの国の軍事機関への補給を直接若しくは間接の目的とするその他の貨物の取引に關係のある行動であつて自国の重大な安全上の利益の保護のため必要と認めるもの又は戦争その他国際關係における緊急事態の際の行動を単独で又は他の国とともにと協議する。

- (a) 第四十五条 苦情
 (i) いすれかの参加国がこの協定に違反した旨の苦情は、その違反の状態の是正についてこの協定に別段の定めがない限り、苦情を申し立てた参加国の要請により、決定のため理事会に付託する。
- (ii) いかなる参加国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、決議によらない限り、この協定に違反したと認定されることはないと認定に當つては、その違反の性質及び程度を明示する。
- (b) 参加国が、軍事機関により若しくは軍事機關のために作成される政府間協定であつてその当事国が安全上の基本的な要請に応ずるためのもの又は同様の目的で國のために作成されるその他の取組を締結し又は実施することを妨げること。
- (c) 参加国が、国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく自国の義務に従つて行動をとることを妨げること。
- (d) 参加国は、すずに関し(a)又は(b)の規定に基づいてとつたすべての行動をできる限り速やかに議長に通告するものとし、議長は、これを他の参加国に通告する。
- (e) いすれの参加国も、この協定に基づく他の参加国の行動(戰時中の行動を除く。)によって重大な損害を受けたと認める場合には、理事会に対して苦情を申し立てることができる。
- (f) 理事会は、(c)の苦情の申立てを受けた場合には、実情を調査し、消費国が総体として有する票の過半数及び生産国が総体として有する票の過半数による議決で、当該参加国の苦情が理由のものであるかどうかを決定するものとし、理由のあるものであると決定した場合は、当該参加国に対してこの協定から脱落することを許可する。
- (g) 第四十六条 紛争
 (i) 諮問委員会は、理事会が全会一致の議決で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。
- (ii) 生産国が指名する二人の者。そのうち一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識及び経験を有する者とする。
- (iii) 消費国が指名する二人の者。これらの者は、生産国が指名する者と同様の資格を有する者とする。
- (iv) このようにして指名される四人の者が一致しない場合には、議長が選定する委員長
- (a) 第四十七条 署名
 (i) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いかかの政府からも指示を受けないで行動する。
- (ii) 諮問委員会の費用は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を探討した後、当該紛争について決定を行う。
- (b) 第四十八条 批准、承認及び受諾
 (i) この協定は、千九百七十五年七月一日から千九百七十六年四月三十日まで、国際連合本部において、第四次協定の締約政府及び千九百七十五年の国際連合すず会議に招請された政府による署名のため、開放しておこう。
- (ii) 第四十九条 確定的効力発生
 (i) この協定は、附屬書Aに掲げる生産国の中少なくとも六の国で総体として九百五十票以上を有するものを代表する政府及び附屬書Bに掲げる消費国の中少なくとも九の国で総体として三百票以上を有するものを代表する政府が批准書、承認書、受諾書又は加入書を寄託した時に、直ちに、それらの政府について確定的に効力を生ずる。ただし、千九百七十六年六月三十日までは、この限りでない。
- (ii) この協定は、確定的効力発生の後に批准書、承認書、受諾書又は加入書を寄託した各政府について、それらの文書の寄託の日に確定的に効力を生ずる。

(c) この協定は、次条(a)の規定に基づいて暫定的に効力を生じた場合には、(a)に定める要件を満たす国を代表する政府が批准書、承認書、受諾書又は加入書を寄託した時に、直ちに、それらの政府について確定的に効力を生ずる。

第五十条 暫定的効力発生

(a) (i) この協定は、千九百七十六年七月一日又は第四次協定の有効期間が延長されるときは同協定の終了日の翌日までに確定的に効力を生じてない場合には、批准書、承認書、受諾書、加入書又は批准、承認、受諾若しくは加入の意思の通告書を寄託した政府については、暫定的に効力を生ずる。ただし、附屬書Aに掲げる生産国のうち少なくとも六の国で総体として九百五十票以上を有するものを代表する政府及び附屬書Bに掲げる消費國のうち少なくとも九の国で総体として三百票以上を有するものを代表する政府が、批准書、承認書、受諾書、加入書又は通告書を寄託していることを条件とする。

(ii) この協定は、これが暫定的に効力を生じている間に批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し又は批准、承認、受諾若しくは加入の意思の通告を行つた各政府については、批准書、承認書、受諾書、加入書又は通告書の寄託の日に暫定的に効力を生ずる。

(b) この協定が第四次協定の終了の後六箇月以内に、暫定的に効力を生じたが前条の規定にて確定的に効力を生じなかつた場合には、議長は、情勢を検討するためできる限り速やかに理事会の会期を招集する。ただし、この協定は、その効力発生が引き続き暫定的なものである場合には、その暫定的効力発生の後一年以内に終了させなければならない。

(d) (i) 理事会は、その政府が要請するときは、その九十日の期間を延長することができるものとし、また、

(ii) その政府は、その九十日の期間又はその延長された期間の満了前に、国際連合事務総長に対し少なくとも三十日前に予告を行うことにより、この協定への参加を終止することができる。

第五十二条 加入

(a) 千九百七十五年の国際連合すばる會議に招請された政府及び第四次協定の締約政府は、理事会が定める条件に従つてこの協定に加入する権利を有する。それらの政府は、加入書中ににおいて、理事会の定める条件を受け入れる旨を述べなければならない。

(b) 理事会が定める条件は、投票権及び会計上の義務に関するもので、加入しようとする政府と既にこの協定に参加している政府との間で公平なものでなければならない。

(c) 理事会は、この協定への生産国の加入に当つては、

(i) その生産国について附属書D及び該当する場合には附属書Eに表示すべきトン数及び税率をその生産国の同意を得て決定するものとし、また、

(ii) 附属書Cにおいてその生産国の国名に対応して表示すべき輸出統制のための輸出の定義をも決定する。このように決定されたトン数、比率又は定義は、それぞれ当該附属書に含まれているものとして実施し又は適用する。

(d) (i) の政府でこの協定に加入する意思を有するものは、加入の意思の通告を行うことができ、その政府は、この協定への参加を終止する。

(e) 第四次協定に基づく理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定に基づく理事会及び当該政府の追認を得ることを条件として、(a)にいう条件を定めることができる。

(f) 加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することによつて行う。

第五十三条 独立の参加

いづれの政府も、批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し若しくは批准、承認、受諾若しくは加入の意思を通告する際に、又はその後隨時、当該政府が国際関係について責任を負い、かつ、この協定が現に適用されており又は将来その効力発生の後適用される領域であつてすずの生産又は消費に関心を有するものにつき、生産國又は消費國としてのその独立の参加を提案することができる。その独立の参加は、理事会の同意を必要とするものとし、また、理事会の決定する条件下にて行う。

第五十四条 政府間機関

(a) 第四十七条から第五十二条までの規定において政府といふときは、国際協定、特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有する政府間機関を含む。

(b) (a)の政府間機関は、それ自体の票を有しないが、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、その機関の構成國の票を投する権利を有するものとし、それらの構成國の票を一括して投する。この場合には、その機関の構成國は、各自の投票権を行使することができない。

第五十五条 改正

理事会は、参加国に対し、生産國が総体として有する票の三分の二以上及び消費國が総体として有する票の三分の二以上による議決で、この協定の改正を勧告することができる。理事会は、その勧告に当たり、各參加国が当該改正を承認し、承認し又は受諾するかどうかを国際連合事務総長に通告する期限を決定する。理事会は、(a)の規定に基づいて批准、承認▽

(c) は受諾の通告のために決定した期限を延長することができる。

(d) 改正は、すべての参加国が(b)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに批准し、承認し又は受諾した場合には、国際連合事務総長が批准、承認又は受諾の最後の通告を受領した時に、直ちに効力を生ずる。

(e) 改正是、総体として生産国の票の全部を有する参加国及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する参加国が(a)の規定に基づいて決定され又はされれば(b)の規定に基づいて延長された期限までに批准、承認又は受諾をしない場合には、効力を生じない。

(f) 総体として生産国の票の全部を有する参加国及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する参加国が(b)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに改正を批准し、承認し又は受諾した場合には、

(i) その改正は、そのような参加国の総体を構成するため必要な最後の国が批准、承認又は受諾を通告した後三箇月を経過した時に、それ以前に批准、承認又は受諾を通告した参加国について効力を生ずる。

(ii) その改正の効力発生の日までにその改正の批准、承認又は受諾をしなかつた参加国は、その効力発生の日からこの協定への参加を終止する。ただし、理事会が、その効力発生の日の後の最初の会期において、憲法上の困難のためその効力発生の日までに批准し、承認し又は受諾することが不可能であつたとの当該参加国の中立を認め、かつ、当該参加国とのためその困難の解決される時まで批准、承認又は受諾の期限を延長することを決定した場合は、この限りでない。

(g) 消費国は、自国の利益が改正によつて害されると考へる場合には、その改正の効力発生の日までに批准、承認又は受諾をしなかつた場合には、その改正の効力発生の日までに批准し、承認し又は受諾した場合には、国際連合事務総長が批准、承認又は受諾の最後の通告を受領した時に、直ちに効力を生ずる。

附属書B 消費国の百分率及び票数

注 この表に掲げる国並びにこの表に定める百分率及び票数は、協定を作成した一千九百七十五年の国際連合すなはち会議において決定したものであり、協定の実施に伴つて隨時修正する。

附屬書

輸出統制の実施上すずを輸出されたものとみなす場合

オーストラリア

ボリヴィア

マレイシア ナイジエリア連邦共和国

卷一

ザイトル共和国

共通規定

すずは、関税規則(輸出禁止)に基づいて交付される規制品輸出許可書の日付の日に輸出されたものとみなす。

すずは、輸出税の支払のためのボリヴィアの税関当局の検査を通過した時に輸出されたものとみなす。

すずは、通関した時又はすず精鉱が税関の監督の下に製錬所に引き渡され、計量され、かつ、税関吏が通関証明書を交付した時にインドネシアから輸出されたものとみなす。ただし、その後国内消費用としてインドネシアに輸入されるすずは、含まない。

すずは、輸出税の支払のためにマレーシアの税関当局が精鉱を計量した時又は精鉱が輸出税の支払前に製錬されていたときは同当局が地金を計量した時にマレーシアから輸出されたものとみなす。

すずは、精鉱が製錬所に引き渡され、鉱業税の支払のために計量されかつ通関した時に輸出されたものとみなす。もつとも、製錬所に引き渡されないすずは、ナイジニア鉄道会社が精鉱を輸出のために引き渡されたことを確認する運送状を交付した時に輸出されたものとみなす。

すずは、精鉱がタイの製錬会社に引き渡されかつ計量されたことを鉱物資源局が公式に証明した時にタイから輸出されたものとみなす。もつとも、製錬会社に引き渡されない輸出向けのすずは、鉱物資源局がそのすずについて輸出許可書を交付した時にタイから輸出されたものとみなす。

すずは、サイール共和国運輸国内委員会に加盟している運輸業者がすずの引渡しを受けたことを確認する通し船荷証券を交付した時に輸出されたものとみなす。

前記の書類が何らかの理由で特定の積出しに対して交付されなかつたときは、この積み出されたすずのトン数は、協定の適用上、ザイール共和国の税関が輸出書類を交付した時に輸出されたものとみなす。

(a) 統制期間中に生産国から輸送されるすずは、輸出されたものとみなし、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数の一部として扱う。ただし、次の場合は、この限りでない。

(b) オーストラリアについてこの附属書に定める場合

この附属書において生産国名に対応して掲げる手続が当該統制期間の開始前に当該すずについて完了している場合及び確定第三十五条の規定に従つて理事会が別段の決定をした場合

に定める輸出地点までの主要な輸送の大規模な途絶は、例外的な状況とみなすことができる。

第十一条 この附屬書の適用上、自国内における鉱石生産から得られるすずの実質的消費国である生産国の百分率は、すずの鉱石生産量ではなく、すずの輸出量を基礎として算定する。

この附屬書において「すずの生産量」とは、鉱山における生産量のみをいい、製錬所における生産量を含まない。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
右
千九百七十五年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件
昭和五十一年四月二十六日
内閣総理大臣 三木 武夫
国会に提出する。

千九百七十五年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件
千九百七十五年の国際ココア協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十五年の国際ココア協定

第一条 目的

この協定の目的は、国際連合貿易開発会議の第一回会期の最終議定書に含まれる勧告を考慮して、次のとおりとする。

(a) ココアの生産と消費との間の調整が通常の市場の力のみによつては事態に即応するように行われない場合に持続することとなる深刻な経済的困難を軽減すること。

(b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損

なうココアの価格の過度の変動を防止すること。

加盟生産国による輸出収入の安定及び増加に寄与する措置をとり、それにより

活発かつ上昇的な生産に必要な刺激を与えることに寄与し並びに加盟生産国が急速な経済成長及び社会的発展のための資金を得ることに寄与すること。この場合において、加盟輸入国における消費者の利益、特に消費を増大する必要性をも同時に考慮する。

生産者及び消費者にとって公正であり、かつ、妥当な価格で十分な供給を確保すること。

(d) 供給と需要との間の長期的均衡を確保するため、消費の増大及び、必要な場合には可能な範囲内で、生産の調整を容易にすること。

第二条 定義

(e) 「ココアの適用上」
(f) 「ココア」とは、カカオ豆及びココア製品をいう。
(g) 「ココア製品」とは、ココアペースト、カカオ脂、ココア粉(甘味を付けてないもの)、ココアケーキ、ココアニブ等のカカオ豆のみから作られる製品及び理事会が必要に応じ決定するココアを含有するその他の製品をいう。

第三条 機関の加盟国

(h) 「機関」とは、第五条に規定する国際ココアの輸入」とは、いずれかの国の関税地域の内に入るココアをいい、「コ

アの輸入」とは、いずれかの国の関税地域の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域とは、当該加盟国の関

税地域の全体を意味するものとする。

(i) 「理事会」とは、第六条に規定する国際ココア理事会をいう。

(j) 「加盟国」とは、この協定の締約国(次条2に規定する締約国を含む)、第七十二条の規定に従つて通告が行われた領域若しくは領域の集團又は第四条に規定する政府間機関をいう。

(k) 「理监事会」とは、第六条に規定する国際ココア理事会をいう。

(l) 「輸出国」又は「加盟輸出国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したココアの輸出量がそれをカカオ豆に換算したココアの輸出量がその輸出量を上回る国又は加盟国をいう。

(m) 「トントン」とは、千キログラムのメートル・トン又は二千二百四・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(n) 「収穫年度」とは、十月一日から九月三十日までの十一箇月の期間をいう。

(o) 「割当年度」とは、十月一日から九月三十日までの十一箇月の期間をいう。

(p) 「基本割当」とは、第三十条の規定に従つて、この協定において、政府による署名、批

て決定される割当てをいう。

(q) 「年間輸出割当」とは、第三十一条の規定に基づいて決定される各加盟輸出国の割当てをいう。

(r) 「実際の輸出割当」とは、一定の時点における各加盟輸出国の割当てとして、第三十一条の規定に基づいて決定されたもの、第三十四条の規定に基づいて調整されたもの、第三十五条から6までの規定に基づいて削減されたもの又は第三十六条の規定に基づいて変更されたものをいう。

(s) 「ココアの輸出」とは、いずれかの国の関税地域から外へ向けて出るココアをいい、「コ

アの輸出」とは、いずれかの国の関税地域の内に入るココアをいい。ただし、この定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域とは、当該加盟国の関

税地域の全体を意味するものとする。

(t) 「機関」とは、第五条に規定する国際ココアの輸入」とは、いずれかの国の関税地域の内に入るココアをいい、「コ

アの輸入」とは、いずれかの国の関税地域の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域とは、当該加盟国の関

税地域の全体を意味するものとする。

(u) 「理事会」とは、第六条に規定する国際ココア理事会をいう。

(v) 「輸出国」又は「加盟輸出国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したココアの輸出量がそれをカカオ豆に換算したココアの輸出量がその輸出量を上回る国又は加盟国をいう。

(w) 「生産国」又は「加盟生産国」とは、それぞれ、商業的に見て相当な数量のココアを栽培する国又は加盟国をいう。

(x) 「区分」との単純過半数票とは、加盟輸出

る票の過半数(それぞれ別個に計算する)をいう。

(y) 「特別多數票」とは、加盟輸出国が投する票の三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟国の少なくとも半数が代表されてい

ることを条件とする。

(z) 「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生(暫定

的なものであるか確定的なものであるかを問

ることを条件とする。

(aa) 「三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票

する加盟国の少なくとも半数が代表されてい

ることを条件とする。

(bb) 「三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票

する加盟国の少なくとも半数が代表されてい

ることを条件とする。

(cc) 「三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票

する加盟国の少なくとも半数が代表されてい

ることを条件とする。

(dd) 「三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票

する加盟国の少なくとも半数が代表されてい

ることを条件とする。

(ee) 「三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票

する加盟国の少なくとも半数が代表されてい

ることを条件とする。

(ff) 「三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票

する加盟国の少なくとも半数が代表されてい

ることを条件とする。

(gg) 「三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票

する加盟国の少なくとも半数が代表されてい

ることを条件とする。

准書、受諾書若しくは承認書の寄託、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准書、受諾書若しくは承認書の寄託、暫定的適用の通告又は加入を含む。

1 の政府間機関は、それ自体の票を有しないが、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、その政府間機関の構成国の票を投する権利を有するものとし、それらの構成国の票を一括して投する。そのような表決が行われる場合には、その政府間機関の構成国は、各自の投票権行使することができない。

3 第十五条の規定は、1 の政府間機関について表決が行われる場合には、その政府間機関の構成国が執行委員会においてその政府間機関の構成国が投する権利を有する票を加算することができる。その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、その政府間機関のいずれかの構成国が執行委員会においてその政府間機関の構成国が投する権利を有する票を一括して投する。

第四章 組織及び運用

第五条 國際ココア機関の設立、本部及び構成

1 千九百七十二年の国際ココア協定によつて設立された国際ココア機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、存続する。

2 機関は、次のものによつてその機能を営む。

(a) 國際ココア理事会及び執行委員会
(b) 事務局長及び職員

3 機関の本部は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンに置く。

2 各加盟国は、一人又は二人以上の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代

理によつて代表される。各加盟国は、また、その代表又は代表代理の顧問を任命することができる。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定に明示的に定めるところを実施するため、必要なすべての権限を行使し、及び必要なすべての任務を遂行し又は任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、特別多數票による議決で、この協定を実施するために必要な規則での協定に適合するもの（理事会及びその委員会の手続規則、機関の会計及び職員に関する規則並びに緩衝在庫の管理及び運用に関する規則を含む。）を採択する。理事会は、その手続規則中に、会合することなしに特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。

3 理事会は、この協定に基づく任務を遂行するためには、第五十九条に規定する年次検討を含むものとする。理事会は、また、適当と認めるその他の記録を保管する。

4 理事会は、年次報告を公表する。この報告は、第五十九条に規定する年次検討を含むものとする。理事会は、また、適当と認めるその他の情報をお表する。

第六条 理事会の議長及び副議長

1 理事会は、各割当年度ごとに、議長一人並びに第一副議長及び第二副議長各一人を選挙する。

2 議長並びに第一副議長及び第二副議長は、機関から報酬を受けない。

3 議長及び第一副議長は、加盟輸出国及び加盟輸入国の中から選挙し、第二副議長は、他方の区分に属する加盟国の中から選挙する。

4 会期は、理事会が特別多數票による議決で別段の定めがある場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。

5 会期の通知は、緊急の場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、少なくとも三ヶ月前に行う。

6 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

分のうち該当する区分に属する加盟国の代表の中から、必要に応じて一時的又は恒久的な新規の役員を選舉することができる。

4 議長及び理事会の会合において議長となつているその他の役員は、投票権行使することができない。これらの者の代理は、その代表する加盟国の投票権行使することができる。

第九条 理事会の会期

1 理事会は、原則として、割当年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

2 理事会は、その他この協定中に特定する事態において会合するほか、その決定する場合又は次のいずれかのものによる要請がある場合にはいつでも、特別会期を開催する。

(a) 五の加盟国

(b) 少なくとも二百票を有する一又は二以上の加盟国

(c) 執行委員会

3 会期の通知は、緊急の場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、少なくとも三ヶ月前に行う。

4 会期は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催される。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、その加盟国は、その会合に必要な追加の費用を支弁する。

第十条 票数

1 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。これらの各千票は、2から6までの規定に従つて、加盟輸出国及び加盟輸入国の中から各区分内でそれぞれ配分する。

2 加盟輸出国の票は、次のように配分する。百票は、すべての加盟輸出国の間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようになる。

3 議長及び二人の副議長のすべてが一時に欠けた場合又は議長及び二人の副議長のうちの一人若しくは二人以上が恒久的に欠けた場合は、理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の票数は、算入しない。

票は、すべての加盟輸入国との間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようになる。残余の票は、附属書Dに掲げる各加盟国の輸入量に比例して配分する。

4 いかなる加盟国も、三百を超える票を有しない。2及び3の計算から生じた三百を超える部分の票は、それぞれ2及び3の規定を基礎にして他の加盟国との間で再配分する。

5 機関の加盟国に変動がある場合又はこの協定のいずれかの規定に基づいて加盟国の投票権が停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の規定に従つて票の再配分の措置をとる。

6 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

第十一条 理事会の投票手続

1 各加盟国は、自國が有するすべての票を投する権利を有するものとし、その票を分割して投することができる。ただし、各加盟国は、2の規定に基づいて委託された票については、自國が有する票と別個に用いることができる。

2 加盟輸出国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自國の利益を代表し及び自國の票を投することを委任することができる。この場合には、前条4に定める制限は、適用しない。

3 専らファイン・ココア又はフレーバー・ココアを生産する加盟輸出国は、割当の設定及び調整並びに緩衝在庫の管理及び運用に関する事項については、表決に参加してはならない。

第十二条 理事会の決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多數票による議決で行うことを定めてい

る場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

2 理事会の決定又は勧告に必要な票数を算定するに当たり、棄権した加盟国の票数は、算入し

- 3 この協定において特別多数票による議決を必要とする理事会の措置に関しては、次の手続による。
- (a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため必要とされる多数が得られない場合には、当該議案は、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。
- (b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため必要とされる多数がなお得られない場合には、当該議案は、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表決に付す。
- (c) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため必要とされる多数が三回目の表決においても得られない場合には、当該議案は、可決されたものとみなす。
- (d) 理事会が議案を(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、当該議案は、否決されたものとみなす。
- 4 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第十三条 他の機関との協力

- 1 理事会は、国際連合、その諸機関（特に国際連合貿易開発会議、国際連合食糧農業機関その他）の国際連合の適当な専門機関及び適当な政府間機関との協議及び協力のため、適当なすべての措置をとる。
- 2 理事会は、国際商品貿易における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、その活動及び事業計画について同会議に通報する。
- 3 理事会は、また、ココアの生産者、貿易業者又は製造業者の国際的機関との効果的な連絡を維持するため、適当なすべての措置をとることができる。

- 1 執行委員会は、八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。ただし、加盟輸出国の数又は加盟輸入国の数が十以下の場合には、理事会による議決で決定することができる。執行委員会の構成国は、次条の規定に基づつて各割当年度ごとに選挙されるものとし、再選されることができる。
- 2 選出された各構成国は、執行委員会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。各構成国は、また、その代表又は代表代理の顧問を任命することができる。
- 3 執行委員会の議長及び副議長は、理事会が各割当年度ごとに選挙するものとし、双方とも加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表団の中から選舉する。これらの役員の地位は、各割当年度ごとに、両区分の加盟国に振り当てる。議長及び副議長が一時的に又は恒久的に欠けた場合には、執行委員会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の中から、必要に応じて一時的又は恒久的な新規の役員を選舉することができる。議長及び執行委員会の会合において議長となつている他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、その代表する加盟国の投票権を行使することができます。

- 1 執行委員会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において会合する。加盟国の招請により執行委員会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、その加盟国は、その会合に必要な追加の費用を支弁する。
- 2 理事会は、また、前条に規定する諸機関に対するよう招請することができる。
- 3 第十五条 執行委員会の構成
- 1 執行委員会は、八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。ただし、加盟輸出国の数又は加盟輸入国の数が十以下の場合には、理事会による議決で決定することができる。執行委員会の構成国は、次条の規定に基づつて各割当年度ごとに選挙されるものとし、再選されることができる。
- 4 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、2及び3の規定に従つて行う。
- 5 執行委員会は、第十条の規定に基づいて自國に属するすべての票を单一の候補に投する。加盟国は、第十二条の規定に基づいて加入の条件を他の候補に投することができる。
- 6 執行委員会は、第七十三条の規定に基づいて加盟国を除名すること。
- 7 執行委員会は、第六十三条の規定に基づいて権利を停止すること。
- 8 執行委員会は、第七十五条の規定に基づいてこの協定の有効期間を延長し又はこの協定を終了させること。
- 9 執行委員会は、第七十六条の規定に基づいて改正を勧告すること。
- 10 執行委員会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対する権限の委任をいつでも取り消すことができる。

- 1 執行委員会の各構成国は、自國が第十六条の選挙において獲得したすべての票を投する権利を有するものとし、その票を分割して投することができない。
- 2 1の規定の適用を妨げることなく、執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国であつて選出されたいずれの構成国にも第十六条の規定の下で票を投じなかつたものは、議長に對する書面による通告により、それぞれ、執行委員会のいづれかの構成輸出国又は構成輸入国に対し、執行委員会において自國の利益を代表し及び自國の票を投することを委任することができる。
- 3 第十七条 執行委員会の権限
- 1 執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。
- 2 執行委員会は、市況を絶えず検討し、理事会に対して適當と認める措置を勧告する。
- 3 理事会は、その権限を行使する権利を害することなく、当該事項に關して理事会が決定を行うために必要とされる議決の別により区分ごとの単純過半数票による議決又は特別多数票によつての権限の行使を委任することができる。
- 4 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対する権限の委任をいつでも取り消すことができる。
- 5 第十八条 執行委員会の投票手続及び決議
- 1 執行委員会の各構成国は、自國が第十六条の選挙において獲得したすべての票を投する権利を有するものとし、その票を分割して投することができない。
- 2 1の規定の適用を妨げることなく、執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国であつて選出されたいずれの構成国にも第十六条の規定の下で票を投じなかつたものは、議長に對する書面による通告により、それぞれ、執行委員会のいづれかの構成輸出国又は構成輸入国に対し、執行委員会において自國の利益を代表し及び自國の票を投することを委任することができる。
- 3 第十九条 執行委員会の運営予算を承認及び分担金の額を決定すること。
- 4 第二十九条2又は3の規定に基づいて最低価格及び最高価格を修正すること。
- 5 第三十一条の規定に基づいて年間輸出割当額及び附屬書Cを修正すること。
- 6 第三十三条3の規定に基づいて附屬書Cを修正すること。
- 7 第三十五条8の規定に基づいて四半期額を、第三十五条の規定に基づいて年間輸出割当額を修正すること。

3 加盟国は、割当年度の途中において、自國が

第十六条の規定の下で票を投じた執行委員会の構成国と協議した後、その構成国から自國の票を撤回することができる。このようにして撤回された票は、執行委員会の他の構成国に委託することができるが、その割当年度の残余の期間中、当該他の構成国から撤回することができない。票を撤回された執行委員会の構成国は、その割当年度の残余の期間中、なお執行委員会の議席を維持する。この3の規定に従つてとの措置は、議長が書面によるその旨の通告を受けた後に効力を生ずる。

4 執行委員会が行ういかなる決定も、理事会が必要とする。当該決定を行う場合と同様の多数による議決を必要とする。

5 加盟国は、理事会がその手続規則に定める条件に従い、執行委員会の決定につき理事会に対して異議を申し立てる権利を有する。

第十九条 理事会及び執行委員会の定足数

1 理事会の会期の第一回目の会合においては、区分ごとにそれぞれ総票数の三分の二以上を有することを条件として、過半数の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国の代表が出席していなければならぬ。

2 理事会の会期の第一回日の会合の日として予定された日及びその翌日において1の規定に基づく定足数が得られない場合には、三日目及びその会期の残余の期間中の会合においては、区分ごとにそれぞれ総票数の過半数を有することを条件として、過半数の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国の代表が出席していなければならない。

3 第十一条2の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

4 第十一条2の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

5 執行委員会の会合のための定足数は、理事会

が執行委員会の手続規則で定める。

第二十条 機関の職員

1 理事会は、執行委員会と協議した後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件に照らして理事会が定める。

2 事務局長は、機関の首席の管理職員であり、また、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

3 理事会は、執行委員会と協議した後、特別多数票による議決で緩衝在庫の管理官を任命する。管理官の任用の条件は、理事会が定める。

4 管理官は、この協定によって与えられる任務及び理事会が決定するその他の任務について、理事会に対して責任を負うものとし、事務局長と協議して、それらの任務に係る責任を遂行する。

5 4の規定の適用を妨げることなく、機関の職員は事務局長に対し、事務局長は理事会に対しても責任を負う。

6 事務局長は、理事会が制定する規則に従つて職員を任命する。理事会は、この規則を作成するに当たり、類似の政府間機関の職員に適用される規則を考慮に入れる。職員は、できる限り

加盟輸出国及び加盟輸入国の国民の中から任命する。もつとも、その協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部が接受政府の領域から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

3 2の協定は、この協定とは別個のものとすむ。もつとも、その協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部が接受政府の領域から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

4 機関は、この協定の機能が適正に営まれたために必要な特権及び免除に関する取組で理事会が承認するものを他の加盟国と締結することができます。

第六章 会計

1 この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。

2 この協定の運用及び実施に必要な費用は、第

三十七条の規定に基づいて設置される緩衝在庫の運用及び維持に帰せられるものを除くほか、運営勘定に記帳するものとし、次条の規定に従つてその額が決定される加盟国の年次分担金に

加盟国は、事務局長、管理官その他の職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること及びこれらの者に対するその責任の遂行について影響を及ぼさうしないことを約束する。

第五章 特権及び免除

1 第二十二条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴え提起する能力を有する。

2 機関並びにその事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国(以下「接受政府」という。)の領域に滞在している加盟国の代表の地位、特権及び免除については、引き続き千九百七十五年三月二十六日にロンドンで締結されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と国際ココア機関との間の本部協定による。

3 第二十三条 運営予算の承認及び分担金額の額の決定

1 理事会は、各会計年度の下半期において、次

の会計年度の機関の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該加盟国の票数が当該会計年度の運営予算の承認された時点においてすべての加盟国の中占める割合に比例するものとする。分担金の額の算定に当たつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮しないで計算する。

3 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国最初の分担金の額は、その加盟国が有することとなる票の数及び当該会計年度の残余の期間を基礎として、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

4 第二十四条 運営予算に係る分担金の支払

1 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することができる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。その支

私の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

2 加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過した時点において運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、その加盟国に対し、できる限り速やかに支払うことを要請する。事務局長による要請の後二箇月を経過した時点においてその加盟国がなおその分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会におけるその加盟国の投票権は、その分担金の全額が支払われる時まで停止される。

3 加盟国は、2の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づく義務を免除されることはない。その加盟国は、引き続き、その分担金を支払い、かつ、この協定に基づくその他の会計上の義務を履行する責任を負う。

第二十五条 会計の検査及び公表

1 各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、第二十二条1にいう各勘定ごとに、当該会計年度の機関の決算書及び当該会計年度の終了の時ににおける貸借対照表につき会計検査を行う。会計検査は、加盟国政府からの資格のある二人の会計検査専門家（理事会が各会計年度ごとに加盟輸出国及び加盟輸入国から各一人を選出する。）の協力を得て、権威のある独立の会計検査専門家が行う。加盟国政府からの会計検査専門家は、機関から報酬を受けない。

2 権威のある独立の会計検査専門家の任用の条件及び会計検査の目的は、機関の会計規則で定める。会計検査を行った機関の決算書及び貸借対照表は、理事会の承認を得るため次の通常会期に提出する。

3 会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要是、公表する。

第七章 價格、割当て、緩衝在庫及び通常の用途以外の用途への転換

第二十六条 この協定の実施

1 この協定の目的を達成するため、加盟国は、カカオ豆の価格を合意した価格の間に維持する措置をとる。このため、理事会による規制の下に輸出割当制度を設定し、緩衝在庫を設置し、並びに割当てに對し過剰となるココア及び緩衝在庫に対し過剰となるカカオ豆を嚴重な規制の下で通常の用途以外の用途へ転換するための措置を講ずる。

2 加盟国は、この協定の目的が達成されるよう、その通商政策を運用する。

第二十七条 ココア産業との協議及び協力

1 理事会は、加盟国がココアの問題に関する専門家の意見を求めるなどを奨励する。

2 加盟国は、この協定に基づく義務を履行するに当たり、確立した取引経路を尊重しつつその活動を行い、かつ、ココア産業の正当な利益に妥当な考慮を払う。

3 加盟国は、この協定を実施するために制定された規則を理由として契約が履行されない場合におけるココアの買手と売手との間の商事紛争の仲裁に介入してはならず、また、仲裁の成立を妨げてはならない。加盟国がこの協定を遵守するためとつた措置は、このような場合において、契約不履行の理由又は抗弁とはならない。

第二十八条 日ごとの価格及び指標価格

1 この協定の適用上、カカオ豆の価格として、日ごとの価格及び指標価格を用いる。

2 日ごとの価格は、4の規定に従うことの条件として、ニューヨーク・ココア取引所の正午現在及びロンドン・ココア定期市場の終了の時

ドン・ココア定期市場の価格は、ロンドン為替

市場の終了の時において公表された六箇月先物の為替相場を用いて、一ポンド当たりアメリカ合衆国セント建てに換算する。理事会は、これらの二のココア市場のうちいずれか一方における相場が得られない場合及びロンドン為替市場が閉鎖された場合に用いる計算の方法を決定する。次の三の限月への移行時期は、最も期近の当きり月の直前の月の十五日とする。

3 指標価格は、連続した十五市場日又は、第三十四条2(c)の規定の適用については、連続した二十二市場日の期間中の日ごとの価格を平均したものとする。この協定において指標価格がいざれかの価格に等しいとき、それを下回るというとき又はそれを上回るというときは、所定の連続した市場日の期間中の日ごとの価格の平均が当該価格に等しいこと、それを下回っていること又はそれを上回っていることをいう。

4 理事会は、この3の規定を実施するための規則を採択する。

5 第七十六条の規定は、この条の規定に基づく価格の修正については適用しない。

第三十条 基本割当

1 附属書Aに掲げる各加盟輸出国に配分される基本割当では、各割当年度について、機関において最終的な生産量が判明している最近の五収穫年度における当該加盟輸出国の年間生産量の平均数量が同附屬書に掲げるすべての加盟輸出國の同様に算定した平均数量の合計中に占める割合を百分率で表したものとする。

2 附属書Bに掲げるバルク・ココアの生産量が一万トン未満である加盟輸出国は、基本割当修正を必要とする場合には、附属書A及び附屬書Bの表を修正する。

3 理事会は、加盟輸出国の生産量の変化により修正を必要とする場合には、附属書A及び附屬書Bの表を修正する。

4 理事会は、第一割当年度の終了前に、及び第二十五條の規定に基づいてこの協定の有効期間を二年間延長することを決定した場合には第三割当年度の終了前に再度、最低価格及び最高価格は一ポンド当たり三十九アメリカ合衆国セント、最高価格は一ポンド当たり五十五アメリカ合衆国セントとする。

5 理事会は、割当年度の開始の少なくとも四十日前に、世界のココアの純輸入需要量の見積りを採択する。理事会は、その採択に当たり、ココアの需要及び供給に影響を及ぼすすべての関連要因（特に、摩耗量の過去の推移、在庫変動の見通し並びにその時の及び将来の価格の傾向を含む。）を考慮に入れる。理事会は、この見積りを勘案して、かつ、輸出割当の対象とならない輸出の予想数量及び非加盟国からの輸入の予想数量を考慮して、特別多数票による議決で、価格を第一二十九条に定める範囲内に維持するためには必要な水準の年間輸出割当てを直ちに

数票による議決でこれらの価格を修正することができる。

4 理事会は、2及び3に規定する価格の検討を行って当たり、ココアの価格、消費、生産及び変化がココアの価格に及ぼす影響その他のこの協定に定める目的の達成に影響を及ぼす要因を考慮に入れる。事務局長は、これらの要因を適切に考慮するため必要な資料を提供する。

5 第七十六条の規定は、この条の規定に基づく価格の修正については適用しない。

第三十一条 年間輸出割当

1 理事会は、割当年度の開始の少なくとも四十日前に、世界のココアの純輸入需要量の見積りを採択する。理事会は、その採択に当たり、ココアの需要及び供給に影響を及ぼすすべての関連要因（特に、摩耗量の過去の推移、在庫変動の見通し並びにその時の及び将来の価格の傾向を含む。）を考慮に入れる。理事会は、この見積りを勘案して、かつ、輸出割当の対象とならない輸出の予想数量及び非加盟国からの輸入の予想数量を考慮して、特別多数票による議決で、価格を第一二十九条に定める範囲内に維持す

昭和五十一年五月十四日 參議院会議録第十一号

第五次国際すず協定の締結について承認を求めるの件外一
件

二四八

決定する。

理事会が当該会員年度の開始の少なくとも三十五日前に年間輸出割当てについて合意に達することのできない場合は、事務局長は、年間

輸出割当ての総量についての「自己」の案を理事会に提出する。理事会は、特別多数票による議決で、直ちにその提案についての決定を行う。理事会は、いかなる場合にも、当該割当年度の開始の少なくとも三十日前に年間輸出割当てを決定する。

3 理事会は、必要に応じ、ココアを含有するその他の製品をココア製品とする旨の決定を行なうことができる。この2において換算係数が定められているココア製品以外のココア製品の換算係数は、理事会が定める。

理事会は、第四十九条に規定する証明書類を

カカオ脂
ココアケーキ及びココア粉 一・一八
ココアペースト及びココアニブ 一・二五

力才脂
ココアケーキ及びココア粉
ココアペースト及びココア

一
三
八

5 加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のためにココアを輸出したと理事会が認めた場合には、そのココアは、当該加盟輸出国の輸出割当量に算入される。

理事会が特別多數票による議決でその増加又は削減を決定しない限り、次の輸出割当てが実施される。

第三十三条 ファイン・ココア又はココア
レーバー
1 第三十二条及び第三十九条の規定にかかるわざ、輸出割当及び緩衝在庫を賄うための拠点に関するこの協定の規定は、専らファイン・ココア又はフレーバー・ココアを生産する附属

(2) 指標価格が最低価格に一ポンド当たりナフタを加えた価格を上回り、かつ、最低価格に一ポンド当たり八アメリカセントを加えた価格に等しいか又はそれ以下回る場合には、実際の輸出割当ては、最初の年間輸出割当の百パーセントとす

常会期において、第五十七条の規定に基づいて収集した最新の統計的情報を勘案して、1の規定に基づいて採択した見積り及びそれを基礎として決定した年間輸出割当てを検討するものとし、必要な場合には、特別多数票による議決でこれらを見積り及び割当てを修正する。

5 定に従つて決定される基本割当にて比例するものとする。

理事会は、十分と認める証拠が提出されたときは、各割当年度において、「一万トン未満を生産する加盟輸出国に対し」、輸出のために利用可能な実際の生産量を超えない量を当該割当年度に輸出することを承認する。

いて及び(又は)理事会が決定するときは次の割合で、當年度において当該輸出国のココア製品の輸出数量のカカオ豆相当量を決定するために使用する換算係数は、次のとおりとする。

の拠金に関するこの協定の規定その他この協定による制限を適用する。

3 理事会は、特別多数票による議決で附属書Eを修正することができる。

4 理事会は、附属書Cに掲げる国の生産又は出が急激に増加したと認める場合には、この決定の濫用又は回避が起きないようにするため

メリカ合衆国セントを加えた価格を上回る場合には、実際の輸出割当ては、停止される。指標価格が最低価格を上回り、かつ、最低価格に一ポンド当たり三アメリカ合衆国セントを加えた価格に等しいか又はそれを下回る場合は、管理官は、第四十条³及び⁶に規定する条件に従つて、最初の年間輸出割当ての四パー-

第三十一條 輸出割当の範囲
年間輸出割当では、次のものを対象とする。
(a) 加盟輸出国からのココアの輸出

ココアケーキ及びココア粉 ○・三〇
この結果として、第三十九条の規定に従つて
当該割当年度中に徵収すべき残りの拠金について

5 適当な措置をとる。

ソトに相当する量を限度としてカカオ豆を買入れる。

(b) 当該割当年度の終了の時における実際の輸出割当の限度内で輸出のため登録された当該収穫年度のココアであつて当該割当年度後に積み出されるもの。ただし、このような輸出は、次の割当年度の最初の四半期の終了前に、かつ、理事会が定める条件で、行わなければならぬ。

加盟輸出国及び非加盟輸出国からのココア製品の輸出量のカカオ豆相当量を決定するための換算係数は、次のとおりとする。

ても調整する。ただし、この3の規定は、カカオ脂以外のココア製品の輸出量の減少が人間による国内消費の増加その他の理由（当該輸出国が提出し、理事会が十分かつて受諾し得ると認めるものに限る。）による場合には適用しない。

第四十一条2及び第四十六条1の規定に基づく加盟輸出国による緩衝在庫の管理官への引渡し分並びに第四十六条2の規定に基づくココアの転換分は、当該加盟輸出国の輸出割当使用分に算入されない。

アを輸出することを許可する前に理事会の認める証明書の提出を求める約束をする。各盟輸入国は、自国の領域内にファイン・ココ又はフレーバー・ココアを輸入することを許す前に理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。

第三十四条 年間輸出割当の実施及
調整

官は、第四十条4及び6に規定する条件に従てカカオ豆を買入れる。

第三十四条 年間輸出割当ての実施及
ことを約束する。

理事会は、市況を絶えず検討し、事態が必
とするときはいつでも会合する。

在庫からの売渡しが第四十一条に規定する条件に従つて行われる。

第三十五条 輸出割当の遵守

1 加盟国は、輸出割当についての遵守を確保するため自国が負つている義務の完全な履行を確保するため必要な措置をとる。理事会は、加盟国に対し、輸出割出制度の効果的な実施のため、必要に応じ、追加の措置（実際の輸出割当の限度内で輸出されるべきすべてのココアについて登録制度を設ける規則を加盟輸出国が制定することを含む。）をとるよう要請することができる。

2 加盟輸出国は、秩序ある販売が行われるよう及び常に実際の輸出割当を遵守することができるよう自国の売渡しを規制することを約束する。加盟輸出国は、いかなる場合にも、第三十一条の規定に基づいて決定される自国の年間輸出割当の八十五パーセント又は九十パーセントを超えて、それぞれ、最初の二の四半期又は最初の三の四半期に輸出してはならない。

3 各加盟輸出国は、自国のココアの輸出量が実際の加賀割当を超過しないことを約束する。

4 加賀輸出国が実際の輸出割当を自国の年間輸出割当の一ペーセント未満超過する場合は、3の規定に違反したこととはならない。ただし、その超過分は、次の割当年度において当該加盟輸出国の実際の輸出割当から削減される。

5 加賀輸出国が最初に実際の輸出割当を4に規定する許容量を超えて輸出した場合には、その加盟輸出国は、理事会が別段の決定を行わない限り、理事会がその超過を発見してから三箇月以内に、超過分に等しい数量を緩衝在庫に売り渡さなければならない。この数量は、違反が行われた割当年度の直後の割当年度における実際の輸出割当から自動的に削減される。この規定に基づく緩衝在庫への売渡しは、第十条6及び7の規定に従つて行う。

6 加賀輸出国が実際の輸出割当を4に規定する許容量を超えて二回以上輸出した場合には、その加盟輸出国は、理事会が別段の決定を行わない限り、再分配の条件、時期及び方法について理事会が制定する規則に従い、加盟輸出国間でその輸出割当の不使用分を再分配する。その規則には、前条5及び6の規定に従つて削減された数量の取扱方法に関する規定を含む。

7 第十五章の規定に基づいてとられた措置は、第十五章の規定の適用を妨げるものではない。

8 理事会は、第三十一条の規定に基づいて年間輸出割当を決定する際に、特別多数票による議決で、四半期輸出割当を設定することを決定することができる。理事会は、同時に、その四半期輸出割当の実施及び廃止に関する規則を制定する。この規則の制定に当たり、理事会は、各加盟輸出国の生産の形態に考慮を払う。

9 輸出割当の停止中に行われた契約又は締結時における実際の輸出割当の枠内で行われた契約が存在するため、導入され又は削減された輸出割当を当該割当年度において完全に遵守することができない場合には、次の割当年度における実際の輸出割当について調整を行う。

10 加賀輸出国は、この協定又は理事会が制定する規則に対する違反に関して入手した情報を直ちに理事会に提供することを約束する。

第三十六条 輸出割当の不使用分の再配分

1 加賀輸出国は、自国の実際の輸出割当の全部を使用しないと予想する場合又は自国の実際の輸出割当に比して超過分が生ずると予想する場合には、その数量及び理由を、できる限り速やかに、いかなる場合にも各割当年度の五月未までに、理事会に通告する。このような通告

2 1の規則を制定するに当たっては、特に、緩衝在庫を完全に運用するために必要な流動性及び資金の実質価値を維持することが望ましいことを考慮を入れる。

3 第三十九条 緩衝在庫を賄うための拠金の運用による定期的収入若しくは5の規定に基づく借入金又は第四十条6の規定に基づく代金をもつて賄う。

4 緩衝在庫は、その運用に伴う費用を賄うたため、この協定の効力発生の後の最初の割当年度の開始の時から、第三十九条の規定に従つてココアに課される拠金の形態で定期的収入を受領する。もつとも、理事会は、他の資金源を有する場合には、拠金の微収につき別の期日を決定することができる。

5 拠金による緩衝在庫の収入がその運用に伴う費用を賄うために十分でないと予想される場合にはいつでも、理事会は、特別多数票による議決で、適当な資金源（加盟国の政府を含む。）から自由に交換することができる通貨で資金を借り入れることができる。その借入金は、拠金、緩衝在庫によるカカオ豆の売渡しの代金及び緩衝在庫の雑収入をもつて返済する。機関の個々の加盟国がその借入金の返済について責任を負うことではない。

6 及び説明に照らし、事務局長は、理事会が市況を考慮に入れて特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、再分配の条件、時期及び方法について理事会が制定する規則に従い、加盟輸出国間でその輸出割当の不使用分を再分配する。その規則には、前条5及び6の規定に従つて削減された数量の取扱方法に関する規定を含む。

7 主なココアの採果期により、予想される輸出割当の不使用分又は超過分を五月末までに理事会に通告することができない加盟輸出国に対しては、輸出割当の不使用分又は超過分の通告期限を七月半ばまで延長する。この期限の延長を認められる輸出国は、附属書Eに掲げる。

8 第三十七条 緩衝在庫の設置及び会計

1 緩衝在庫は、カカオ豆のみを買い入れ及び保有するものとし、その最高限度は、二十五万トンとする。

2 緩衝在庫を設置する。

3 緩衝在庫の管理官は、理事会が採択する規則に従い、この協定の関係規定により、緩衝在庫を運用し、カカオ豆を買い入れ、カカオ豆の在庫を良好な状態に維持し、カカオ豆の在庫を良好な状態で売り渡し及び市場に悪影響を及ぼすことなくカカオ豆の荷を入れ換えることによって責任を有する。理事会は、緩衝在庫が買入されたカカオ豆をココア製品に転換することが可能であるかどうか及び望ましいかどうかを検討するものとし、この検討に照らし、第七十五条の規定に基づくこの協定の再交渉の際に考慮すべき勧告を作成することができる。

4 緩衝在庫は、その運用に伴う費用を賄うたため、この協定の効力発生の後の最初の割当年度の開始の時から、第三十九条の規定に従つてココアに課される拠金は、カカオ豆については一ポンド当たり一アメリカ合衆国セント、ココア製品については第三十二条2又は3の換算係数により算出した額とする。いかなる場合においても

昭和五十一年五月十四日 參議院会議録第十一号

第五次国際すず協定の締結について承認を求めるの件外二件

ても、拠金は、二回以上課されることはない。
前記の規定の適用上、加盟国により非加盟国か

ら輸入されるココアは、当該ココアが加盟国
原産である旨の満足すべき証拠が与えられない

限り、その非加盟国の原産とみなす。理事会会員は、緩衝在庫への拠金を毎年検討するものとし、第一文の規定にかかわらず、緩衝在庫に係る機関の資金及び債務を勘案して、特別多数票による議決で、一層低い拠金の額を決定すると又は拠金の徴収の停止を決定することができる。

2
抛金証明書は、理事会がその制定する規則に従つて発行する。この規則は、ココア貿易業の利益を考慮に入れるものとし、代理人の使用、拠金の支払に係る文書の発行、一定の期限内での拠金の支払等について規定する。

この条の規定に基づく拠金は、自由に交換することができる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

4
この条のいかなる規定も、買手と売手との間の合意によつてココアの供給に対する支払の条件を定める買手又は売手の権利を害するものではない。

第四十条 緩衝在庫による買入れ
この条の規定の適用上、緩衝在庫の最高限度は、第三十条の規定に従つて決定される各加盟輸出国の個別の権利数量に分割される。
各加盟輸出国は、年間輸出割当額が第三十四条の規定に従つて削減される場合には、直ちに、緩衝在庫の管理官に対し売渡しを申し入れるものとし、管理官は、割当額の削減の後十日以内に、各加盟輸出国の割当額の削減分に等しいカカオ豆の数量を各加盟輸出国から買い入れるための契約を行う。
管理官は、第三十四条の規定に基づいて買入れを行ふ場合には、最初の年間輸出割当額の四パーセントに相当する量を買入れた時又は

4 指標価格が最低価格に一ポンド当たり三アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回った時のいずれか早い方の時まで、カカオ豆を買い入れることを継続する。

5 管理官は、認められた標準販売価格付けのあるカカオ豆に限り、かつ、百トン以上の数量に限つて買入れを行う。買入れられたカカオ豆は、機関の財産とし、機関の管理下に置く。

6 管理官は、第三十四条3及び4並びにこの条の2の規定に基づいてカカオ豆を買入れるに当たり、次のいずれかの方法により支払を行う。

(a) 理事会が決定する規則に従つてその時の市場価格で支払を行う。
(b) 当該加盟輸出国会が要請する場合には、
(i) カカオ豆の引渡しの時に、本船渡し一ポンド当たり二十五アメリカ合衆国セントの当初支払を行う。ただし、理事会は、第一割当年度終了後いつでも、管理官の勧告に基づき、特別多数票による議決で、緩衝在庫のその時の及び予想される資金状況に照らし、当初支払を増額することを決定することができる。
(ii) 緩衝在庫からのカカオ豆の売渡しの時に、その売渡しの代金から(i)の規定に基づいて支払われた額、本船渡しの地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用、保管及び運搬の費用並びにカカオ豆の荷の条件及び価値を維持するためその荷を入れ換える際の費用を差し引いて、補足支払を行う。

(b) には、管理官は、その後の買入れについては、引渡しの時に、カカオ豆が通常の用途以外の用途のために処分された場合に実現したであるか、価格でのみ支払を行う。この7の規定に基づいて買い入れられたカカオ豆がその後次条の規定に基づいて緩衝在庫から売り渡された場合は、管理官は、当該加盟輸出国に対し、その売渡しの代金からこの7の規定に基づいて支払われる額、本船渡しの地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用、保管及び運搬の費用並びにカカオ豆の荷の条件及び保値を維持するためその荷を入れ換える際の費用を差し引いて、補足支払を行う。

8 2の規定に従つてカカオ豆が管理官に売り渡される場合の契約には、当該加盟輸出国が次のいずれかの場合において契約の全部又は一部をカカオ豆の引渡し前に解除することを認める条項を設ける。

(a) その後同一割当年度において、その売渡しの原因となつた割当ての削減分につき第三十四条の規定に従つて回復が行われる場合

(b) その売渡しの後、同一割当年度における生産量が当該加盟輸出国の実際の輸出割当てを満たすために十分でないと判明した場合

9 この条の規定に基づく買入れ契約には、契約に定める期間内に、遅くとも当該割当年度の終了の後二箇月以内に引渡しを行うことを規定する。

10 (a) 管理官は、緩衝在庫の資金状況を理事会に常時通報する。管理官は、当該割当年度において管理官に売り渡されると見込まれるカカオ豆に対する支払のため資金が十分でないとする議決で、資金状態を解決することができるる上う事務局長に要請する。

(b) 理事会は、他の実際的な解決方法を見いだすことができない場合には、特別多数票により認める場合には、理事会の特別会期を招集するまでの間、2から4まで及び7の規定に基づ

く買入れを停止し又は制限することができることある。

管理官は、この協定に基づく自己の任務を遂行することができるよう適当な記録を維持する。

第四十一条 最高価格を維持するための緩衝在庫の売渡し

緩衝在庫の管理官は、この条の規定に従い、第三十四条5及び6の規定に基づく緩衝在庫からの売渡しを次とおり行う。

- (a) 売渡しは、その時の市場価格で行う。
- (b) 緩衝在庫からの売渡しが第三十四条5の規定に従つて開始された場合には、管理官は、次のいずれか早い方の時までその売渡しを繼續する。

(i) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり十落した時

(ii) 管理官が処分することができるすべてのカカオ豆が無くなつた時

(iii) 管理官が最初の年間輸出割当の七ペーセントに相当する量を売り渡した時

(c) 指標価格が最高価格を上回つている場合は、管理官は、指標価格が最高価格に下落した時又はその処分することができるすべてのカカオ豆が無くなつた時のいずれか早い方の時まで、売渡しを繼續する。

管理官は、1の規定に基づく売渡しを行うときは、理事会が承認する規則に従い、将来の加工のため、加盟国(主として加農輸入国)においてココアの貿易又は加工に從事する業者及び体に通常の経路を通じて売り渡す。

管理官は、1の規定に基づく売渡しを行ふときは、非加盟国の買手からの入札を受け入れる前に、加盟国の買手に対し、その入札価格が受け入れられるものであることを条件として先取権を与える。

緩衝在庫は、2に規定する買手に対し直接行

倉庫から引き渡すことができるような場所に保管されなければならない。

第四十二条 カカオ豆の緩衝在庫からの引出し

前条の規定にかかるわらず、収穫の不足のため割当年度中に自国の割当の全部を使用することができない加盟輸出国は、前割当年度中に緩衝在庫の管理官が貰い入れ、かつ、売り渡すことなく保管している自国のカカオ豆の全部又は一部（その実際の輸出割当の当該割当年度の生産量に対する超過分を限度とする。）を引き出すことを承認するよう理事会に申請することができる。その加盟輸出国は、カカオ豆の放出時に、そのカカオ豆に要した費用（当初支払、本船渡しの地点から緩衝在庫の保管地點までの輸送及び保険の費用並びに保管及び運搬の費用を含む。）を管理官に支払う。

3 理事会は、1の規定に基づくカカオ豆の緩衝在庫からの引出しにつき規則を制定する。

第四十三条 通貨の為替相場の変更

1 外国為替市場の状況がこの協定の価格規定に重要な影響を及ぼすようなものとなつてゐる場合には、事務局長は、自己の発意により又は第九条2の規定に基づく加盟国の要請により、理事会の特別会期を招集する。この1の規定に基づく理事会の特別会期は、四就業日以内に開催される。

2 1の特別会期の招集の後結論が出るまでの間、事務局長及び緩衝在庫の管理官は、外国為替市場の状況によつてこの協定の効果的な機能が著しく阻害されることを避けるために必要と認める最小限の暫定措置をとることができる。

特に、事務局長及び管理官は、理事会の議長と協議の上、緩衝在庫の運用を一時的に制限し又は停止することができる。

理事会は、事態（事務局長及び管理官がどつた暫定措置並びに1の外国為替市場の状況がこ

の協定の効果的な実施に対しても及ぼす影響を含

む。）を検討した後、特別多数票による議決で、必要な是正措置をとることができる。

第四十四条 緩衝在庫の清算

この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定によつて置き替えられることとなる場合には、理事会は、緩衝在庫が引き続きその機能を営むことにつき適当と認める措置をとる。

1 この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新た

な協定によつて置き替えられることなく終了する場合には、次の規定が適用される。

(a) 緩衝在庫のためのカカオ豆の買入れについて、新規の契約を行わない。緩衝在庫の管理官は、この協定の効力発生の際に理事会が特別多数票による議決で制定する規則に従い、その時の市況に照らして緩衝在庫を処分する。もつとも、理事会は、この協定の終了に先立ち、特別多数票による議決でその規則を修正することができる。管理官は、清算の費用に充てるため清算期間中いつでもカカオ豆を売り渡す権利を保持する。

(b) 売渡しの代金及び緩衝在庫勘定の残高は、次順序で支払のため使用する。

(i) 清算の費用

(ii) 緩衝在庫につき機関により又は機関のために行われた借入金の未払分及び利子

(iii) 第四十一条の規定に基づく補足支払の未払分

3 この協定に合致しない転換（通常の用途以外の用途へ転換されるココアが市場において再び流通することを含む。）が行われたことを理事会が知つた場合には、理事会は、最も早い機会に、事態を是正するためにとるべき措置を決定する。

第八章 輸入量及び輸出量の報告、割当の使用の記録

第四十七条 輸出量の報告及び割当の使用の記録

1 事務局長は、理事会が制定する規則に従い、各加盟輸出国につき、年間輸出割当及びその調整の記録を維持する。その記録には、各加盟輸出国による割当の最新の使用状況が明らかになるように、割当に対応して、当該加盟輸

1 加盟輸出国は、提供可能なココアの売渡しを人為的に制限せず、かつ、加盟輸入国の輸入者に対するココアの規則的な供給を確保する販売政策及び輸出政策をこの協定に従つて実施することを約束する。

2 加盟輸出国は、指標価格が最高価格を上回つた場合に、理事会による議決で、提金証

記入する。

第四十八条 輸入量及び輸出量の報告

1 事務局長は、理事会が制定する規則に従い、加盟輸入国はその輸入量及び加盟輸出国からの輸出量の全量を、理事会が定めるその他の資料とともに事務局長に報告する。この情報は、各月の終わりに公表する。

2 1の記録のため、各加盟輸出国は、理事会が決定する間隔で、登録された輸出量の全量を理

事会が定めるその他の資料とともに事務局長に報告する。この情報は、各月の終わりに公表する。

3 割当の対象とならない輸出量は、別個に記

録する。

第四十九条 規制措置

1 ココアを輸出する各加盟国は、自国の関税地域からのココアの積出しを許可する前に、有効な提金証明書その他理事会の認める証明書の提出を認めなければならない。

2 第三十二条4及び5の規定の適用を受けて輸出されるココアについては、提金証明書を必要としない。理事会は、そのような積出しに関する適切な証明書の発行について措置をとる。

3 提金証明書その他理事会の認める証明書は、当該期間のため認められた輸出量を超えて当該期間内に行われるココアの積出しについて発行してはならない。

4 理事会は、特別多数票による議決で、提金証

明書その他の理事会の認める証明書について必要と認める規則を採択する。

5 理事会は、ファイン・ココア又はフレーバー・ココアについては、すべての関連要素を考慮に入れて、理事会の認める証明書に関する手続を簡素化するために必要と認める規則を作成する。

第九章 生産及び在庫量

第五十条 生産及び在庫量

1 加盟国は、生産と消費との間の合理的な均衡を維持する必要性を認識し、この目的の達成のため理事会と協力する。

2 各加盟生産国は、1の目的を達成するため、自國の生産を調整する計画を作成することができる。当該加盟生産国は、この目的の達成のために採用する政策及び方法について責任を有する。

3 理事会は、全世界に保有されている在庫量の水準を毎年検討するものとし、この検討を基礎として必要な勧告を行う。

4 理事会は、その第一回会期において、世界の現実の及び潜在的な生産能力及び消費量を科学的な基礎において決定するため必要な情報を取り集める計画を作成するための措置をとり、加盟国は、この計画の実施について便宜を与える。

第十章 消費の増大

第五十一条 消費の増大に対する障害

1 加盟国は、ココア経済を可能な最大限度まで拡大すること及びそのため供給と需要との間の最も長期的均衡を確保するよう生産との関連においてココアの消費の増大を促進することの重要性を認識し、また、このような増大に対するすべての障害を漸進的に除去することの重要性をも認識する。

2 理事会は、1にいうココア貿易及びココアの消費の増大に対する障害に関して個々の問題を明らかにするものとし、そのような障害を漸進

的に除去するための相互に受け入れることができる実際的な措置について検討する。

3 前記の目的及び2の規定を考慮して、加盟国は、ココアの消費の増大に対する障害を漸進的に低減し及び可能な限り排除するための措置又は障害が及ぼす影響を実質的に軽減するための措置をとるよう努力する。

4 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、達成された結果を第二割當年度の最初の通常会期から定期的に検討する。

5 加盟国は、この条の規定を実施するためにとつたすべての措置を理事会に通報する。

第五十二条 消費の振興

1 理事会は、輸出国及び輸入国の双方におけるココアの消費を増大させる目的とする委員会を設置することができる。理事会は、この委員会の活動を定期的に検討する。

2 振興計画の費用は、加盟輸出國からの拠出金をもつて支弁する。加盟輸入國も、資金的に貢献することができる。委員会の構成員は、振興計画に拠出する加盟国に限られる。

3 委員会は、加盟国領域において運動を実施するに先立ち、当該加盟国との同意を求めなければならない。

第五十三条 ココアの代替品

1 加盟国は、代替品の使用がココアの消費の増大を阻害するおそれがあることを認識する。加盟国は、ココア製品及びチョコレートについて規則を作成し又は必要に応じ現行の規則を修正し、当該規則により、消費者に誤認を生じさせることの目的をもつて、ココアから作られたものでない物質をココアの代わりに使用することを禁止することに同意する。

2 加盟国は、1の原則に基づく規則の作成又は再検討に当たり、理事会、ココア製品・チョコレート規格委員会その他の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。

3 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために理事会が適当と認める措置をとるよう勧告することができる。

4 事務局長は、この条の規定の遵守の状況について年次報告を理事会に提出する。

第十一章 加工ココア

第五十四条 加工ココア

1 開発途上にある国が、特に、工業化及び製品の輸出（ココアの加工並びにココア製品及びチョコレートの輸出を含む。）によってその経済の基盤を拡大することを必要としていることが認識される。この関係において、加盟輸入国及び加盟輸出國のココア経済に対する著しい損害を回避することの必要性が、また、認識され

る。

2 加盟国は、1の点について自国の利益が損なわれるおそれがあると認める場合には、相互に満足すべき了解に達するため他の関係加盟国と協議することができる。協議が調わなかつた場合には、その加盟国は、理事会に報告することができるものとし、理事会は、満足すべき了解が得られるように当該事案について周旋する。

第十二章 加盟国と非加盟国との関係

第五十五条 非加盟国からの輸入の制限

1 各加盟国は、附屬書Cに掲げる輸出國からのファイン・ココア又はフレーバー・ココアの輸入量を除くほか、非加盟国において生産される量の合計が千九百七十年から千九百七十二年までの三暦年間ににおけるそれらの非加盟国全體からの輸入量の平均を超えることを許可しないこと。

(a) 指標価格が最低価格を下回る場合に(a)に定める量を二分の一に削減し、及び実際の輸出

割当ての水準が第三十四条2(b)に規定する水準に達する時までこの削減を維持すること。

3 理事会は、特別多数票による議決で、2の規定に基づく制限の全部又は一部を停止することができる、2(b)の規定に基づく制限は、指標価格が最高価格を下回つていても、適用されることはない。

4 2(a)の規定に基づく制限は、指標価格が最高価格を上回つていたときに締結された契約に基づいて買い入れられたココアについては適用されないものとし、2(b)の規定に基づく制限は、指標価格が最低価格を下回る前に締結された契約に基づいて買い入れられたココアについては適用されない。このような場合において、削減は、理事会が当該削減を免除し又はその後の割合において当該削減を適用することを決定しない限り、2(b)の規定に従うことと条件として、次の割當年度において適用される。

5 加盟国は、非加盟国から輸入し又は非加盟国に輸出したココアの数量を定期的に理事会に報告する。

6 非加盟国からの加盟国への輸入量のうちこの条の規定に基づいて許容される数量を超える分は、理事会が別段の決定を行わない限り、次の割當年度において許容されたであろう数量から差し引かれる。

7 理事会は、加盟国が二回以上この条の規定を遵守しない場合には、特別多数票による議決で、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利を停止することができる。

8 この条に規定する義務は、これと矛盾する義務で加盟国がこの協定の効力発生前から二国間又は多數国間の取極に従つて非加盟国に対しても負つているものを害するものではない。ただし、その矛盾する義務を負う加盟国は、この条に規定する義務との矛盾をできる限り軽減するような方法でその矛盾する義務を履行し、その

矛盾する義務をこの条の規定に適合させるための措置をできる限り速やかにとり、かつ、理事会に対し、その矛盾する義務の性質及びその矛盾を軽減し又は除去するためにつた措置を詳細に通報する。

第五十六条 非加盟国との商業的取引

1 加盟輸出國は、加盟輸入國に對し当該時点において提供する条件に比し、通常の貿易慣行に照らして商業的に一層有利な条件で、非加盟国に対しココアを販売しないことを約束する。

2 加盟輸入國は、加盟輸出國から当該時点において受け入れる条件に比し、通常の貿易慣行に照らして商業的に一層有利な条件で、非加盟国からココアを購入しないことを約束する。

3 理事会は、定期的に1及び2の規定の実施状況を検討するものとし、次条の規定に従つて適当な情報を提供することを加盟国に要求することができる。

4 前条8の規定の適用を妨げることなく、加盟国は、他の加盟国が1又は2の規定に基づく義務を履行しなかつたと信する理由がある場合に、その旨を事務局長に通報し、及び第六十三条の規定に基づいて当該事案を理事会に付託することができます。

第十三章 情報及び研究

第五十七条 情報

1 機関は、次の情報の収集、交換及び出版のためのセンターとして活動する。

(a) 世界におけるココアの生産、販売、価格、輸出、輸入、消費及び在庫に関する統計的情報

(b) 適当と認める場合には、ココアの栽培、加工及び利用に関する技術的情報

2 理事会は、他の条の規定により加盟国が提供すべき情報のほか、加盟国に対し、理事会の運営のために必要と認める情報（生産及び消費の

統計的情報を除く）、課税に関する定期的報告を含む。）を提供するこ

とを要求することができる。

第十四章 例外的事態における義務の免除

第六十条 例外的事態における義務の免除

1 理事会が機関の適正な運営のために要求した統計的情報その他の情報を加盟国が妥当な期間内に提供せず、又はそのような提供が困難であるとする場合には、理事会は、その加盟国に対し、その理由を説明することを要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、必要な措置をとることができる。

2 理事会は、各割当年度において、当該割当年度におけるカカオ豆の生産量及び摩砂量の見積りを二回以上適当な時に公表する。

3 理事会は、1の規定に基づき加盟国に対して免除を与えるに当たり、その加盟国が義務を免除される条件及び期間を明示する。

4 理事会は、1の規定にかかるらず、次の事項については、加盟国に対して免除を与えてはならない。

(a) 第二十四条の規定に基づく分担金を支払う義務及び分担金を支払わないことの結果

(b) 既に超過した場合における輸出割当てその他の輸出の制限

(c) 第三十九条の規定に基づいて課される拠金の支払を要求する義務

第十五章 協議、紛争及び苦情

第六十一条 協議

各加盟国は、この協定の解釈又は適用に關し他の加盟国が自國に対して行つた申立てに好意的考慮を払い、かつ、協議のために十分な機會を与える。このような協議の間に、いづれか一方の当事者の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、事務局長は、適当な調停の手続を定める。この手続による費用は、機関の負担としない。その手続により解決がもたらされた場合には、その旨を事務局長に報告する。解決が得られない場合には、当該当事者は、いづれかの当事国の要請により、次条の規定に従つて理事会に付託することができる。

第五十九条 年次検討

理事会は、各割当年度の終了の後できる限り速やかに、この協定の実施状況並びに加盟国によるこの協定の原則の遵守及びその目的の推進の状況を検討する。理事会は、この検討の後、加盟国に對しこの協定の運用を改善する方法及び手段について勧告することができる。

第六十二条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に關する紛争で紛争の当事国によつて解決されないものは、その紛

争のいずれかの当事国の要請により、決定のため、理事会に付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、討議された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上を有する加盟国は、理事会に対し、決定を行う前にその係争中の問題につき3の規定に従つて構成される特別諮問委員会の意見を求めることが要求することができる。

3 (a) 特別諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出國が指名する二人の者。そのうちの一人は、当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識及び経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入國が指名する二人の者。これらは、加盟輸出國が指名する者と同様の資格を有する者とする。

(iii) 及び(iv)の規定に従つて指名される四人の者が一致して選定し、又は、これらの四人の意見が一致しない場合には、理事会の議長が選定する委員長。

(iv) 加盟国は、特別諮問委員会の構成員としての者を、加盟輸出國が指名する者と同様の資格を有する者とする。

(v) 加盟輸入國が指名する二人の者。これらは、加盟輸出國が指名する者と同様の資格を有する者とする。

(vi) 特別諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いづれの政府からも指示を受けないで行動する。

(d) 特別諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

4 特別諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第六十三条 苦情及び理事会の行動

1 加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要

請により、理事会に付託される。理事会は、その苦情を検討し、それについて決定を行ふ。

加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、区分ごとの単純過半数票による議決で、その違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てに対してもあるかどうかを問わず、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、他の条項(第七十三条を含む。)に明示的に規定する他の措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次のことを決定することができる。

(a) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(b) 必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国のその他の権利、特に、理事会若しくはその委員会の役員に選挙され又はその地位を保持する権利を停止すること。

4 加盟国は、3の規定に基づいてその投票権を停止された場合にも、引き続き、この協定に基づく会計上の義務その他の義務を履行する責任を負う。

第十六章 公正な労働基準

第六十四条 公正な労働基準

加盟国は、国民の生活水準を向上させ、かつ、完全雇用を達成するため、関係国におけるココア生産の各種の部門において雇用されている農業労働者及び工業労働者の双方について、関係国との発展の段階に応じて公正な労働基準及び労働条件を維持するよう努力することを宣言する。

第十七章 最終規定

第六十五条 署名

この協定は、千九百七十五年十一月十日から千九百七十六年八月三十一日まで、国際連合本部において、千九百七十二年の国際ココア協定の締約政府及び千九百七十五年の国際連合ココア会議に招請された政府による署名のため、開放してお

く。

第六十六条 批准、受諾書又は承認書

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百七十六年九月三十日までに、国際連合事務総長に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対し、期限の延長を認めることがができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、その寄託の際に、加盟輸出国又は加盟輸入国のかいれであるかを明示する。

第六十七条 加入

1 この協定は、理事会が定める条件に基づくすべての国(注)の政府による加入のため、開放しておくる。

2 千九百七十二年の国際ココア協定に基づく理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定に基づく理事会及び当該政府の認証を得ることを条件として、1にいう条件を定めることができる。

3 理事会は、当該政府が附属書A又は附属書Cのいずれにも掲げられていない輸出国の政府である場合には、必要に応じ、第三十条の規定に従つて当該輸出国的基本割当を決定するものとみなす。

4 加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することによって行う。

注 千九百七十五年の国際連合ココア会議は、同会議の行政法律委員会が勧告した次の了解を、同年十月二十日の第七回本会議において採択した。

この協定は、この協定に定める条件に従つて、すべての国(の)政府による加入のために開放しておくものとし、国際連合事務総長に開放しておくるものとし、国際連合事務総長は、その後の批准書、受諾書、承認書又は加入

長は、寄託者として行動する。千九百七十五年の国際連合ココア会議は、国際連合事務総長が、すべての国に開放する旨の条項を有する協定の寄託者としての任務を遂行するに当たり、そのような条項の実施に関する国際連合総会の慣行に従い、及び、適切な場合にはいつでも、加入書を受領する前に国際連合総会の意見を求めるものと了解する。

第六十八条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は理事会により加入のための条件が定められているが加入書を寄託していない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日又はこの協定が既に効力を生じている場合には特定の日からこの協定を暫定的に適用する旨を、いつでも国際連合事務総長に通告することができる。その通告を行う各政

府は、その通告の際に、加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

2 この協定が効力を生ずる日又は特定の日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずるかを決定するための要件が千九百七十六年十月一日までに満たされなかつた場合は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同事務総長に寄託し又は加入書を暫定的に適用する旨を同事務総長に通告したときは、同日に暫定的に効力を生ずる。

3 国際連合事務総長は、1又は2のいずれの規定によつても効力発生のための要件が千九百七十六年十月一日までに満たされなかつた場合は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同事務総長に寄託した政府及びこの協定を暫定的に適用する旨を同事務総長に通告した政府の間にこの協定の全部又は一部を暫定的又は確定的に発効させるかどうかを決定するためのそれらの政府による会合を、その日の後のできる限り早い日で同事務総長が実行可能と認める日に招集する。国際連合事務総長は、その会合において決定が行われなかつた場合において、適当と認めるとときは、そのような会合を再び招集することができる。

4 批准書、受諾書、承認書又は加入書を国際連合事務総長に寄託した政府及びこの協定を暫定的に適用する旨を同事務総長に通告した政府は、この協定が2又は3の規定に基づいて暫定的に効力を有している期間中、暫定的加盟国としての地位を有する。

5 4の政府は、この協定が暫定的に効力を有している間に、事態を検討するために必要な措置をとり、かつ、この協定がそれらの政府の間で確定期に効力を生ずること、引き続き暫定期に

書の寄託により前記の百分率の要件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に基づいて千九百七十六年十月一日に確定的に効力を生じなかつた場合において、附属書Fに掲げる輸出国のうち少なくとも五の国で同附属書に掲げる基本割当の八十パーセント以上を有するものを代表する政府及び附属書Dに掲げる輸入国で同附属書に掲げる総輸入量の七十パーセント以上を有するものを代表する政府が千九百七十六年十月一日前に批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を国際連合事務総長に寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を同事務総長に通告したときは、同日に暫定的に効力を生ずる。

3 この協定は、当該政府が附属書A又は附属書Cのいずれにも掲げられていない輸出国の政府である場合には、必要に応じ、第三十条の規定に基づいて当該輸出国的基本割当を決定するための要件が千九百七十六年十月一日までに満たされなかつた場合は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同事務総長に寄託した政府及びこの協定を暫定的に適用する旨を同事務総長に通告した政府の間にこの協定の全部又は一部を暫定的又は確定的に発効させるかどうかを決定するためのそれらの政府による会合を、その日の後のできる限り早い日で同事務総長が実行可能と認める日に招集する。国際連合事務総長は、その会合において決定が行われなかつた場合において、適当と認めるとときは、そのような会合を再び招集することができる。

4 批准書、受諾書、承認書又は加入書を国際連合事務総長に寄託した政府及びこの協定を暫定的に適用する旨を同事務総長に通告した政府は、この協定が2又は3の規定に基づいて暫定期に効力を有している間に、暫定的加盟国としての地位を有する。

5 4の政府は、この協定が暫定的に効力を有している間に、事態を検討するために必要な措置をとり、かつ、この協定がそれらの政府の間で確定期に効力を生ずること、引き続き暫定期に

効力を有すること又は終了することを決定する。

第七十条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても行うことができない。

第七十一条 適用地域

1 いづれの政府も、署名の際若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、自國が国際関係について当分の間最終的責任を負ういづれかの領域についてこの協定を適用することを宣言することができる。

この協定は、その通告の日又はこの協定が当該政府について効力を生ずる日のいづれか遅い方の日から、その通告中に特定する領域について適用される。

2 いづれの締約国も、自國が国際関係について当分の間最終的責任を負ういづれかの領域について第三条の規定に基づく権利を使用することを希望する場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その権利を使用することができる。別個の加盟国となる領域が加盟輸出國であつて附屬書A又は附屬書Cのいづれにも掲げられていない場合には、理事会は、必要に応じ、その領域の基本割当てを決定するものとし、その領域は、附屬書Aに掲げられているものとみなす。

3 1の宣言を行つた締約国は、その後いつで通告の日に終止する。

4 1の規定に基づいてこの協定が適用された領域がその後独立する場合には、その領域の政府は、国際連合事務総長に対する通告により、独立が達成された後九十日以内に、この協

定の締約国の権利及び義務を受諾したこと宣言することができる。その政府は、その通告の日から、この協定の締約国となる。その締約国が加盟輸出國であつて附屬書A又は附屬書Cのいづれにも掲げられていない場合には、理事会は、必要に応じ、その締約国的基本割当てを決定するものとし、その締約国は、附屬書Aに掲げられているものとみなす。

5 4の規定に基づく通告を行う意思を有する新たに独立した国が政府であつて通告を行うために必要な手続を完了していないものは、この協定を暫定的に適用する旨を国際連合事務総長に通告することができる。その政府は、4の規定に基づく通告を行う日又は4に規定する九十日の期間の満了の日のいづれか早い方の日までの期間、暫定的加盟国としての地位を有する。

第七十二条 自発的脱退

加盟国は、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力を生じる。その後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退は、国際連合事務総長がその通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

第七十三条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると第六十三条の規定に従つて認定反していいる場合に、この協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、機関からその加盟国を除名することができる。

3 この協定の有効期間が2の規定に従つて二割前年に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉すること又はその有効期間を二割当年度延長することを決定することができる。

3 この協定の有効期間が2の規定に従つて二割当年度延長された場合には、理事会は、第五割当年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉することを決定することができる。

4 1に規定する第三割当年度の終了前にこの協定に代わる新たな協定についての交渉が終結しない場合には、理事会は、特別多数票によ

り支払った金額を払い戻さないものとし、また、その加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対して負つてゐる債務を弁済する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第七十六条の規定に基づいてこの協定への参加を終止する締約国については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行ふことができる。

5 理事会は、特別多数票による議決で、いつでこの協定から脱退し、除名され又は他の理由によってこの協定への参加を終止した加盟国は、清算の結果生ずる残金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しないものとし、また、この協定の終了の際に機関に欠損があつた場合には、そのいづれの部分をも負担しない。

6 理事会は、特別多数票による議決で、いつで加盟国の義務は、緩衝在庫に係る債務が履行された時又はこの協定の効力発生の後の第三割当年度が終了する時のいづれか早い方の時まで継続する。理事会は、その決定を国際連合事務総長に通告する。

第七十五条 有効期間及び終了

1 この協定は、効力発生の後の第三の完全な割当年度が終了する時まで効力を有する。ただし、2、4若しくは5の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は6の規定に基づいて一層早く終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、1に規定する第三割当年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉すること又はその有効期間を二割当

年度延長することを決定することができる。

3 この協定の有効期間が2の規定に従つて二割当年度延長された場合には、理事会は、第五割当年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉することを決定するこ

とができる。

4 1に規定する第三割当年度の終了前にこの協定に代わる新たな協定についての交渉が終結しない場合には、理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二割当年度を超えない期間延長することができる。理事会は、その延長を国際連合事務総長に通告する。

5 1に規定する第三割当年度の終了前に、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われ、批准、受諾又は承認によりその新たな協定

を発効させるために必要な数の政府が署名したが、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生じていない場合には、この協定の有効期間は、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時まで延長される。ただし、この延長は、二割当年度を超えるものとする。理事会は、その延長を国際連合事務総長に通告する。

6 理事会は、特別多数票による議決で、いつで加盟国に係る債務が履行された時又はこの協定の効力発生の後の第三割当年度が終了する時のいづれか早い方の時まで継続する。理事会は、その決定を国際連合事務総長に通告する。

7 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算、会計上の決済及び資産の処分を行うために必要な期間存続するものとし、その期間中、これら的目的のために必要な権限及び任務を有する。

第七十六条 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で、締約国に對しこの協定の改正を勧告することができる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に対する改正の受諾の通告を開始する日を定めることができる。改正は、加盟輸出國の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出國で加盟輸出國の総票数の八十五パーセント以上を有するものを代表する締約国から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日で、又は理事会が特別多数票による議決で決定する一層遅い日に、効力を生ずる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に對して改正の受諾を通告することができるものとし、その期間を定めることができる。改正は、その期

第七十七条 脱退する加盟国又は除名される加盟国についてその会計上の決済

1 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国についてその会計上の決済を行ふ。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟

限までに効力を生じなかつた場合には、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長に対し、その受領した受諾の通告の数が改正の効力を生じさせるために十分であるかどうかを決定するため必要な情報を提供する。

加盟国は、改正の効力の発生の日までに改正を受諾する旨の通告が自国について行われなかつた場合には、改正の効力の発生の日にこの協定への参加を終止する。ただし、理事会が、改正の効力の発生の日の後の最初の会合において、憲法上の手続を完了することが困難であるため改正の効力の発生の日までに受諾することが不可能であつた旨のその加盟国の申立てを認め、かつ、その加盟国そのためこのような困難が解決される時まで受諾の期間を延長することを決定する場合は、この限りでない。その加盟国は、改正の受諾を通告する時まで、改正に拘束されない。

官報(号外)

2 千九百七十二年の国際ココア協定が中断されることはなく継続することを容易にするため、

(a) 千九百七十二年の国際ココア協定に基づき機関若しくはその内部機関又はこれらに代わるもののがとつた措置であつて、千九百七十六年九月三十日に有効であり、かつ、その日に満了する旨の定めがないものは、この協定に基づいて変更されない限り、引き続き効力を有する。

(b) 千九百七十六一千九百七十七割當年度においてこの協定を適用するため千九百七十五一

附屬書B バルク・ココアの年間生産量が一万トン未満である国	
国名	生産量(千トン)
一九七二一九七三年度	一〇〇
一九七三一九七四年度	一〇〇
マレーシア	七・〇
シエラ・レオーネ	六・六
ザイール	五・〇
ガボン	五・〇
フィリピン	五・〇
ハイチ	五・〇
リベリア	五・〇
コンゴー	四・〇
キューバ	三・五
ペルー	三・五
ボリビア	三・五
ニューアヘブリデス	三・五
アンゴラ	二・一
グアテマラ	二・一
ニカラグア	二・一
タンザニア連合共和国	二・一
ウガンダ	二・〇
ホンジュラス	一・四
エクアドル	一・四
グレナダ	一・四
インドネシア	一・四
ジャマイカ	一・四
マダガスカル	一・四
パナマ	一・四
スリランカ	一・四
セントルシア	一・四
セントヴィンセント	一・四

附屬書A 協定第三十条の規定に基づく基本割当てを配分される国	
1	出所 ココア統計四半期報告第一巻第四号
2	附屬書C ファイン・ココア又はフレーバー・ココアの生産国
3	専らファイン・ココア又はフレーバー・ココアを生産する輸出国
4	四五・一
5	四五・九

ドミニカ共和国
赤道ギニア
ブラジル
ガーナ
象牙海岸
メキシコ
ナイジェリア
トゴ
カメルーン連合共和国

ニューアヘブリデス
アンゴラ
グアテマラ
ニカラグア
タンザニア連合共和国
ウガンダ
ホンジュラス
エクアドル
グレナダ
インドネシア
ジャマイカ
マダガスカル
パナマ
スリランカ
セントルシア
セントヴィンセント

トリニダード・トバゴ
ヴェネズエラ
西サモア

出所 ココア統計四半期報告第一巻第四号		附屬書D 協定第十条の規定の適用のため計算したココアの輸入量(注)		生産量(千トン)	一九七二年度	一九七三年度
国	名	(千トン)	(千トン)			
アメリカ合衆国	一九七二年	一九七三年	一九七四年	平均 (千トン)均		
ドイツ連邦共和国	三九九・八	三五七・三	三一五・七	三五七・六		
ソヴィエト社会主義共和 国	一七九・五	一八八・四	一八六・六	一八四・八		
グレート・ブリテン及び 北西部アイルランド連合王 国	一六一・五	一四五・四	一五八・〇	一五五・〇		
オランダ王国	一五一・九	一四四・九	一四四・七	一四七・二	二二・八九	一一・八三
イタリア	一四三・七	一三〇・一	一六二・八	一四五・五	九・四二	九・三二
日本国	七七・六	五五・四	五九・七	七九・三	九・九二	九・八八
フランス	三四・三	四四・三	四七・〇	五一・一	三・二七	五・〇八
ベルギー＝ルクセンブル グ	三六・八	三六・四	三七・三	三六・八	二・九一	二・三六
スペイン	三八・七	三九・一	三八・三	三一・五	二・二三	一・八八
カナダ	三二・一	三一・六	三〇・〇	二九・四	一・五五	一・五五
ポーランド	二八・八	二一・〇	二七・七	二一・四	一・三一	一・三一
スイス	二四・四	二一・一	二一・九	二一・六	一・四九	一・四九
オーストラリア	一七・一	一九・八	一九・三	一六・三	一・三七	一・三七
ドイツ民主共和国	一四・八	一八・四	一九・一	一六・七	一・九三	一・九三
チエコスロバキア	一四・四	一〇・四	一〇・〇	一五・三	一・一四	一・一四
アイルランド	一四・一	一八・一	一七・一	一五・三	一・一四	一・一四
ユーロースラヴィア	一四・三	一三・三	一三・二	一五・三	一・一四	一・一四

昭和五十一年五月十四日 参議院会議録第十一号
第五次国際すず協定の締結について承認を求めるの件外一件

ドミニカ共和国 メキシコ トーゴー 赤道ギニア	三七・一 二七・三 一三・一 一九・六	二・九 二・二 一・八 一・六	一、二六二・六 一〇〇・〇
----------------------------------	------------------------------	--------------------------	------------------

注 千九百六十九一千九百七十年度から千九百七十三一千九百七十四年度までの生産量の平均数
量に基づいて計算したもの

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

アジアリオセアニア郵便条約の締結について
承認を求めるの件

右
国会に提出する。

内閣總理大臣 三木 武夫

アジアリオセアニア郵便条約の締結について
承認を求めるの件
アジアリオセアニア郵便条約の締結について、
日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基
づき、国会の承認を求める。

アジアリオセアニア郵便条約
各自の政府から正當に委任を受けた下名の代表
者は、
アジア及びオセアニアの地域にある郵政庁が直
面する共通の問題の重要性を考慮し、
それらの郵政庁の間に広範囲な協力関係を設定
しきつ發展させることが時宜を得たことであると
確信し、
万国郵便連合憲章がそれらの郵政庁に与えた権
利を行使して、

4 四箇月以内に回答しない加盟国は、棄權したものとみなされる。	5 連合への加盟は、フィリピン共和国政府がすべての加盟国政府に通知するものとし、3に定める条件が満たされた日から効力を生ずる。	6 必要な資格を有する国でこの条約のいずれかの規定に従うことができないものは、すべての加盟国が受諾することができるような条件を付して、連合への加盟を請求することができる。
第四条 連合からの脱退	1 加盟国は、外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に送付するこの条約の廃棄通告により連合から脱退する権利を有するものとし、同政府は、その廃棄通告を他の加盟国政府に通知する。	1 連合からの脱退は、フィリピン共和国政府が1の廃棄通告を受領した日から起算して一年の期間が満了した時に効力を生ずる。
第五条 公用語	2 連合の公用語は、英語とする。もつとも、英語を国語としない加盟国は、自國の費用負担で翻訳を行わせることができる。	2 連合の公用語は、英語とする。もつとも、英語を国語としない加盟国は、自國の費用負担で翻訳を行わせることができる。
第六条 特別取扱	3 連合の公事務は、中央事務局の仲介により加盟国又は、加盟国の法令が許す限り、その郵政庁は、相互の間で国際郵便業務に関する特別取扱を締結することができる。ただし、この条約の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取扱に入れないことを条件とする。	3 各大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないことはその指定のとおりに実施することができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議を行う。
第七条 連合の機関	4 招請政府は、中央事務局と協議の上、大會議の期日及び場所を定める。招請政府は、原則としてその期日の六箇月前に、各加盟国政府に対して招請状を送付する。この招請状は、直接に又は中央事務局長の仲介によつて送付することができる。	4 オブザーバーは、国際連合若しくはその専門機関又は万国郵便連合加盟国の郵政庁を代表する者であることを条件として、連合の会議に顧問の資格で投票権なしで出席するよう招請されることができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議を行う。
第八条 大會議	5 各大會議は、原則として、次回の大會議の開催される国を指定する。その指定をすることができないことはその指定のとおりに実施することができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議の上指定する。	5 各国は、一個の投票権を有する。
第九条 臨時大會議	6 各大會議は、原則として、次回の大會議の開催される国を指定する。その指定をすることができないことはその指定のとおりに実施することができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議の上指定する。	6 各国は、二人以上の代表に大會議において自國を代表させる。
第十条 執行理事会	7 招請政府は、中央事務局と協議の上、大會議の期日及び場所を定める。招請政府は、原則としてその期日の六箇月前に、各加盟国政府に対して招請状を送付する。この招請状は、直接に又は中央事務局長の仲介によつて送付することができる。	7 各大會議は、原則として、次回の大會議の開催される国を指定する。その指定をすることができないことはその指定のとおりに実施することができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議の上指定する。
4 四箇月以内に回答しない加盟国は、棄權したものとみなされる。	5 連合への加盟は、フィリピン共和国政府がすべての加盟国政府に通知するものとし、3に定める条件が満たされた日から効力を生ずる。	6 必要な資格を有する国でこの条約のいずれかの規定に従うことができないものは、すべての加盟国が受諾することができるような条件を付して、連合への加盟を請求することができる。
第四条 連合からの脱退	1 加盟国は、外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に送付するこの条約の廃棄通告により連合から脱退する権利を有するものとし、同政府は、その廃棄通告を他の加盟国政府に通知する。	1 連合からの脱退は、フィリピン共和国政府が1の廃棄通告を受領した日から起算して一年の期間が満了した時に効力を生ずる。
第五条 公用語	2 連合の公用語は、英語とする。もつとも、英語を国語としない加盟国は、自國の費用負担で翻訳を行わせることができる。	2 連合の公用語は、英語とする。もつとも、英語を国語としない加盟国は、自國の費用負担で翻訳を行わせることができる。
第六条 特別取扱	3 連合の公事務は、中央事務局の仲介により加盟国又は、加盟国の法令が許す限り、その郵政庁は、相互の間で国際郵便業務に関する特別取扱を締結することができる。ただし、この条約の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取扱に入れないことを条件とする。	3 各大会議は、原則として、次回の大會議の開催される国を指定する。その指定をすることができないことはその指定のとおりに実施することができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議の上指定する。
第七条 連合の機関	4 招請政府は、中央事務局と協議の上、大會議の期日及び場所を定める。招請政府は、原則としてその期日の六箇月前に、各加盟国政府に対して招請状を送付する。この招請状は、直接に又は中央事務局長の仲介によつて送付することができる。	4 オブザーバーは、国際連合若しくはその専門機関又は万国郵便連合加盟国の郵政庁を代表する者であることを条件として、連合の会議に顧問の資格で投票権なしで出席するよう招請されることができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議の上指定する。
第八条 大會議	5 各大會議は、原則として、次回の大會議の開催される国を指定する。その指定をすることができないことはその指定のとおりに実施することができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議の上指定する。	5 各国は、二人以上の代表に大會議において自國を代表させる。
第九条 臨時大會議	6 各大會議は、原則として、次回の大會議の開催される国を指定する。その指定をすることができないことはその指定のとおりに実施することができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議の上指定する。	6 各国は、一個の投票権を有する。
第十条 執行理事会	7 招請政府は、中央事務局と協議の上、大會議の期日及び場所を定める。招請政府は、原則としてその期日の六箇月前に、各加盟国政府に対して招請状を送付する。この招請状は、直接に又は中央事務局長の仲介によつて送付することができる。	7 各大會議は、原則として、次回の大會議の開催される国を指定する。その指定をすることができないことはその指定のとおりに実施することができる。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議の上指定する。

1 執行理事会は、大会議から大會議までの間に	1 執行理事会は、大会議から大會議までの間に	約を改正するため、また、加盟国に共通の利害関係がある他の郵便上の問題で必要と認めるものを審議するため、各万国郵便大會議の開催の後二年以内に大會議として会合する。
2 加盟国は、連合の最高機関とし、加盟国の代表者で構成する。	2 加盟国は、連合の最高機関とし、加盟国の代表者で構成する。	2 各大會議は、原則として、次回の大會議の開催される国を指定する。その指定をすることができないことはその指定のとおりに実施する。招請は、大會議又は執行理事会が、大會議の開催される国をこれと協議の上指定する。
3 加盟を請求した国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合に加盟したものとされる。	3 加盟を請求した国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合に加盟したものとされる。	3 前条3から5までの規定は、臨時大會議について適用する。
4 執行理事会は、大会議から大會議までの間に	4 執行理事会は、大会議から大會議までの間に	4 執行理事会は、大会議から大會議までの間に
5 執行理事会は、大会議から大會議までの間に	5 執行理事会は、大会議から大會議までの間に	5 執行理事会は、大会議から大會議までの間に

おいて連合の事業の継続を確保するため、原則として一年に一回、加盟国の過半数による議決で別段の決定がされない限り中央事務局の所在地において会合する。

2 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。同理事会の会合には、加盟国の過半数が出席しないなければならない。

3 各大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理事会の第一回の会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国の中から議長国及び副議長国を選出するものとし、これらの国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。

4 執行理事会の第一回の会合の後の年次会合は、議長が招集する。

5 議長は、通常会期から通常会期までの間、加盟国の三分の二以上の多数の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地に執行理事会を招集することができる。

6 執行理事会は、その活動を補佐し又は郵便上特定の問題を研究する小委員会又は作業部会を設けることができる。

7 執行理事会の運営費は、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

(a) 大会議の決議によつて課される任務を遂行する。

(b) 郵便業務の改善のため、加盟国の郵政庁と接觸を維持すること。

(c) 中央事務局の運営のための規則を定め、及び同事務局の活動を監督すること。

(d) 大会議から大会議までの間、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。

(e) 万国郵便連合の機関、限定連合又はアジア及びオセアニアの地域に特別の利害関係を有

する国際連合の他の専門機関と有益な接触を保つこと及び、必要があるときは、それらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(f) 第十七条の規定に従い、各万国郵便大会議に先立つて会合すること。

(g) この条約に規定されておらず、かつ、次回他の大会議まで解決を待つことができないその他の管理上の問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

第十一條 アジア・オセアニア郵便訓練学校

1 アジア・オセアニア郵便訓練学校は、アジア及びオセアニアにおける郵便業務の改善のために訓練の便宜を供与することを目的とする。

2 アジア・オセアニア郵便訓練学校の管理上の責任は、運営理事会に委託する。同理事会は、毎年会合する。同理事会は、別段の決定がされない限り、パンコックにおいて会合する。

第十二條 中央事務局

1 中央事務局は、執行理事会が別段の決定をしない限りマニラにおいて職務を行う。

2 中央事務局は、局長、次長その他連合が必要とする職員で構成する。

3 中央事務局長は、連合の会議に出席し、及び投票権なしで討議に参加する。

4 中央事務局は、連合の会議の開催される国の郵政庁と共同してその会議の事務局の業務を行うものとし、また、加盟国そのための連絡、通報及び調査の機関となる。

5 大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員の中から中央事務局の局長及び次長を選出し、これらの者の任期を定める。

6 中央事務局の局長と次長とは、できる限り、異なる国の国民でなければならない。

7 中央事務局は、執行理事会の監督を受けるも

のとし、同事務局の会計は、その所在国の権限のある当局が監査する。

第十三条 大会議への議案の提出

1 加盟国の郵政庁は、大会議に對し議案を提出する権利を有する。その議案は、大会議の開催の少なくとも三箇月前に中央事務局に到着しなければならない。もつとも、大会議の開催に先立つ三箇月の期間中に同事務局に到着する議案も、大会議の裁量により、審議することができること。

2 中央事務局は、1の議案を刊行し、できる限り速やかに加盟国の郵政庁に配付する。

第十四条 連合の会議における決定

1 第一部の規定を改正するためには、加盟国が少なくとも三分の二の同意を必要とする。連合の会議における決定で第一部の規定の改正が含まれていないものは、出席しつつ投票する加盟国過半数による議決で行う。

2 各国は、この条約の規定に従つて招集される連合の会議において、他の国に自國を代表させることができ。ただし、一の代表団は、自國のはが二以上の国を代表することができず、また、自國のほか二以上の国に代わつて投票することができない。

第十五條 大会議の手続規則

各大会議は、その手続規則を定める。その手続規則が採択されるまでの間、審議に関する限り、前回の大会議の定めた手続規則の規定を適用する。

第十六條 連合の経費

1 各大会議は、中央事務局長の勧告を基礎として、連合の年次経費の最高限度額を定める。その年次経費は、すべての加盟国が分担する。

2 加盟国は、連合の経費の割当のため、三の集団に区分される。万国郵便連合の経費を五十単位等級、二十五単位等級又は二十単位等級の連合員として分担する加盟国は五単位等級の

単位を分担し、その経費を三単位等級又は二単位等級の連合員として分担する加盟国は二単位を分担する。もつとも、加盟国は、一層多くの

単位を分担することができる。

3 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、その加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について連合の経費を分担する。

4 第十七条 万国郵便大会議における協力

1 加盟国は、万国郵便大会議において、審議される議案又は事項が加盟国に共通の利害関係のあるものである場合には、できる限り協力す

る。

2 加盟国は、各万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち、適当な時期に適当な場所で会合する。

3 加盟国は、万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

4 加盟国は、各万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち、適当な時期に適当な場所で会合する。

5 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

6 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

7 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

8 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

9 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

10 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

11 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

12 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

13 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

14 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

15 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

16 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

17 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

18 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

19 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

20 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

21 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

22 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

23 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

24 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

25 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

26 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

27 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

28 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

29 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

30 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

31 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

32 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

33 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

34 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

35 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

36 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

37 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

38 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

39 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

40 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

41 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

42 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

43 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

44 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

45 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

46 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

47 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

48 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

49 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

50 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

51 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

52 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

53 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

54 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

フランス語で作成することができます。

55 加盟国は、各万国郵便大会議における協力

のため作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかる

2	死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料又は放射性物質を包有する書状及び別配達郵便物の交換は、相互に又は一方的にそれらを受領することについて郵政庁が同意する加盟国との間においてのみ行われる。
1	連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平面上によつて交換されるすべての通常郵便物につき内国郵便料金を適用する。ただし、(a) 万国郵便条約に定める国際料金の額が内国料金よりも低い場合及び内国業務として行われていない業務の場合には、国際料金を適用するものとし、また、(b) いすれの加盟国も、内国料金の代わりに、自国の国際業務において適用される最惠引下料金を適用し、又は自国の国際料金の額の七十五ペーセントを超えない特別料金を適用することができる。
2	航空郵便物については、国際料金を適用する。ただし、いすれの加盟国も、国際料金よりも低いが内国航空郵便物の料金よりも低くない額の料金を採用することができる。
3	第二十三条 無料継越し 加盟国との間で交換する郵便物の陸路、河川路又は海路による越境については、原則として料金を徴収しない。ただし、加盟国は、無料継越しを認めることができない場合には、料金を徴収することができる。その料金は、万国郵便条約によつて許され又は定められている料金よりも低い額のものとすることができる。
4	第二十四条 郵便業務上の通常郵便物についての郵便料金の免除 1 中央事務局と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。 (a) 郵政庁 (b) 万国郵便連合の機関 (c) 他の限定連合 2 1の免除は、中央事務局が差し出す航空通常

2	郵便物については、適用しない。
1	第二十五条 万国郵便連合の文書の適用 加盟国との間における通常郵便物の交換に関する事項でこの条約に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の規定を適用する。
2	第三部 最終規定 第二十六条 この条約の批准 1 委任を受けた各加盟国の代表者は、今回の大會議の終了の際にこの条約に署名する。 2 この条約は、署名国ができる限り速やかに受諾し、承認又は批准する。署名国の受諾書、承認書又は批准書は、外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に寄託するものとし、同政府は、その旨をすべての署名国に通告する。
3	3 この条約は、これを受諾し、承認又は批准した国については、いすれかの署名国がその受諾、承認又は批准を行わないことによって効力を失されることはない。
4	第二十七条 この条約の効力発生の日及び有効期間 以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正當に委任を受けて、フィリピン共和国政府に寄託されるべきこの条約の本書一通に署名した。同政府は、その謄本一通を各加盟国に送付する。 一千九百七十五年十一月二十七日にマルボルンで作成した。

5	K・W・ファーネル W・K・ウォーターソン M・ビーグ A・V・セシャナ インドネシア共和国のために 張慶瑞 R・スペジョ 日本国のために 宮川涉 大韓民国のために 姜有遠 朴忠燮 ニュージーランドのために C・A・ハドソン J・E・B・エヴァンス F・F・サロンガ フィリピン共和国のために R・O・ルイス タイのために S・スカネート A・F・スプラット R・J・ページ J・L・ブラディ K・W・ファーネル R・J・ページ J・E・B・エヴァンス M・ビーグ A・V・セシャナ インドネシア共和国のために 張慶瑞 R・スペジョ 日本国のために 宮川涉 大韓民国のために 姜有遠 朴忠燮 ニュージーランドのために C・A・ハドソン J・E・B・エヴァンス F・F・サロンガ フィリピン共和国のために R・O・ルイス タイのために S・スカネート アジア・オセニア郵便条約の最終調定書を受けた各加盟国の下名の代表者は、本日付けで作成されたアジア・オセニア郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 この条約に署名しなかつた加盟国は、いつでもこれに加入することができる。加入書は、外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に送付するものとし、同政府は、その旨をすべての加盟国に通告する。
---	--

C・トングマ
M・チャントラングコン
K・キヌスヴァーン

○増原恵吉君 拍手
〔増原恵吉君登壇、拍手〕
ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、第五次国際すず協定と千九百七十五年の国際ココア協定は、いずれも現行協定にかわるものでありまして、大綱において現行協定の内容を踏襲しております、それぞれすず地金とカカオ豆について一定の価格帯を定めるとともに、才子協定にあつては緩衝在庫の操作と輸出統制、ココア協定にあつては輸出割り当てと緩衝在庫の操作によって需給を調整し、市場価格をこの価格帯内に安定させることを主たる目的とするものであります。

次に、アジア・オセニア郵便連合の一つで連合憲章が認めていいる地域的郵便連合の一つであるアジア・オセニア郵便連合の基本文書として、連合の組織、任務、加盟国間の通常郵便物の取り扱い等を規定したものであります。現行条約を修正更新するものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

昨十三日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより三件を一括して採決いたします。

三件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。よつて、三件は全会一致をもつて承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 日程第四 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長田代富士男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十一日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のよう改正する。

日次第一編中「第十五章 訴訟費用」を「第十五章 訴訟費用」に改める。

第一百八十二条第三項中「取下」を「取下げ」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、被告人の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、この限りでない。

第一編中十五章の次に次の第一章を加える。

第一百八十九条の四 前条の補償は、被告人又は被告人であつた者の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定をもつてこれをを行う。

前項の請求は、当該上訴に係る原裁判が確定した後二箇月以内にこれをしなければならない。

第一百八十九条の五 前条の補償は、被告人又は被告人であつた者の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定をもつてこれをを行う。

前項の請求は、当該上訴に係る原裁判が確定した後二箇月以内にこれをしなければならない。

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた訴訟費用については、この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十八条の二の規定は、適用しない。

3 この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十八条の二の規定は、この法律の施行後に無罪の判決が確定した事件につきこの法律の施行前に生じた費用についても適用する。

4 檢察官のみが上訴をした場合において、その上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下げられたときは、上訴によりその審級において生じた費用の補償については、なお従前の例によつては、被告人であつた者が、捜査又は審判を誤らせ

撲を作ることにより、公訴の提起を受けるに至つたものと認められるときは、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

第一百八十九条の五 第一項の規定による補償の規定により補償される費用については、第一項の補償をしない。

請求がされている場合には、第一百八十九条の四の規定により補償される費用については、第一項の補償をしない。

第一百八十九条の三 前条第一項の補償は、被告人であつた者の請求により、無罪の判決をした裁判所が、決定をもつてこれを行つ。

前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇月以内にこれをしなければならない。

補償に関する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

上訴が棄却され又は取り下げられて当該上訴に係る原裁判が確定したときは、これによつて無罪の判決が確定した場合を除き、國は、当該事件の被告人又は被告人であつた者に對し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。ただし、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百八十九条の七 補償の請求その他補償に関する手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又は被告人であつた者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第一条に規定する補償の例による。

第三百六十八条から第三百七十二条までを次のように改める。

第三百六十八条から第三百七十二条まで 削除

第一百八十九条から第三百七十二条まで 削除

二六一

5 この法律による改正前の刑事訴訟法第三百七十九条第一項の規定による補償の請求及び前項の規定により從前の例によることとされる補償の請求がされている場合には、改正前の同法第三百六十八条の規定及び同条の規定の例により補償される費用については、改正後の同法第三百八十八条の二第一項の補償をしない。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 ただいま議題となりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法案は、無罪の判決を受けた者に対する補償の充実を図るため、無罪の判決が確定したときは、国は当該事件の被告人であった者に対し、その裁判に要した費用を補償するものとし、補償すべき費用の範囲、補償の手続等について新たに規定を設けるとともに、現行の上訴費用の補償等に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、本法案が提出された経緯並びに費用補償制度新設の根柢、補償を無罪の判決に限った理由、補償すべき費用の範囲の拡大、国選弁護人との関係、請求期間等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によて御承知願います。

質疑を終了しましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、免訴または公訴棄却の裁判が確定した場合にも、免訴または公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたならば、無罪の裁判を受けるべき十分な理由があると認められる場合には、無罪の判決が確定した場合と同様に費用の補償を行ひ、また、補償の請求期間を「六箇月」とあるのを「三年」にする旨の修正案が提出され、その趣旨説明を聞きました。

修正案に対する質疑も別になく、原案並びに修正案に対する討論に入りましたところ別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、まず修正

案は賛成少数をもつて否決され、次に、原案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のよう改定する。
第九条ノ三中「第七十七条」の下に「第七十八条ノ二」を加える。

第五十八条ノ四第一項中「百四万円」を「百十五万円」に、「五百二十万円」を「五百七十五万円」に、「六百二十四万円」を「六百九十万円」に改める。

第六十五条第二項中「六万円」を「七万二千円」に、「一万八千円」を「一万四千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に改める。

第七十三条第一項中「妻」を配偶者に改め、「夫」を削る。

第七十四条中「夫又ハ」を削り、同条ただし書き削る。

第七十五条第二項中「一万八千円」を「二万四千円」に改める。

第七十六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七十八条の次に次の一条を加える。

第七十八条ノ二 夫ニ給スル扶助料ハ其ノ者六十歳ニ満ツル月迄之ヲ停止ス但シ不具魔疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者又ハ公務員ノ死亡ノ當時ヨリ不具魔疾ナル者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続スル間ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十九条中「前二条」を「前三条」に改める。

第八十条第一項第四号中「夫又ハ」を削る。

別表第二号表中「一、一九三、〇〇〇円」を「一、四四五、〇〇〇円」に、「一、七七六、〇〇〇円」を「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、四一五、〇〇〇円」を「一、五八九、〇〇〇円」に、「一、〇七五、〇〇〇円」を「一、一九八、〇〇〇円」に、「八三三、〇〇〇円」を「九二九、〇〇〇円」に、「八三六、〇〇〇円」を「七〇九、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「一、五七七、四〇〇円」を「一、六〇一、〇〇〇円」に、「一、九三五、〇〇〇円」を「一、一五八、〇〇〇円」に、「一、三七〇、一〇〇円」を「一、六〇八、三〇〇円」に、「一、二六五、一〇〇円」を「一、四九七、六〇〇円」に、「一、一八三、一〇〇円」を「一、四〇九、八〇〇円」に、「一、五一七、七〇〇円」を「一、六九〇、一〇〇円」に、「一、三六四、〇〇〇円」を「一、五二一、〇〇〇円」に、「一、〇九四、〇〇〇円」を「一、三一〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一、三三三、〇〇〇円」を「一、六〇一、〇〇〇円」に、「一、九三五、〇〇〇円」を「一、一五八、〇〇〇円」に、「一、三七〇、一〇〇円」を「一、三六四、〇〇〇円」を「一、八五一、〇〇〇円」に、「一、三六四、〇〇〇円」を「一、五二一、〇〇〇円」に、「一、〇九四、〇〇〇円」を「一、三一〇、〇〇〇円」に改める。

○副議長(前田佳都男君) 日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案
一部を改正する法律案
日程第六 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
職員等共済組合法の一部を改正する法律案
日程第七 昭和四十二年度以後における公企事業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長中

山太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年三月五日

参議院議長 前尾繁三郎

准士官	九七二、七〇〇円						
少尉	一、〇五七、三〇〇円						
中尉	一、二三九、八〇〇円						
大尉	一、五六八、六〇〇円						
少佐	一、八五八、六〇〇円						
中佐	二、三八七、九〇〇円						
大佐	二、四九七、六〇〇円						
少将	二、八九七、四〇〇円						
中将	三、六七五、五〇〇円						
大將	四、三九五、二〇〇円						
		階級	板定俸給年額				

を「一、三七四、四〇〇円」に、「一、〇一二、五〇〇円」を「一、一三一、九〇〇円」に、「九五三、九〇〇円」を「一、〇五七、三〇〇円」に、「八九八、八〇〇円」を「九九六、五〇〇円」に、「八四三、一〇〇円」を「九三五、三〇〇円」に、「七八八、三〇〇円」を「八四八、四〇〇円」に、「七六三、四〇〇円」を「八七五、五〇〇円」に、「七一八、三〇〇円」を「七九九、二〇〇円」に、「六三七、七〇〇円」を「七一一、〇〇〇円」に、「六二二、三〇〇円」を「六九三、九〇〇円」に、「五九七、七〇〇円」を「六六六、四〇〇円」に、「三七九、五〇〇円」を「四三三、二〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正) 第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のように改する。

附則第十四条第三項中「百五十分の一・五」を「百五十分の二」に改める。

附則第二十二条第一項中「疾病にかかり、且つ、恩給法第四十六条又は改正前の恩給法第四

十六条ノ二の規定に該当し、又は該当すべきであつた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で「疾病にかかりた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で、失格原因がなくて退職し、かつて、「但し」を「ただし」に改める。

附則第二十二条の三中「六万円」を「七万二千円」に改める。

附則第二十七条ただし書中「五十万六千円」を「五十六万四千二百円」に、「三十七万九千五百円」を「四十二万三千一百円」に改める。

附則第四十三条の二第二項中「昭和四十八年十月一日」の下に「(政令で定める職員(以下「政令指定職員」という。)にあつては、昭和五十一

年七月一日)」を、「昭和四十八年十月一日」の下に「(政令指定職員にあつては、昭和五十一

年七月一日)」を、「昭和四十八年十月」の下に「月」を加える。

附則別表第一(附則第十三条関係)

板定俸給年額	金額	曹長又は上等兵曹	七九九、二〇〇円
四、三九五、二〇〇円	四、二四九、三〇〇円	軍曹又は一等兵曹	七四七、七〇〇円
三、六七五、五〇〇円	三、六〇一、六〇〇円	伍長又は二等兵曹	七二八、二〇〇円
二、八九七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円	兵	六六六、四〇〇円
二、三八七、九〇〇円	二、二七五、八〇〇円	備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	
一、八五八、六〇〇円	一、七九一、八〇〇円		
一、五六八、六〇〇円	一、四四八、八〇〇円		
一、二三九、八〇〇円	一、二三三、九〇〇円		
一、〇五七、三〇〇円	九九六、五〇〇円		
九七二、七〇〇円	八七五、五〇〇円		
七九九、二〇〇円	七二八、二〇〇円		
七四七、七〇〇円	六九三、九〇〇円		
七二八、二〇〇円	六六六、四〇〇円		
五八五、七〇〇円	五八五、七〇〇円		

附則別表第六(附則第十三条関係)	五、〇〇〇円	曹長又は上等兵曹	七九九、二〇〇円
二、〇〇〇円	二、一三九、〇〇〇円	軍曹又は一等兵曹	七四七、七〇〇円
〇、〇〇〇円	二、一八五、〇〇〇円	伍長又は二等兵曹	七二八、二〇〇円
一、〇〇〇円	二、一〇〇、〇〇〇円	兵	六六六、四〇〇円
九九六、五〇〇円	九九六、五〇〇円	備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	
八七五、五〇〇円	八七五、五〇〇円		
七二八、二〇〇円	七二八、二〇〇円		
六九三、九〇〇円	六九三、九〇〇円		
六六六、四〇〇円	六六六、四〇〇円		
五八五、七〇〇円	五八五、七〇〇円		

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一
部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和二十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改
正する。

第二条 第二項ただし書中「三十七万九千五百
円」を「四十二万三千二百円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十
一年法律第百二十一号)の一部を次のように改
正する。

附則第八条第一項中「昭和五十年八月分」を
「昭和五十一年七月分」に、「四十二万円」を「五
十五万円」に、「三十一万五千円」を「四十
一万二千五百円」に、「二十一万円」を「二十七万五千
円」に、「十五万七千五百円」を「二十万六千三百
円」に、「十万五千円」を「十三万七千五百円」に
改め、同条第四項中「昭和五十一年七月三十一日」
を「昭和五十一年六月三十日」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十
六年法律第八十一号)の一部を次のように改
正する。

附則第十三条第一項の表中「一、六四四、七
五〇円」を「一、八三三、八〇〇円」に、「一、三
三一、〇〇〇円」を「一、四八五、〇〇〇円」に、
「一、〇六八、七五〇円」を「一、一九一、八〇
〇円」に、「八〇六、二五〇円」を「八九八、五〇
〇円」に、「六二四、七五〇円」を「六九六、八〇
〇円」に、「四七七、〇〇〇円」を「五三一、八〇
〇円」に、「四四四、〇〇〇円」を「四九五、〇〇
〇円」に、「三六一、五〇〇円」を「四五八、三〇
〇円」に、「三一一、七五〇円」を「三四八、八〇
〇円」に、「一四六、七五〇円」を「二七五、三〇
〇円」に、「一一三、七五〇円」を「二三八、五〇
〇円」に、「三六一、五〇〇円」を「四二一、五〇
〇円」に、「十分の八・五」を「十分の九」に改
め、同条第三項中「六万円」を「七万二千円」に、

「二万八千円」を「二万四千円」に、「四万二千円」
を「四万八千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四
十九年法律第九十三号)の一部を次のように改
正する。

附則第十三条中「その超える年数が十年」を
「その超える年数が二十年」を

未満の者に給する普通恩給又は八十歳未満の者
に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通
恩給の昭和五十一年七月分以降の年額について

はその超える年数が五年」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から
施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員恩給法の一部を改正する法律(昭
和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百
五十五号」という。)附則第十条第一項に規定す
る旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)若し
くは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則
第十条第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍
人」という。)を除く。)又はこれらの者の遺族に
給する普通恩給又は扶助料については、昭和五
十一年七月分以降、その年額を、その年額の計
算の基礎となつている俸給年額(恩給法等の一
部を改正する法律(昭和五十年法律第七十号)附
則第二条第二項ただし書に該当した普通恩給又
は扶助料については、昭和五十年七月三十一日
において受けた恩給の年額の計算の基礎とな
つている俸給年額に一・二九三を乗じて得た額
(その額に、五十円未満の端数があるときはこ
れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があ
るときはこれを百円に切り上げる。)に改定す
る。

第五条 第七項症の増加恩給については、昭和五
十一年七月分以降、その年額(法律第百五十五
号附則第二十二条第三項ただし書において準用
する恩給法第六十五条第二項から第五項までの
規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法
律第百五十五号附則別表第四の年額に改定す
る。

第六条 傷病年金については、昭和五十一年七月
分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除
く。)を、改正後の法律第百五十五号附則別表第
五の年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十一年
七月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正
する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第
十三条第三項及び第四項の規定による加給の年
額を除く。)を、改正後の同法附則第十三条第二
項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、
傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五
十一年七月分以降、その加給の年額を、七万二
千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給
又は特例傷病恩給については、昭和五十一年七
月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち
死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法
(改正後の法律第百五十五号附則)その他恩給に
め、同条第三項中「六万円」を「七万二千円」に改
め、同条第三項中「六万円」を「七万二千円」に、

関する法令を含む。以下同じ。)の規定によつて
算出して得た年額(その額に、五十円未満の端
数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百
円未満の端数があるときはこれを百円に切り上
げる。)に改定する。

(傷病恩給等に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。)
については、昭和五十一年七月分以降、その年
額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの
規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩
給法別表第二号表の年額に改定する。

第四条 昭和五十一年六月三十日以前に給与事由
の生じた傷病賜金の金額については、なお從前
の例による。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第五条 第七項症の増加恩給については、昭和五
十一年七月分以降、その年額(法律第百五十五
号附則第二十二条第三項ただし書において準用
する恩給法第六十五条第二項から第五項までの
規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法
律第百五十五号附則別表第四の年額に改定す
る。

第六条 傷病年金については、昭和五十一年七月
分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除
く。)を、改正後の法律第百五十五号附則別表第
五の年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十一年
七月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正
する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第
十三条第三項及び第四項の規定による加給の年
額を除く。)を、改正後の同法附則第十三条第二
項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、
傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五
十一年七月分以降、その加給の年額を、七万二
千円に改定する。

2 改正後の恩給法第七十三条第一項の規定によ
る扶養料は、この法律の施行の日(前項の場合
にあつては、当該夫以外の者が扶養料を受ける
権利を失つた日)前に改正前の恩給法第七十六
条第二号の規定により扶養料を受ける資格を失
つた夫には、給しないものとする。

二人までについては一人につき二万四千円(増
加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がない
ときは、そのうち一人については四万八千円)、
その他の扶養家族については一人につき四千八
百円として算出して得た年額に改定する。

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助
料については、昭和五十一年七月分以降、その
加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについ
ては一人につき二万四千円、その他の扶養遺族
については一人につき四千八百円として算出し
て得た年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者
の遺族に給する普通恩給又は扶助料について
は、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改
正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸
給年額(法律第百五十五号附則第十三条第二項
に規定する普通恩給又は扶助料については、當
該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法
律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金
額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、
改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年
額(その額に、五十円未満の端数があるときはこ
れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があ
るときはこれを百円に切り上げる。)に改定す
る。

第十一条 この法律の施行の際現に夫以外の者が
扶助料を受ける権利を有する場合には、その扶
助料については、なお從前の例による。ただ
し、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失
つた後は、この限りでない。

(恩給法第七十三条等の改正に伴う経過措置)
第十一条 この法律の施行の際現に夫以外の者が
扶助料を受ける権利を有する場合には、その扶
助料については、なお從前の例による。ただ
し、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失
つた後は、この限りでない。

3 改正後の恩給法第七十三条第一項の規定により新たに扶助料を給されることとなる夫の当該扶助料の給与は、昭和五十一年七月(第一項ただし書の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月)から始めるものとする。

(法律第百五十五号附則第二十二条の改正等に伴う経過措置)

第十二条 改正後の法律第百五十五号附則第二十一条第一項の規定により新たに傷病年金を給されることとなる者の当該傷病年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

第十三条 改正後の法律第百五十五号附則第四十三条の二第二項の政令指定職員としての在職年月数が普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられることとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料の年額に係る加算の特例)

第十四条 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。

一 扶養遺族(恩給法第七十五条第三項に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が十八歳以上二十歳未満の子にあつては不具廐疾である者に限る。次号において同じ。)が二人以上ある場合 六万円

二 扶養遺族である子が一人ある場合 三万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。)二万四千円

2 恩給法第七十五条第一項第二号若しくは第三号又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号。以下「法律第百七十七号」という。)第三条に規定

する扶助料を受ける者については、その年額に二万四千円(扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円)を加えるものとする。ただ

し、扶助料の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の扶助料の年額を控除した額とする。

一 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料 六十万二百円
二 恩給法第七十五条第一項第三号又は法律第一百七十七号第三条に規定する扶助料 四十五万九千二百円

3 前二項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県(これに準ずるもの)を含む)の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者であつて、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

4 同一の公務員又は公務員に準ずる者の死亡により二以上の扶助料を併給することができる者に係る第一項又は第二項に規定する加算は、その者の請求によりいずれか一の扶助料につき行うものとする。

5 第一項又は第二項の規定により新たに扶助料の年額に加算されることとなる者の当該加算は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

資格を失うべき事由に該当した場合には、この限りでない。

2 傷病者遺族特別年金の年額は、十万円とする。

3 傷病者遺族特別年金は、当該死亡した者の死亡に因り、扶助料又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により公務員又は公務員に準ずる者としての在職年を算入した期間に基づく遺族年金を受けることができる者に対するものとする。

4 傷病者遺族特別年金については、前三項に規定する場合を除くほか、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料に関する同法第一章、第三章及び第四章の規定を準用する。

5 第一項の規定により新たに傷病者遺族特別年金を給されることとなる者の当該傷病者遺族特別年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

第六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定及び扶助料の年額に係る加算は、附則第十一条、第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条第四項の規定によるものを除き、裁定厅が受給者の請求を待たずに行う。

第七条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

別年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

(職權改定)

第十六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定及び扶助料の年額に係る加算は、附則第十三条、第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条第四項の規定によるものを除き、裁定厅が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十七条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表(附則第二条関係)

5 第一項の規定により新たに傷病者遺族特別年金を給されることとなる者の当該傷病者遺族特別年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

第六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定及び扶助料の年額に係る加算は、附則第十三条、第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条第四項の規定によるものを除き、裁定厅が受給者の請求を待たずに行う。

第七条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
五二五、三〇〇円	五八五、七〇〇円
五四九、一〇〇円	六一九、二〇〇円
五七三、五〇〇円	六三九、五〇〇円
五四九、一〇〇円	六六六、四〇〇円
五九七、七〇〇円	六九三、九〇〇円
六二二、三〇〇円	七一、〇〇〇円
六三七、七〇〇円	七二八、二〇〇円
六五三、一〇〇円	七四七、七〇〇円
六七一、〇〇〇円	七七五、三〇〇円
六九六、三〇〇円	八一、四〇〇円
七三八、六〇〇円	八二一、四〇〇円
七六三、四〇〇円	八四八、四〇〇円
七八八、三〇〇円	八七五、五〇〇円
八一五、六〇〇円	九〇五、三〇〇円

昭和五十一年五月十四日 参議院会議録第十一号 恩給法等の一部を改正する法律案外一件

一一六六

八四三、一〇〇円	九三五、三〇〇円	二、一六一、五〇〇円	二、三八七、九〇〇円
八七七、二〇〇円	九七二、七〇〇円	二、一八三、一〇〇円	二、四〇九、八〇〇円
八九八、八〇〇円	九九六、五〇〇円	二、二六五、八〇〇円	二、四九七、六〇〇円
九二六、八〇〇円	一、〇一七、四〇〇円	二、三七〇、一〇〇円	二、六〇八、三〇〇円
九五三、九〇〇円	一、〇五七、三〇〇円	二、四七四、一〇〇円	二、七一八、八〇〇円
一、〇〇八、一〇〇円	一、一一七、〇〇〇円	二、五七七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
一、〇一一、五〇〇円	一、一三二、九〇〇円	二、六四一、三〇〇円	二、八九七、四〇〇円
一、〇六四、一〇〇円	一、一七八、八〇〇円	二、七二一、九〇〇円	二、九七一、三〇〇円
一、一二九、四〇〇円	一、二三九、八〇〇円	二、八四五、六〇〇円	三、一三三、三〇〇円
一、一八〇、五〇〇円	一、三〇七、二〇〇円	二、九八〇、九〇〇円	三、三九七、〇〇〇円
一、一二一、七〇〇円	一、三四一、六〇〇円	三、〇四九、〇〇〇円	三、三三九、三〇〇円
一、一四一、四〇〇円	一、三七四、四〇〇円	三、一一四、八〇〇円	三、三九七、八〇〇円
一、二八三、九〇〇円	一、四二一、二〇〇円	三、二四九、二〇〇円	三、五三七、九〇〇円
一、三〇八、九〇〇円	一、四四八、八〇〇円	三、三一〇、四〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
一、三八一、六〇〇円	一、五二九、〇〇〇円	三、三八三、五〇〇円	三、六七五、五〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、五六八、六〇〇円	三、五一七、三〇〇円	三、八〇九、三〇〇円
一、四五五、二〇〇円	一、六一〇、二〇〇円	三、六六三、八〇〇円	三、九五五、八〇〇円
一、五三七、七〇〇円	一、六九〇、二〇〇円	三、七三九、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円
一、六〇一、〇〇〇円	一、七七一、〇〇〇円	三、八一〇、三〇〇円	四、一〇一、三〇〇円
一、六一九、九〇〇円	一、七九一、八〇〇円	三、八八五、〇〇〇円	四、一七七、〇〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、八五八、六〇〇円	三、九五七、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円
一、七六六、二〇〇円	一、九五三、二〇〇円	四、一〇三、一〇〇円	四、三九五、二〇〇円
一、八五一、二〇〇円	一、一〇四、八〇〇円	四、三三一、六〇〇円	四、六一三、六〇〇円
一、九〇三、六〇〇円	一、一六一、二〇〇円	四、三九五、六〇〇円	四、六八七、六〇〇円
一、九五四、八〇〇円	一、二七五、八〇〇円		
一、〇五八、七〇〇円			

二、一六一、五〇〇円	二、三八七、九〇〇円	二、一六一、一〇〇円	二、三九五、六〇〇円
二、一八三、一〇〇円	二、四〇九、八〇〇円	二、二六五、八〇〇円	二、四九七、六〇〇円
二、三七〇、一〇〇円	二、六〇八、三〇〇円	二、四七四、一〇〇円	二、七一八、八〇〇円
二、四八一、三〇〇円	二、八二八、五〇〇円	二、五七七、四〇〇円	二、八九七、四〇〇円
二、七二一、九〇〇円	二、九七一、三〇〇円	二、六四一、三〇〇円	二、三九七、〇〇〇円
二、八四五、六〇〇円	三、一三三、三〇〇円	二、八四五、六〇〇円	三、三三九、三〇〇円
二、九八〇、九〇〇円	三、三九七、八〇〇円	二、九八〇、九〇〇円	三、三九七、八〇〇円
三、〇四九、〇〇〇円	三、三九七、〇〇〇円	三、〇四九、〇〇〇円	三、三九七、〇〇〇円
三、一一四、八〇〇円	三、三九七、八〇〇円	三、一一四、八〇〇円	三、三九七、八〇〇円
三、二四九、二〇〇円	三、五三七、九〇〇円	三、二四九、二〇〇円	三、五三七、九〇〇円
三、三一〇、四〇〇円	三、六七五、五〇〇円	三、三一〇、四〇〇円	三、六七五、五〇〇円
三、三八三、五〇〇円	三、九五五、八〇〇円	三、三八三、五〇〇円	三、九五五、八〇〇円
三、七三九、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円	三、七三九、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円
三、八一〇、三〇〇円	四、一〇一、三〇〇円	三、八一〇、三〇〇円	四、一〇一、三〇〇円
三、八八五、〇〇〇円	四、一七七、〇〇〇円	三、八八五、〇〇〇円	四、一七七、〇〇〇円
三、九五七、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円	三、九五七、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円
四、一〇三、一〇〇円	四、三九五、二〇〇円	四、一〇三、一〇〇円	四、三九五、二〇〇円
四、三三一、六〇〇円	四、六一三、六〇〇円	四、三三一、六〇〇円	四、六一三、六〇〇円
四、三九五、六〇〇円	四、六八七、六〇〇円	四、三九五、六〇〇円	四、六八七、六〇〇円

(昭和四十二年法律第四百四号)の一部を次のよう
に改正する。

第一条の七第二項中「並びに次条第三項及び
第七項」を「、次条第三項及び第七項並びに第一
条の九第二項及び第四項」に改め、同条第五項
中「(六十五歳未満の者に限る。)」を削る。
第一条の八第八項中「(六十五歳未満の者に限
る。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかるわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という)。一年につき

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十一年五月六日

「審査報告書」は都合により追録に掲載

退職年金等の額の改定

○と十一のつ
○な円・計い恩
○つ以一算て給
円て上一のは年
をい百五基礎と
加る円乗とその
えられた給俸未滿
じた額算の牛の
額端得て直基
が數たる上と
四が額の位々な
れ、あ、そ給のつ
ぞ三九五きに
九板定俸六〇給
年額とを超え
る場合におい
ては恩給年の
年額の計算に基
二九九、基礎

前項の規定により俸給とみなされた額の三分の一（控除後の年数のうち五年に達するまでの年数について、六百分の二）に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する金額 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

次の場合に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十一万一千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十万五千円

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十七万五千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十七万五千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万七千五百円

た者の死亡について恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料若しくは次条第一項に規定する殉職年金若しくは障害遺族年金

若しくはこれらに類する年金たる給付又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金に類する年金たる給付を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

6 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）

は、その達した日の属する月の翌月分以後、

第二項の規定に準じてその額を改定する。

9 第二項、第四項、第六項又は前項の規定の適用を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項中「この項、次条第四項、第二条第六項、第二条の七第五項及び第二条の八第七項」を「第二条の九まで」に改める。

四項、第二条の七第四項及び第二条の八第六項を「第二条の九まで」に改める。

第二条の八の次に次の二条を加える。
(昭和五十一年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十一の仮定俸給（同条第五項において読み替えたられた同条第四項の規定又は同条第十項において準用する第一項第六項の規定により前条第五項において読み替えたられた同条第四項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条

第二条第五項中「この項、次条第四項、第二条第六項及び第二条の八第七項」を「第二条の九まで」に改める。

第二条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十一の仮定俸給（同条第五項において読み替えたられた同条第四項の規定又は同条第十項において準用する第一項第六項の規定により前条第五項において読み替えたられた同条第四項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条

第二条第五項中「この項、次条第四項、第二条第六項及び第二条の八第七項」を「第二条の九まで」に改める。

規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十二」と読み替えるものとする。

2 第一条の九第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ適用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十二に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十万円を加えた額）

二 殉職年金 五十六万四千二百円

三 障害遺族年金 四十二万三千二百円

4 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者について、そのうち一人

これらの規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に二万四千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者の算定額を控除した額とする。

5 前項の規定は、同項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る当該組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料若しくはこれに類する年金たる給付又は殉職年金若しくは障害遺族年金に類する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、適用しない。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については七万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち一人までについては、一人につき二万四千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万八千円））を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項

第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき四千八百円（そのうち二人までについては、一人につき二万四千円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8 第一条の九第八項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受けた妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項」について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項以前の新法による年金の額の改定）

第四条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する。

第五条の八 第四項及び第五条の八第一項及び第二項を「第五条の八第一項及び第二項並びに第五条の九第一項」に改め、同条第三項中「及び第五条の八第四項」を「第五条の八第四項及び第五条の九第三項」に改める。

4 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該仮定新法の俸給年額又は

9 第一条の九第九項の規定は、第二項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和五十一年度における旧法による年金の額の改定）

第一条の九 第一条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五 第一条中「並びに第五条の八第一項及び第二項」を「第五条の八第一項及び第二項並びに第五条の九第一項」に改め、同条第三項中「及び第五条の八第四項」を「第五条の八第四項及び第五条の九第三項」に改める。

4 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定となつた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該仮定新法の俸給年額又は

5 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第二項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額とみなされた額若しくは仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表

第六条第一項中「及び第六条の三第一項」を「第六条の三第一項及び第六条の四第一項」に改め、同条第二項中「及び第六条の三第三項」を「第六条の三第三項及び第六条の四第三項」に改め、同条第四項中「及び第六条の三第五項」を「第六条の三第五項及び第六条の四第五項」に改める。

第六条の三の次に次の第一条を加える。

（昭和五十一年度における昭和四十五年四月

以後の新法による年金の額の改定)

第六条の四 昭和四十七年三月三十日以前の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項の規定により新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそのまま得た額に加えた額)をそれぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされ、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十日以前の衛視等の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十日以前の復帰前の沖縄の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。第七条第一項中「次条第一項」の下に「及び第

七条の三第一項」を加え、同条第二項中「次条第三項」の下に「及び第七条の三第三項」を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七条の二の二の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七条の三 昭和四十八年三月三十日において現年金で、昭和五十一年六月三十日において現

昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十四条中「第十二条」を「第十三条」と改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「前条」を「第十三条」に、「第三条の八」を「第三条の九」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条中「第二条の八、第三条の八、第四条の八、第五条の八、第六条の三、第七条の二、第八条、第九条の三」を「第一条の九、第二条の八、第二条の九、第三条の八、第三条の九、第四条の八、第四条の九、第五条の八、第五条の九、第六条の三、第六条の四、第七条の二から第九条まで、第十条の三、第十条の四」に、「前条」を「第十二条の二から前条まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「(次条第一項及び第三項において「昭和四十九年三月三十日以前の通算退職年金」という。)」を加え、同条第二項中「第九条の二第二項」を「第十条の二第二項」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。(昭和五十二年年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の改定)

2 第十二条の二 昭和四十九年三月三十日以前の通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十二条の二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項」に改め、同条を第十二条の二第一項及び同条第二項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和四十九年三月三十日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十二条の二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項」に改め、同条を第十二条の二第一項及び同条第二項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

5 前条第五項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

6 前条第六項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

7 前条第七項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

8 前条第八項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

9 前条第九項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

10 前条第十項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

11 前条第十一項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

12 前条第十二項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

13 前条第十三項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについて

二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいすれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じて得た額(その十二)を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に

〔第一号中〕「三十三万九千六百円」とあるのは、「三十九万六千円」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十条の第四項」とあるのは「第十条の第四項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

十一改正前の新法に改め、同条を第十条の二とする。

第九条第一項中「並びに第九条の三第一項及び第三項」を「第十条の三第一項及び第三項並びに第十条の四第一項及び第二三項から第五項まで」に改め、同条第二項第一号中「新法」を昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第号)第二項第一号の規定による改正前の新法(以下「昭和五十年改正前の新法」という。)に改め、同条を第

3 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第二条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で

定めるところにより改定する。
（昭和五十一年度における昭和四十九年四月
以後の新法による年金の額の改定）

三月三十日までの間に新法の退職をした組合員（第三項及び第六項の規定の適用を受けたる者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支

は昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十条の四第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十条の四第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条の四第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の

6
前条第五項又は第六項の規定の適用を受ける
十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千
円」と、同項第一号中「前条第三項の規定によ
り読み替えられた同条第一項」とあるのは「前
条第一項」と、第二項中「昭和五十一年七月
分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第
十条の四第一項」とあるのは「第十条の四第
五項において読み替えられた同条第一項」と
読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じ
て算定した額に改定する。

「昭和四十九年三月三十一日以前の年金」という。」を加え、同条第二項中「遺族年金」の下に「(次条第三項において「昭和四十九年三月三十一日以前の年金」という。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。
(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の新法による年金の額の改定)
第八条の二 昭和四十九年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸

給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなしが、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

において同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該新法の俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乘じて得た額に加えた額)をいう。

た恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に
その額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額
のいずれの区分に属するかに応じ同表の中
欄に掲げる率を乘じて得た額(当該恩給法
の俸給年額又は旧法の俸給年額が六十五万
二千円以上であるときは、その属する同表
の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表
の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に
加えた額)をいう。

第一条の九第四項から第七項までの規定
は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改
定について準用する。

二から第十三条の四まで、第十三条の六又は
第十三条の七の規定による退職年金、減額退
職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和五十一
年六月三十日において現に支給されているも
のについて準用する。

4 昭和五十年四月一日以後に新法の退職をし
た組合員に係る新法の規定による退職年金、減
額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五
十一年六月三十日において現に支給されて
いるものについては、第一条の九第四項から
第七項までの規定に準じて年金の額を改定す
る。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用
を受けた年金の額の改定について準用す

6 施行法第五十一条の四第二号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金、又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の十一の次に次の一表を加える。

別表第一の十二(第一条の九、第二条の九関係)

四三、	七八〇	内
四五、	七六〇	
四七、	七九〇	
四一、	八一〇	
五三、	八六〇	
五四、	一四〇	
五五、	四三〇	
九二〇		
四八、	八一〇	
五一、	〇二〇	
五三、	二九〇	
五五、	五三〇	
五七、	八三〇	
五九、	二五〇	
六〇、	六八〇	
六二、	三一〇	

仮定俸給

三一〇、一九〇	二四一、四五〇																				
二三五、九九〇	二四七、六一〇																				
二三七、一三〇	二五九、四四〇																				
二四八、四一〇	二七一、四二〇																				
二五四、〇八〇	二七五、四四〇																				
二五九、五七〇	二八三、一五〇																				
二七〇、七七〇	二九四、八三〇																				
二七五、八七〇	三〇〇、一三〇																				
二八一、九六〇	三〇六、二九〇																				
二九三、一一〇	三一七、四四〇																				
三〇五、三二〇	三二九、六五〇																				
三二一、五九〇	三三五、九三〇																				
三二七、五三〇	三四一、八六〇																				
三三三、七五〇	三四四、〇八〇																				
三三九、七八〇	三五六、九一〇																				
三四一、九一〇	三六六、二七〇																				
三四四、一一〇	三七八、四四〇																				
三六〇、一三〇	三八四、四七〇																				
三六六、三〇〇	三九〇、六三〇																				
備考																					
<p>年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給の額が三六六、三〇〇円を超える場合は、その額を二九二、〇〇〇円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。</p>																					
別表第三の十二(第二条の九関係)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給</th></tr> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>一三五、七一〇円以上のもの</td><td>一三・〇割</td></tr> <tr><td>二一七、三六〇円を超える三五、七一〇円未満のもの</td><td>一三・八割</td></tr> <tr><td>二〇八、一三〇円を超える二七、三六〇円以下のもの</td><td>一四・五割</td></tr> <tr><td>二〇〇、八二〇円を超える二八、一三〇円以下のもの</td><td>一四・八割</td></tr> <tr><td>一四〇、八五〇円を超える一〇〇、八二〇円以下のもの</td><td>一五・〇割</td></tr> <tr><td>一三四、一八〇円を超える一四〇、八五〇円以下のもの</td><td>一五・五割</td></tr> <tr><td>一二〇、七三〇円を超える一三〇、一八〇円以下のもの</td><td>一六・一割</td></tr> <tr><td>九八、一三〇円を超える一一〇、七三〇円以下のもの</td><td>一六・九割</td></tr> </tbody> </table>		別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給		率		一三五、七一〇円以上のもの	一三・〇割	二一七、三六〇円を超える三五、七一〇円未満のもの	一三・八割	二〇八、一三〇円を超える二七、三六〇円以下のもの	一四・五割	二〇〇、八二〇円を超える二八、一三〇円以下のもの	一四・八割	一四〇、八五〇円を超える一〇〇、八二〇円以下のもの	一五・〇割	一三四、一八〇円を超える一四〇、八五〇円以下のもの	一五・五割	一二〇、七三〇円を超える一三〇、一八〇円以下のもの	一六・一割	九八、一三〇円を超える一一〇、七三〇円以下のもの	一六・九割
別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給																					
率																					
一三五、七一〇円以上のもの	一三・〇割																				
二一七、三六〇円を超える三五、七一〇円未満のもの	一三・八割																				
二〇八、一三〇円を超える二七、三六〇円以下のもの	一四・五割																				
二〇〇、八二〇円を超える二八、一三〇円以下のもの	一四・八割																				
一四〇、八五〇円を超える一〇〇、八二〇円以下のもの	一五・〇割																				
一三四、一八〇円を超える一四〇、八五〇円以下のもの	一五・五割																				
一二〇、七三〇円を超える一三〇、一八〇円以下のもの	一六・一割																				
九八、一三〇円を超える一一〇、七三〇円以下のもの	一六・九割																				
別表第三の十二(第二条の九関係)																					

九四、四一〇円を超える九八、一三〇円以下のもの	二七・四割																
八八、一一〇円を超える九四、四一〇円以下のもの	二七・八割																
八五、六二〇円を超える八八、一一〇円以下のもの	二九・〇割																
八三、〇四〇円を超える八五、六一〇円以下のもの	二九・三割																
七二、九六〇円を超える八三、〇四〇円以下のもの	二九・八割																
六四、六一〇円を超える七二、九六〇円以下のもの	三〇・二割																
六二、三一〇円を超える六四、六一〇円以下のもの	三〇・九割																
六〇、六八〇円を超える六二、三一〇円以下のもの	三一・九割																
五九、二五〇円を超える六〇、六八〇円以下のもの	三一・七割																
五七、八三〇円を超える五九、二五〇円以下のもの	三一・〇割																
五五、五三〇円を超える五七、八三〇円以下のもの	三一・四割																
五三〇円以下のもの	三四・五割																
別表第四の十一の次に次の一表を加える。																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">別表第四の十二(第二条の九関係)</th></tr> <tr><th style="text-align: center;">障害の等級</th><th style="text-align: center;">年金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>一</td><td>二、四四五、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>二</td><td>一、九八〇、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>三</td><td>一、五八九、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>四</td><td>一、一九八、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>五</td><td>九二九、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>六</td><td>七〇九、〇〇〇円</td></tr> </tbody> </table>		別表第四の十二(第二条の九関係)		障害の等級	年金額	一	二、四四五、〇〇〇円	二	一、九八〇、〇〇〇円	三	一、五八九、〇〇〇円	四	一、一九八、〇〇〇円	五	九二九、〇〇〇円	六	七〇九、〇〇〇円
別表第四の十二(第二条の九関係)																	
障害の等級	年金額																
一	二、四四五、〇〇〇円																
二	一、九八〇、〇〇〇円																
三	一、五八九、〇〇〇円																
四	一、一九八、〇〇〇円																
五	九二九、〇〇〇円																
六	七〇九、〇〇〇円																
別表第四の備考																	
<p>別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考「中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、一九八、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、三九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。</p>																	
別表第七の次に次の一表を加える。																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">別表第八(第四条の九、第五条の九、第六条の四、第七条の三、第八条の二、第九条、第十条の四、第十二条の三、第十二条の二、第十三条関係)</th></tr> <tr><th style="text-align: center;">俸給年額</th><th style="text-align: center;">率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>六五二、〇〇〇円未満のもの</td><td>一・一五</td></tr> <tr><td>六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの</td><td>一・〇九〇</td></tr> <tr><td>八六一、五三八円以上二、一〇一、四三九円未満のもの</td><td>一・一〇三</td></tr> <tr><td>二、一〇一、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満のもの</td><td>一・〇六二</td></tr> </tbody> </table>		別表第八(第四条の九、第五条の九、第六条の四、第七条の三、第八条の二、第九条、第十条の四、第十二条の三、第十二条の二、第十三条関係)		俸給年額	率	六五二、〇〇〇円未満のもの	一・一五	六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの	一・〇九〇	八六一、五三八円以上二、一〇一、四三九円未満のもの	一・一〇三	二、一〇一、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満のもの	一・〇六二				
別表第八(第四条の九、第五条の九、第六条の四、第七条の三、第八条の二、第九条、第十条の四、第十二条の三、第十二条の二、第十三条関係)																	
俸給年額	率																
六五二、〇〇〇円未満のもの	一・一五																
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの	一・〇九〇																
八六一、五三八円以上二、一〇一、四三九円未満のもの	一・一〇三																
二、一〇一、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満のもの	一・〇六二																
別表第八(第四条の九、第五条の九、第六条の四、第七条の三、第八条の二、第九条、第十条の四、第十二条の三、第十二条の二、第十三条関係)																	

三〇四五、〇〇〇円以上三三二八、五七一円未満のもの	一・〇四二	一五二、二〇〇円
三三一八、五七一円以上のもの	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円
(國家公務員共済組合法の一部改正)		
第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の一部を次のように改正する。		
「第八十七条」を「第八十七条の二」に、「第九十三条」を「第九十三条の二」に改める。		
第一条第一項第三号中「次に掲げる者の下に組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するもの」を加え、同条第二項及び第三項中「第三号」の下に「イ」を加える。		
第十九条第二項中「(昭和)二十九年法律第百十五回」を削る。		
第四十一条第一項中「第八十一条第三項」の下に「第九十二条の二第二項」を加える。		
第四十三条第一項中「給付」の下に「(通算)遺族年金を除く。次条において同じ。」を加える。		
第四十五条中「又は遺族年金」を「遺族年金又は通算遺族年金」に改める。		
第七十二条第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。		
九 通算遺族年金		
第七十四条の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の二項を加える。		
四 遺族年金を受ける権利を有する者は、通算遺族年金は、支給しない。		
第七十六条第二項ただし書中「ただし」の下に「その額が五十五万二千円より少ないとときは、五十五万二千円」とし」を加える。		
第七十六条の二第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万一千八百円」に改め、同条		
「一万一千円」を「一万九千八百円」に改め、同条		

七十六条の二第二項において準用する第七十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。」を加え、同項第一号中「三十年」を「三十年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第七十八条第二項中「第七十六条第二項の規定又は同項」を「第七十六条第二項本文の規定又は同項本文」に改め、「場合の退職年金の額」の下に「とし」改定前後の退職年金の額について、第七十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。」を加え、同条第三項中「第七十六条第二項の規定又は同項」を「第七十六条第二項本文の規定又は同項本文」に改め、「場合の退職年金の額」の下に「とし」改定前後の退職年金の額について、第七十六条第二項の二第二項において準用する第七十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。」を加え、同項第一号中「三十年」に、「一万九千八百円」を「三十五年」に、「二万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第四項中「場合を含む」の下に「ものとし、俸給年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る」を加える。

第七十九条第四項中「第七十六条第二項の規定又は同項」を「第七十六条第二項本文の規定又は同項本文」に改め、「算定した減額退職年金の額」の下に「とし」改定前後の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について、第七十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。」を加え、同項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項中「前条第二項本文」を「前条第二項前段」に改め、同項後段中「前条第一項ただし書」の下に「(俸給年額に相当する金額とする部分に限る。)」を加え、同項第一号中「年数が」の下に「一年以上」を、「場合」の下に「及び組合員期間が一年以上である場合」を「組合員期間が一年となる」に改める。

第八十条中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改め、「組合員となつて一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に改める。

第八十三条第五項中「第八十条の三」の下に「第九十二条の三」を加える。

第八十五条第四項中「第八十二条の二第一項の規定又は同項」を「第八十二条の二第二項前段の規定又は同項前段」に改め、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第五項中「第八十二条の二第一項の規定又は同項」を「第八十二条の二第二項前段の規定又は同項前段」に改め、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万九千八百円」に改め、同条第六項第二号イ中「第八十二条の二第二項前段の規定又は同項前段」に改め、同号ロ中「第八十二条の二第二項前段の規定又は同項」を「第八十二条の二第二項前段の規定又は同項前段」に改め、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第七項中「第八十二条の二第二項前段の規定又は同項前段」に改め、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項後段において準用する場合を含む」を「俸給年額に相当する金額とする部分に限る」を「俸給年額に相当する金額とする部分に限る」に改め、「同条第二項後段並びに第八十二条の二第二項後段並びに第八十二条の二第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む」に改め、同条第八項中「算定した額」の下に「とし、第二項から第六項までの場合における改定前の廃疾年金の額について、第八十二条第一項ただし書(同条第二項後段並びに第八十二条の二第二項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。)の規定の適用があつたときは、同条第二項後段並びに第八十二条の二第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。)の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額」を加える。

第八十七条第一項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に改め、同条第二項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「組合員」となつて一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に改める。

係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額に五十円未満の端数があるときはその全額が五十円未満であるときはこれを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときはその全額が五十円以上百円未満であるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第一百一十六条の五第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「相当するものとして」を「基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

附則第三条の二中「一年」を「四年」に改める。

附則第十三条の二第三項中「その額が三十二万千六百円より少ないときは、三十二万千六百円」を削り、同項第一号中「二十四万円」を「十九万六千円」に改め、同項第四号中「超える年数」を「超え三十五年に達するまでの年数」に、「一年」とあるのは「十五年」と、「十五年を超える年数」に、「十年」を「五年」に改める。

附則第十三条の六第一項中「二十年」を「三十年」に、「十年」とあるのは「十五年」を「二十年」に改める。

附則第十四条の二中「二年」を「四年」に改める。附則第十四条の二中「二十年」を「二十年」に改め、同条第八十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条から前条まで」として「に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第七十一条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第八十条関係）」に改める。

別表第二の二を次のように改める。
別表第一中「別表第一」を「別表第一（第七十一条関係）」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第八十七条関係）」に改める。

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の二」を「第四十一条の四」に、「第四十八条の四」を「第四十八条の五」に改める。

第十一條第二項第一号中「三百分の一」を「三分百の二」（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数と合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）に改め、同項第一号中「三百分の一」を「三百分の二」（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数と合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）に改め、同条第三項を次のように改める。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七条第一項第一号又は第二号から第四号までの期間のうちに前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第十一條の二第一項中「第七十六条の二」を「第七十六条の二第一項」に改める。

は「二十年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に、「六千円」を「九千九百円」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年を超えるときは、二十年」を「五年を超えるときは、五年」に、「三十年を超えるときは、三十年」に、「三十年を超えるまでの期間」の下に「及び三十年」を「三十五年を超えるまでの期間」を加え、

附則第十三条の七第一項中「二十年を超えて二十五年に達するまでの期間」の下に「及び三十年を超えて三十五年に達するまでの期間」を加え、「第八十八条」として「第八十八条」と、第八十八条の五第一項中「第八十八条から前条まで」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条から前条まで」として「に改める。

附則第十四条の二中「二十年」を「二十年」に改め、同条第八十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条から前条まで」として「に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第八十九条、第九十一条関係）」に、

支 給 率	支 給 率
(イ) 公務上の廃疾 (ロ) 公務外の廃疾	(イ) 公務上の廃疾 (ロ) 公務外の廃疾
○・八	○・八
○・五	○・五
六六九、〇〇〇円	五五二、〇〇〇円

支 給 率	支 給 率
(イ) 公務上の廃疾 (ロ) 公務外の廃疾	(イ) 公務上の廃疾 (ロ) 公務外の廃疾
○・六	○・六
○・四	○・四
三九六、〇〇〇円	五五二、〇〇〇円

退職の日ににおける年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上三三歳未満	一・三五
一三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	一・三一
三三歳以上三八歳未満	三・〇二
三八歳以上四三歳未満	三・九四
四三歳以上四八歳未満	二・一二
四八歳以上五三歳未満	六・六七
五三歳以上五六歳未満	八・八一
五六歳以上六三歳未満	一〇・九六
六三歳以上六八歳未満	一・九〇
六八歳以上七三歳未満	一・二四
七三歳以上	一・三三

3 前項の場合において、遺族年金を受ける者が、八十歳以上である場合におけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各

号中「五年」とあるのは、「十年」とする。
第三十二条の三第一項中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特例による遺族年金に係る加算)

第三十二条の四 新法第八十八条の五の規定は、第三十一条の二、第三十二条又は前条の場合について適用する。

第三十三条を次のよう改める。

(公務傷病による死)者に係る遺族年金の額の最低保障)

第三十三条 新法第八十八条の一号の規定による遺族年金の額(第三十一条の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して算定した額)が当該年金を受ける者について次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額より少ないとときは、当分の間、これらの額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下「扶養遺族」という。)がない場合又は扶養遺族が一人である場合 六十万二千円
二 扶養遺族が二人以上である場合 六十二万四千二百円

前項の遺族年金を受ける者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、旧法による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、同項中「六十万二千円」とあり、及び「六十二万四千二百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。

3 新法第八十八条第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額(前項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定を適用した場合の

額)に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。

第四十一条第三項中「及び第四十二条の三」を、第四十二条の三及び第四十二条の四に改める。

第四十二条の二第三項中「第三十二条の三」又は第三十三条を「第三十二条の三」に改める。

第七章中第四十二条の三の次に次の二条を加える。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)

第四十二条の四 第四十二条第一項各号に掲げる者に対する新法第九十二条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その

死亡した者(施行法第四十二条第一項において準用する施行法第八条又は第九条の規定による退職年金を受ける権利を有していた者若しくはその死亡した者の死亡を退職となしたならばこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。)の

死亡した者は、「三十万二千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第四十七条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二条を加える。

3 新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第四十八条中「衛視等の恩給法の俸給年額」

との下に、「同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項第一号」とを加え、「第三十三条中「第十二条第一項各号」とあるのは「第十二条第一項第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と

「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

第四十八条の二第一項中「第八項まで」を「第

十一条第一項において準用する施行法第十四条第一項において準用する施行法第

三十二条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

第四十八条の二第一項中「第八項まで」を「第

十一条第一項において準用する施行法第

三十二条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項各号において控除すべきこととされている金額を控除すべきこと

第五十」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行法第四十二条の四において読み替えたられた第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行法第四十二条の四において読み替えたられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条において読み替えたられた第一項」とす

る。

第四十五条第二項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第三項中「三百分の一」とあるのは、「三百分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」を「五年」とあるのは、「十年」と改める。

第四十五条第三項中「三十二万五千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第四十七条の二第三項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の二条を加える。

3 新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第四十八条中「衛視等の恩給法の俸給年額」

との下に、「同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項第一号」とを加え、「第三十三条中「第十二条第一項各号」とあるのは「第十二条第一項第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と

「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

第四十八条の二第一項中「第八項まで」を「第

十一条第一項において準用する施行法第

三十二条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

第四十八条の二第一項中「第八項まで」を「第

十一条第一項において準用する施行法第

三十二条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

第四十八条の二第一項中「第八項まで」を「第

十一条第一項において準用する施行法第

三十二条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

第四十八条の二第一項中「第八項まで」を「第

十一条第一項において準用する施行法第

三十二条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第四十八条の五 第四十二条第一項の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十二条第一項の四中「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第八条又

は第五十」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行法第四十二条の四において読み替えたられた第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行法第四十二条の四において読み替えたられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条において読み替えたられた第一項」とす

る。

第四十二条第一項中「及び第四十二条の三」を、第四十二条の三及び第四十二条の四に改める。

第四十二条の二第三項中「第三十二条の三」又は第三十三条を「第三十二条の三」に改める。

第七章中第四十二条の三の次に次の二条を加える。

(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第四十二条の三 第四十二条第一項の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十二条第一項の四中「施行法第四十二条の四において読み替えたられた第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行法第四十二条の四において読み替えたられた第一項」と、「第一項」とあるのは「同条において読み替えたられた第一項」とす

る。

第四十五条第二項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第三項中「三百分の一」とあるのは、「三百分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」を「五年」とあるのは、「十年」と改める。

第四十五条第三項中「三十二万五千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第四十七条の二第三項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の二条を加える。

3 新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第四十八条中「衛視等の恩給法の俸給年額」

との下に、「同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項第一号」とを加え、「第三十三条中「第十二条第一項各号」とあるのは「第十二条第一項第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と

「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

第四十八条の二第一項中「第八項まで」を「第

十一条第一項において準用する施行法第

三十二条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

第四十八条の二第一項中「第八項まで」を「第

十一条第一項において準用する施行法第

三十二条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十二条第一項第一号」と、「同号」と「同項第一号」を削る。

3 同表の仮定俸給の額の三百分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金について、は、六百分の二）、五年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金について、は、六百分の二））に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

4 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に

規定による遺族年金に相当する年金を受ける者
妻、子又は孫が七十歳に達したときは、「(旧法の)
又は八十歳に達したときは、その達した日の
属する月の翌月分以後、第二項の規定により
読み替えて適用する第一項の規定に準じてそ
の額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前項の規定により
年金の額を改定する場合について準用する。

6 次の表の上欄に掲げる年金については、第一
項又は第四項の規定により改定された額
が、同表の中欄に掲げるその年金の額の計算
の基礎となつた組合員期間のうち実在職した
期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額
に満たないときは、その額を当該区分に対応
する同表の下欄に掲げる額に改定する。この
場合においては、第一条第四項後段の規定を
準用する。

7
第一項 第三項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺

第一条の八の次に次の二条を加える。
(昭和五十一年度における旧法による障害年
金等の額の改定)

年	金	実在職した期間	金額
旧法の規定による退職年金又は療疾年金に相当する者の者が受けるもの	九年未満	四十一万二千五百円	五十五万円
旧法の規定による退職年金又は療疾年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けけるもの	九年以上最短年金年限未満	四十一万二千五百円	五十五万円
旧法の規定による療疾年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けけるもの	最短年金年限以上	四十一万二千五百円	五十五万円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上上の者又は六十一年金で六十五歳以上上の者又は六十一年金で六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けれるもの	最短年金年限未満	二十七万五千円	三十五万円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けれるもの	九年以上最短年金年限未満	二十七万三千円	三十五万円
最短年金年限未満	九年未満	十三万七千五百円	二十万六千三百円
最短年金年限以上	九年未満	十三万七千五百円	二十万六千三百円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けれるもの	最短年金年限以上	三十万七千五百円	五十万円

は旧法の規定により遺族年金に相当する年金に類する年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

第一項、第三項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受けた六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日よりの属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

(昭和五十一年度における旧法による障害年金等の額の改定)

三 六十歳以上である場合（前二号に該當する場合を除く。）二万四千円

第一項、第三項又は第六項の規定の適用を受ける年金について、その年金を受ける者が二遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

2 第二条の九第二項の規定は、前条第二項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができる組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対して前項の規定を適用する場合について準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乘じて得た額に加えて定する。
4 次の表の上欄に掲げる年金については、第一項又は前項の規定により改定された額（遺族年金については、その額につき法第五十九条の三の規定の適用がある場合（同条の規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば同条の規定が適用されることとなる場合を含む。）には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、同表の中欄に掲げるその年金に係
5 昭和五十年四月一日から昭和五十一年六月三十日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金については、前項の規定に準じてその額を改定する。
6 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。
7 前三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合は、これららの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法の規定による扶助料旧法の規定による遺族年金に相当する年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する場合は、この限りでない。
8 第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した

最短年金年限以上 が受けるもの	二十万六千三百円
最短年金年限未満	十三万七千五百円
九年未満	二十三万六千三百円
九年以上最短年金年限未満	二十七万五千円
最短年金年限以上	四十一万二千五百円
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円	二万四千円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）	六十歳以上の者又は六十五歳未満の者子若しくは孫が受けるもの
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限未満
法の規定による退職年金又は減額退職年金又は廢疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年未満
法の規定による退職年金又は減額退職年金又は廢疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上

る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第

二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあっては、その額から同表の下欄に掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この四項後段の規定を準用する。）

6 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。

7 前三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合は、これららの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法の規定による扶助料旧法の規定による遺族年金に相当する年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する場合は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）

四 六十歳以上の者又は六十五歳未満の者子若しくは孫が受けるもの

法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者が受けるもの

最短年金年限未満

九年未満

最短年金年限以上

四十一万二千五百円

二十七万五千円

二十七万五千円

二十二万六千三百円

十三万七千五百円

別表第三の十二(第二条の九関係)	別表第三の十二(第二条の九関係)
三三五、七一〇円以上のもの	三三五、七一〇円以上のもの
一二七、三六〇円を超える三五、七一〇円未満のもの	一二七、三六〇円を超える三五、七一〇円未満のもの
一一〇八、一三〇円を超える一一七、三六〇円以下のもの	一一〇八、一三〇円を超える一一七、三六〇円以下のもの
一一〇〇、八二〇円を超える一〇八、一三〇円以下のもの	一一〇〇、八二〇円を超える一〇八、一三〇円以下のもの
一一〇〇、八五〇円を超える一〇〇、八二〇円以下のもの	一一〇〇、八五〇円を超える一〇〇、八二〇円以下のもの
一一〇〇、七三〇円を超える一三四、一八〇円以下のもの	一一〇〇、七三〇円を超える一三四、一八〇円以下のもの
九八、一三〇円を超える一二〇、七三〇円以下のもの	九八、一三〇円を超える一二〇、七三〇円以下のもの
九四、四一〇円を超える九八、一三〇円以下のもの	九四、四一〇円を超える九八、一三〇円以下のもの
八八、一一〇円を超える九四、四一〇円以下のもの	八八、一一〇円を超える九四、四一〇円以下のもの
八五、六一〇円を超える八八、一一〇円以下のもの	八五、六一〇円を超える八八、一一〇円以下のもの
八三、〇四〇円を超える八五、六二〇円以下のもの	八三、〇四〇円を超える八五、六二〇円以下のもの
七二、九六〇円を超える八三、〇四〇円以下のもの	七二、九六〇円を超える八三、〇四〇円以下のもの

別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給	率
一二三・〇割	率
一二三・八割	率
一二四・五割	率
一二四・八割	率
一二五・〇割	率
一二五・五割	率
一二六・一割	率
一二六・九割	率
一二七・四割	率
一二七・八割	率
一二九・〇割	率
一二九・三割	率
二一九・八割	率

別表第八(第三条の九、第四条の四関係)	備考
別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、一九八、〇〇〇円」と、「二三一、〇〇〇円」とあるのは「一、三九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。	別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、一九八、〇〇〇円」と、「二三一、〇〇〇円」とあるのは「一、三九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。
一二三・〇割	二、四四五、〇〇〇円
一二三・八割	一、九八〇、〇〇〇円
一二四・五割	一、五八九、〇〇〇円
一二四・八割	一、一九八、〇〇〇円
一二五・〇割	九二九、〇〇〇円
一二五・五割	七〇九、〇〇〇円
一二六・一割	
一二六・九割	
一二七・四割	
一二七・八割	
一二九・〇割	
一二九・三割	
二一九・八割	

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を次のように改める。

2 短期給付の額について、「一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げ、長期給付の額について、五十円未満の端数があるときは又はその全額が五十円未満であるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは又はその全額が五十円以上百円未満であるときはこれを百円に切り上げるものとする。」

第十八条第二項及び第二十三条前段中「遺族年金」を「遺族年金、通算遺族年金」に改める。

第二十五条第一項中「次に掲げる者」の下に「(第六十一条の四の場合にあつては、組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三百五十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するもの)」を加える。

第二十六条第一項中「給付」の下に「(通算遺族年金を除く。次条において同じ。)」を加える。

第四十八条第七号から第九号までを次のように改める。

七 通算退職年金

八 返還一時金

九 通算遺族年金

第五十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その年額が五十五万二千円に満たないときは、五十五万二千円とする。

第五十条第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十条の二第三項中「同条第二項の規定又は同項」を「同条第二項本文の規定又は同項本文」に、「年額」とし、改定前の退職年金の年額について、同条第二項ただし書の規定

の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額とする。」に改め、同条第四項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万一千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十三条の二第二項中「同条第二項の規定又は同項」を「同条第二項本文の規定又は同項本文」に、「年額」を「年額」とし、改定後の退職年金の年額について、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額とする。」に、「差額」を「差額」とし、その退職年金の年額について、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額を基礎として算定した減額退職年金の年額との差額とする。」に改める。

第五十四条第四項中「千円」を「千六百五十円」に改める。

第五十五条第一項中「組合員となつて二年以上経過した」を「組合員期間(通算年金通則法(昭和三十六年法律第三百八十一号)第四条第一項各号に掲げる期間(組合員期間以外の期間で政令で定めるものに限る。以下「公的年金期間」といふ。)を有する組合員で組合員期間が二年未満であるものにあつては、当該公的年金期間と組合員期間とを合算した期間(以下「公的年金合算期間」という。)」が二年となつた時に改める。

第五十六条第一項中「退職の時」の下に「(療養年金の年額との差額とする。)」を「(差額とする。)」に改める。

第五十七条第一項中「退職の時」の下に「(療養又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第三十六条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間に治つた時又は治らない場合においては、公的年金合算期間)が二年を経過した時。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「組合員となつた後二年を経過しない間」を「組合員期間(公的年金期間を有する組合員で組合員期間が二年未満であるものにあつては、公的年金合算期間)が二年となる前」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(廃疾年金と退職一時金等との調整)

第五十七条の二 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(その後再びもとの組合の組合員となつた者を除く。)での後廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給するときは、その者に、政令で定めるところにより、第五十五条第二項又は第三項の規定により算定した額からその支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として算定した額を控除した額に相当する金額を支給する。

(公的年金合算期間を有する組合員に係る廃疾年金等)

その金額を廃疾年金の年額とする。

第五十五条第三項第一号中「年数が」の下に「二年以上」を加え、「場合」を「場合及び組合員期間が二年未満であり、かつ、公的年金合算期間が二年以上である組合員であつた者に係る廃疾年金又は廃疾一時金については、第五十五条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第五十八条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「死亡したとき」の下に「又は組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である組合員が死亡したとき(その者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から廃疾年金(政令で定めるものに限る。)又はその遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有するときを除く。)」を加え、同条第二項第二号中「二年以上」を削り、同条第三項中「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十九条第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第五十九条の二中「三十五万四千円」を「四十万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十九条の三 前三条の場合において、廃疾年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該廃疾年金の年額とする。ただし、その者が当該廃疾年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料、旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。以下「旧法」といふ。)の規定による廃疾年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限

- りでない。
- 一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
- 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円
- 4 遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。(遺族年金の額の調整)
- 第五十九条の四 組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡した場合において、その者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金(政令で定めるものに限る。)又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、遺族年金の年額は、第五十八条第二項第二号及び第三項並びに第五十九条から前条までの規定にかかる、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の俸給年額の百分の一に相当する額に組合員期間の年数を乗じて得た金額(退職時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合員となつたものが死亡した場合においては、その金額から當該退職時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)に満たないときは、その金額を遺族年金の年額とする。
- 第五十六条の二第一項中「(昭和三十六年法律第一百八十一号)」を削り、同条第三項中「千円」を「一千五百円」に改める。
- 第六十一条の四第一項に次のただし書きを加える。
ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金の支給を受ける権利を有する者があるときは、この限りでない。
- 第六十一条の四第二項中「前条」を「第六十一条の三」に改め、同条を第六十一条の五とし、第六十一条の三の次に次の二条を加える。
- (通算遺族年金)
- 第六十一条の四 第六十一条の二第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところによれば、その者の遺族に通算遺族年金を支給される。ただし、その遺族が、同一の事由により一の公的年金制度から通算遺族年金又は通算遺族年金に相当する年金の支給を受けれる権利を有するものが、遺族年金と併せて当該通算遺族年金又は当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する

旨を、政令で定めるところにより、組合に申し出たときは、遺族年金の年額は、第五十八条第二項第二号及び第三項並びに第五十九条から前条までの規定にかかわらず、当該通算組合員期間の年数を乗じて得た金額とする。した者の俸給年額の百分の一に相当する額に相当する額の合算額に組合員期間の年数を乗じて得た額の二分の一に相当する金額(退職時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合員となつたものが死亡した場合においては、その金額から當該退職時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)に満たないときは、その金額を遺族年金の年額とする。

第六十一条の二第一項中「(昭和三十六年法律第一百八十一号)」を削り、同条第三項中「千円」を「一千五百円」に改める。

第六十二条の前に次の二条を加える。(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族年金等)

第六十二条 第六十一条の六 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族年金、通算遺族年金又は死亡一時金については、第五十八条から第六十一条まで、第六十一条の四及び前条に定めるもののか、政令で定めることによる。

第六十三条 第七十一条第二項中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削る。

第六十四条 第八十二条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するもの」を「を基礎」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

附則第二条中「旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」の法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。以下附則第二十九条までにおいて「旧法」といふ。」を「旧法」に改める。

附則第三条の二中「二年」を「四年」に改める。

附則第四条第二項中「(大正十二年法律第四十八号)」を削る。

附則第六条第四項中「組合員期間一年以上二十年未満の更新組合員が死亡した場合におけるその者」を「第五十九条第一項の場合において、当該組合員が組合員期間二十年未満の更新組合員であるときににおける当該更新組合員に相当する年金額は、その死亡した者に係る第六十一条の二第三項から第五項までの規定による通算退職年金の年額の百分の五十に相当する年金額とする。

厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条までの並びに通算年金通則法第四条から第十条までの規定は、通算遺族年金について準用する。

附則第六条の二第一項第一号中「三百分の一」を「三百分の一(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数について、三百分の一)」に改め、同項第二号中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数について、三百分の一)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者の組合員期間のうちに第一項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「十年」と読み替えるものとする。

附則第六条の二第七項第一号中「六百分の一」を「六百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一)」に改め、同項第二号中「六百分の一」を「六百分の二(その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一)」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間のうち第七項各号に掲げる期間があるときは、その者に係る遺族年金を受ける者が八十

歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「十年」と読み替えるものとする。

附則第六条の四第一項中「四十二万一千二百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第二項中「三十五万四千円」を「四十三万二千円」に改め附則第十七条の二の次に次の一条を加える。
(再就職者に係る遺族年金の年額の特例)

第十七条の三 更新組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつたものに対する第五十九条の四の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その者の遺族」とあるのは「その者(附則第十七条の二において準用する附則第九条から第十一条までの規定による退職年金若しくはこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有していた者はその者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。)の遺族」と、「第五十八条第二項第二号及び第三項並びに第五十九条から前条まで」とあるのは「第五十九条、第五十九条の三並びに附則第十七条の二において準用する附

則第六条第四項及び第五項、第六条の三第二項、第六条の四第二項並びに第十四条の三第一項、第六条の四第二項並びに第十四条の三第一項

あるのは「組合員期間の年数を乗じて得た金額」とに掲げる期間につき、附則第六条第一項の規定により算定した減算すべき金額の二分の一に相当する額を減じて得た金額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第十七条の三において読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

附則二十四条第七項中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に改め、同条第十一項中「第六十一条の四第二項」を「第六十一号の五第二項」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第四十三条関係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第五十二条関係)」に改める。
別表第三中「別表第三」を「別表第三(第五十四条関係)」に改める。

別表第三の二(第五十四条関係)

退職時年の年齢	率
十八歳未満	一・〇九
十九歳以上二十三歳未満	一・三五
二十歳以上二十八歳未満	一・七七
二十一歳以上三十三歳未満	二・三一
二十二歳以上三十八歳未満	三・〇二
二十三歳以上四十三歳未満	三・九四
二十四歳以上四十八歳未満	五・一二
二十五歳以上五十三歳未満	六・六七
二十六歳以上五十八歳未満	八・八一
二十七歳以上六十三歳未満	一〇・九〇

六十八歳以上七十三歳未満
七十三歳以上

八・三三
六・一四

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二十五条、第五十一条、第五十五条第一項、第五十七条、第六十条、第六十一条関係)」に改める。
別表第五中「別表第五」を「別表第五(第五十七条、第六十一条関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(附則第八条、附則第十八条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法附則第三条の二の改正規定 公布の日

二 第二条中公共企業体職員等共済組合法第五十条第二項に「ただし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十五条の二第三項及び第四項第一号、第五十三条の二第二項並びに第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項に定める改正規定、同法第五十五条第三項に「第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項にたゞし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十五条の二第三項及び第四項第一号、第五十三条の二第二項並びに第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項に定める改正規定、同法第五十五条第三項に「第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項にたゞし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十五条の二第三項及び第四項第一号、第五十三条の二第二項並びに第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項に定める改正規定、同法第五十五条第三項に「第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項にたゞし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十五条の二第三項及び第四項第一号、第五十三条の二第二項並びに第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項に定める改正規定、同法第五十五条第三項に「第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項にたゞし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十五条の二第三項及び第四項第一号、第五十三条の二第二項並びに第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項に定める改正規定、同法第五十五条第三項に「第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項にたゞし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十五条の二第三項及び第四項第一号、第五十三条の二第二項並びに第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項に定める改正規定、同法第五十五条第三項に「第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項にたゞし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十五条の二第三項及び第四項第一号、第五十三条の二第二項並びに第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項に定める改正規定、同法第五十五条第三項に「第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項にたゞし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十五条の二第三項及び第四項第一号、第五十三条の二第二項並びに第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項に定める改正規定、同法第五十五条第三項に「第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項にたゞし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十五条の二第三項及び第四項第一号、第五十三条の二第二項並びに第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項に定める改正規定、同法第五十五条第三項に「第五十四条第四項の改正規定、同法第五十五条第二項にたゞし書を加える改正規定、同

四 第二条中公共企業体職員等共済組合法第五十五条第一項の改正規定(「三年」を「一年六年月」に、「第五十七条」を「次条」に改め、「状態にあるとき」の下に、「又はその退職の時から五年以内に同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき」を加える部分に限る。)

同法第五十六条第一項及び第五十七条第一項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定(同法第五十七条の二に係る部分に限る。)並びに附則第四条第二項及び第三項 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体

職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第十七条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由又は改定すべき事由が生じた長期給付について適用し、同日前に給付事由又は改定すべき事由が生じた長期給付については、なお従前の例によること。

(退職年金等の額に関する経過措置)

第三条 改正後の法第五十条第二項ただし書及び第三項、第五十条の二第三項及び第四項、第五十三条の二第二項、第五十五条第二項ただし書及び第三項、第五十八条第三項、第五十九条第一項、第五十九条の二、第五十九条の三、第六十一条の二第三項並びに改正後の法附則第六条の四(改正後の法附則第十七条の二及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十一年七月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

(廃疾年金及び廃疾一時金に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第五十五条第一項又は第五十七条第二項の規定は、業務によらない病気又は食傷及びこれらにより生じた病気(以下「傷病」という。)について附則第一条第三号に定める日前に療養又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、その日以後も、なおその効力を有する。

前項に規定する者の当該傷病による廃疾については、同項の規定によりなお効力を有するものとされた改正前の法第五十五条第一項中「三年」とあるのは「一年六月」と、「第五十七条」とあるのは「第五十六条」と、「あるとき」とあるのは「あるとき、又はその退職の時から五年以内に同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき」とする。

職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第十七条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由又は改定すべき事由が生じた長期給付について適用し、同日前に給付事由又は改定すべき事由が生じた長期給付については、なお従前の例によること。

(退職年金等の額に関する経過措置)

第三条 改正後の法第五十条第二項ただし書及び第三項、第五十条の二第三項及び第四項、第五十三条の二第二項、第五十五条第二項ただし書及び第三項、第五十八条第三項、第五十九条第一項、第五十九条の二、第五十九条の三、第六十一条の二第三項並びに改正後の法附則第六条の四(改正後の法附則第十七条の二及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十一年七月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

(廃疾年金及び廃疾一時金に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第五十五条第一項又は第五十七条第二項の規定は、業務によらない病気又は食傷及びこれらにより生じた病気(以下「傷病」という。)について附則第一条第三号に定める日前に療養又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、その日以後も、なおその効力を有する。

3 附則第一条第四号に定める日(以下「一部施行日」という。)の前日において廃疾年金を受ける権利を有しない者について、一部施行日の一年六月前日の日から改正後の法第五十五条第一項の規定が適用されたとしたならば、一部施行日前にその者が廃疾年金を受ける権利を有することとなるときは、その者(組合員となつて二年以上経過した後に業務によらないで病気にかかり、又は負傷した者に限る。)には一部施行日の属する月から同項の規定による廃疾年金を支給する。

(一)公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)

第五条 改正後の法第五十九条の四の規定は、附則第一条第三号に定める日の前日において現に改正前の法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

(通算遺族年金に関する経過措置)

第六条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)附則第三十八条第一項に規定する者は、改正後の法第六十二条の四の規定の適用については、改正後の法第六十二条の二第二項第一号に該当するものとみなす。

(任意継続組合員に関する経過措置)

第七条 改正後の法第八十二条の三第一項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者について適用し、同日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第八条 改正後の法附則第六条の二(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(長期在職者の退職年金等の年額の最低保障)

第九条 施行日以後の退職(死亡)を含む。)に係る

年	金	実在職した期間	金額
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	改正後の法の規定による退職年金を受ける最短年金年限(以下この表において単に「最短年金年限」という。)以上	五十五万円	
退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	四十一万二千五百円	
退職年金で六十五歳未満の者が受けけるもの	九年未満	二十七万五千円	
遺族年金で六十五歳以上の者又は六十歳未満の妻、子若しくは孫が受けけるもの	最短年金年限以上	四十一万二千五百円	
遺族年金で六十五歳以上の者又は六十歳未満の妻、子若しくは孫が受けけるもの	最短年金年限未満	二十七万五千円	
遺族年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けけるもの	最短年金年限以上	二十七万五千円	
遺族年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けけるもの	最短年金年限未満	二十七万五千円	

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。	を受ける者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。
第一項に規定する年金については、その年金	この場合においては、前項の規定を準用する。
第一項に規定する年金については、その年金	があつた場合には、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について改正後の法第七十七条第二項の規定の適用中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対する同表の下欄に掲げる額とする。
第一項に規定する年金については、その年金	があつた場合には、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について改正後の法第七十七条第二項の規定の適用中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対する同表の下欄に掲げる額とする。
第一項に規定する年金については、その年金	があつた場合には、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について改正後の法第七十七条第二項の規定の適用中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対する同表の下欄に掲げる額とする。

4 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料、旧法（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二条第一項第二号に規定する旧法をいう。）の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

第一項の規定による遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

（政令への委任）
第十二条 附則第二条から第九条までに定めるもののはか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

○中山太郎君 ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と

結果を御報告申し上げます。（拍手）

まず、恩給法等の一部を改正する法律案は、現在の恩給年額を昭和五十年度における国家公務員の最低保障額の引き上げ、扶助料に係るいわゆる妻婦加算制度及び遺族加算制度の創設、六十歳以上六十五歳未満の旧軍人等の加算減算率の緩和等の措置を講じようとするものであります。

次に、共済関係二法案は、共済年金額を恩給法等の改正に準じて引き上げるほか、いわゆる寡婦加算制度及び遺族加算制度の創設による遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法案を一括して

○副議長（前田佳都男君） 日程第八 学校教育法の一部を改正する法律案（第七十五回国会内閣提出、第七十六回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長山崎竜男君。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（前田佳都男君） これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、大学院の目的、性格の重要性にかんがみ、いわゆる独立大学院の個別の具体化に当たつては、本案審議における各意見すなわち、現行の大学制度の理念を十分に尊重すること

一二 既存の大学の内容の充実に努めること
二 高等教育のあり方について総合的に再検討すること

などを重視し、かつ、今後の本委員会の意見並びに設置予定大学院の教育研究関係者その他学識経験者等の意見を十分に取り入れ、その構想を明確にするよう特に配慮すること。
右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案
第七十五回会において本院で継続審査をした右の内閣提案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十一年十二月十七日

衆議院議長 前尾繁三郎

学校教育法の一部を改正する法律案
参議院議長 河野 謙三殿

学校教育法の一部を改正する法律案
参議院議長 河野 謙三殿

（小字及び一は衆議院修正）

学校教育法の一部を改正する法律案
参議院議長 河野 謙三殿

学校教育法の一部を改正する法律案
参議院議長 河野 謙三殿

（小字及び一は衆議院修正）

第六十八条中「博士」の下に「修士」を加える。

第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十八条の次に次の二条を加える。

第六十八条の二 教育研究上特別の必要がある場合においては、第五十三条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大學とすることができる。

第七十条中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改める。

第七十条の九中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に、「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

第八十三条第二項中「学校の名称」の下に「又は大学院の名称」を加える。

第一百八条の二中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称についての経過措置)

この法律の施行の際現に大学院という名称を用いてる○各種学校その他学校教育法第一条に掲げるもの以外の教育施設は、改正後の同法第八十三条第二項の規定にかかるらず、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の名称を用いることができる。

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は一個の研究科を置く学校教育法第六十八条の二の大学」を加える。

(私立学校法の一部改正)

4 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び大学院」を「大

学院及び大学院の研究科」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十九条第十項第二号中「若しくは大学院」の下に「大

学院の研究科」を加える。

第三十条第一項第三号中「大学院」の下に「大

学院の研究科」を削る。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際学校法人の設置する大学院に現に置かれている研究科の名称については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

す。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。

〔賛成者起立〕

本法律案は、大学院の研究科の設置廃止を認可

事項とし、後期三年のみの博士課程の設置を可能

とするとともに、学部を置かない独立大学院制度

を創設する等大学院制度の整備充実を図ろうとするものであります。

なお、専修学校制度の創設に伴い所要の規定を

整備する衆議院修正が行われております。

なお、専修学校制度の創設に伴い所要の規定を

整備する衆議院修正が行われております。

委員会におきましては、学術研究体制の整備充

実の重要性、連合大学院構想等独立大学院制度の

具体化の構想と既存の大学院の整備充実との関

係、大学間格差是正の必要性、大学院生の研究生

活条件の改善とオーバードクターの対策等につい

て熱心な質疑が行われました。その詳細は会議

録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、有田委員より、私立学校法第五

十九条の改正を内容とする私立学校振興助成法が施行されたことに伴つて所要の規定を整理する旨

の五党共同の修正案が提出されました。

討論もなく採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもつて可決され、よつて本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、久保委員より、独立大学院構想の具體化に当たっては、現行の大学制度の理念を尊重し、既存の大学の内容の充実に努めるとともに、高等

教育のあり方について総合的に再検討すべきである等を旨とする五党共同の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

す。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案

金屬鉱業事業団法の一部を改正する法律案

金屬鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を行うことにより、優良な金属鉱物

資源の確保を図り」を「並びに金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付けを行い」に改める。

第十八条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付け 第十九条第二項中「金属鉱物」の下に「及び同項第十号の金属鉱産物」を加え、同条第三項中「第一号第十五号」を「第一項第十六号」に改める。

第十九条第一項中「及び第十号」を「第十号及

び第十一号」に改める。

第二十五条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができることに改める。

第二十五条の二 政府は、法人に対する政府の財

政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律

第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会

の議決を経た金額の範囲内において、事業団の

長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発

銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関

する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条

の規定に基づき政府が保証契約をすることがで

きる債務を除く。)について保証することができ

る。

第二十五条の三 事業団は、毎事業年度、長期借

入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大

臣の認可を受けなければならない。

第三十二条第一項中「又は第二十五条第一項若

しくは第二項ただし書」を「第二十五条第一項若

しくは第二項ただし書又は第二十五条の三」に改

め、同条第二号中「第十八条第一項第十号」を「第

十八条第一項第十一号」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

参議院議長 河野謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

この法律は、公布の日から施行する。

附 則
〔柳田桃太郎君 拍手〕

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、わが国の鉱物資源の安定的供給を確保するため、需給の変動にかかわらず、輸入量を安定させるための措置を講じようとするものであります。その主要内容は、金属鉱業事業団の業務として新たに金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付業務を加えること、また、これに要する資金を円滑に調達できるようにするため、金属鉱業事業団の市中銀行からの借入金に係る債務について政府が保証すること等であります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、わが国の鉱業政策のあり方、国内鉱山の育成、関税制度の改善、備蓄制度の概要等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、備蓄制度の充実強化、国内金属鉱山の育成及び労働福祉対策の充実等について政府は努力すべき旨の附帯決議が付されました。

以上報告申し上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 過半数と認めます。本案は可決されました。

○副議長(前田佳都男君) 日程第一〇 身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長戸田菊雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十一年四月二十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

第一条 この法律は、身体障害者の雇用に関する事業主の責務を定め、身体障害者雇用納付金制度により身体障害者の雇用に伴う経済的負担の調整等を図るとともに、身体障害者がその能力に適合する職業に就くことを促進するための措置を講じ、もつてその職業の安定を図ることを目的とする。

第二条 第一項中「身体上の欠陥」を「身体障害」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

第一章中第一条の次に次の二条を加える。

(事業主の責務)

第二条の二 すべて事業主は、身体障害者の雇用に関して、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者の雇入れに努める

とともに、その有する能力を正當に評価し、適正な雇用の管理を行うように努めなければならぬ。

(職業人としての自立の努力)

第二条の三 身体障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するよう努めなければならない。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 過半数と認めます。本案は可決されました。

支給等及び身体障害者雇用納付金の徵収の支給等(第十八条第一項第一十五条规定)に改

出)の徵収(第二十一条第一項第三十九条(第四十条第一項第七十一条)に改め)を議題といたします。

七十二条(第七十八条)八条(四条)

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者の雇用に関する事業主の責務を定め、身体障害者雇用納付金制度により身体障害者の雇用に伴う経済的負担の調整等を図るとともに、身体障害者がその能力に適合する職業に就くことを促進するための措置を講じ、もつてその職業の安定を図ることを目的とする。

第二条 第一項中「身体上の欠陥」を「身体障害」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

第一章中第一条の次に次の二条を加える。

(職業指導等)

第三条の三 公共職業安定所は、身体障害者がその能力に適合する職業に就くことができるよう

ようにするため、適性検査を実施し、雇用情報

報を提供し、身体障害者に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

(第二章中第三条の二の前に次の二条を加え

る)。

(適職の研究等)

第三条 労働大臣は、身体障害者の能力に適合する職業、その就業上必要な作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業の安定に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

第五条の見出し中「雇用主」を「事業主」に改め

る。

〔第四章 雇用〕を「第四章 雇用義務等」に改める。

第十二条(第十四条第一項第一十五条规定)に改め、「職員」の下に「(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関)」を除く」を「(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関)」を含む。以下この章において同じ。)に常時勤務する職員であつて、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第一号から第十

一号までに掲げる職員、警察官、船員である職業人として自立するよう努めなければならない。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 過半数と認めます。本案は可決されました。

員その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下この章において同じ。」を加え、「(当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。)」を削り、「政令で定める身体障害者雇用率」を「第十四条第二項に規定する身体障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるもの」に、「一人未満の端数は」を「その数に一人未満の端数があるときは、その端数は」に、「その身体障害者雇用率」を「その率」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の身体障害者である職員の数の算定に當たつては、重度障害者である職員は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者である職員に相当するものとみなす。

第十二条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「市町村」の下に「及び特別区その他の政令で定める特別地方公共団体」を加え、「以下次項」を次項及び次条に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」と、「その適正な実施に関する事項を勧告する」を「その適正な実施に関する告をする」に改める。

(任免に関する状況の通報)

第十三条 任命権者等は、毎年一回、政令で定めるところにより、当該機関における身体障害者である職員の任免に関する状況を労働大臣に通報しなければならない。

第六章を削る。

第五章中第二十二条を第七十八条とし、第二十一条を第七十七条とし、第二十条を第七十六条とし、第十九条第一項中「雇用主」を「事業主」に改め、同条を第七十五条とし、第十六条から第十八条までを五十六条ずつ繰り下げる。

第五章を第七章とし、同章の次に次の二章を加える。

第八章 雜則

(身体障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、労働省令で定める数以

上の身体障害者である労働者を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、労働大臣が行う講習(次項において「資格認定講習」という。)を修了したものその他労働省令で定める資格を有するもののうちから、労働省令で定めるところにより、身体障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている身体障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

2 労働大臣は、第六章の規定により協会が設立されたときは、資格認定講習に関する業務の一部を協会に行わせることができる。

(解雇の届出)

第八十条 事業主は、身体障害者である労働者を解雇する場合(労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合その他労働省令で定める場合を除く。)には、労働省令で定められた場合を除く。)には、労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、公共職業安定所は、同項の届出に係る身体障害者である労働者について、求人の開拓、職業紹介等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告及び立入検査)

第八十一条 労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度におよび、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第六章を削る。

第五章中第二十二条を第七十八条とし、第二十一条を第七十七条とし、第二十条を第七十六条とし、第十九条第一項中「雇用主」を「事業主」に改め、同条を第七十五条とし、第十六条から第十八条までを五十六条ずつ繰り下げる。

第五章を第七章とし、同章の次に次の二章を加える。

第八章 雜則

(身体障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、労働省令で定める数以

所においては、その雇用する労働者であつて、労働大臣が行う講習(次項において「資格認定講習」という。)を修了したものその他労働省令で定める福社に関する事務所その他の事業者に対する援助の機関は、身体障害者の雇用の促進を図るために、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(権限の委任)

第八十三条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができることとする。

(労働省令への委任)

第八十四条 この法律に規定するものほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

(第九章 罰則)

第八十五条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第四項又は第二十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十五条规定による命令に違反して身体障害者の雇入れに関する計画を作成せず、又は同条第三項の規定に違反して当該計画を提出しなかつたとき。

三 第二十二条第一項の規定による文書その他物件の提出をせず、又は虚偽の記載をした文書の提出をしたとき。

四 第八十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十九条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定による報告をせ

(連絡及び協力)

第八十二条 公共職業安定所、事業団、協会及び社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十号)に定める福祉に関する事務所その他の事業者に対する援助の機関は、身体障害者の雇用の促進を図るために、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(第八十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同条の刑を科する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第六章の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第四十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第五十九条第二項の規定に違反したとき。

四 第五十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第六十一条第一項の規定に違反して、同一項目に規定する書類を備えて置かないとき。

六 第六十三条の規定に違反して、同条に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

七 第六十八条の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

八 第七十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十二条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第七十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

十 第七十二条第一項において準用する民法第八十一条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

第八十八条 第四十二条第一項の規定に違反し

た者は、五万円以下の過料に処する。

第十五条の見出しを「(特定重度障害者)」に改め、同条第一項中「特定職種」の下に「(労働能力はあるが、身体障害の程度が重いため通常の職業に就くことが特に困難である重度障害者の能力にも適合すると認められる職種)で政令で定めるもの」を、「以下この条において同じ。」を加え、「勤務する重度障害者」を「勤務する特定重度障害者(重度障害者のうち特定職種とともに政令で定める者をいう。以下この条において同じ。)」に、「重度障害者雇用率」を「特定重度障害者(重度障害者のうち特定職種とともに政令で定める者をいう。以下この条において同じ。)」に、「重度障害者雇用率」に、「一人未満の端数は」を「その数に一人未満の端数があるときは、その端数は」に、「重度障害者雇用率」を、特定重度障害者に改め、同条第三項中「常時労働者を使用する事業所の雇用主」を事業主に、「常時使用する重度障害者」を「その雇用する特定重度障害者」に、「常時使用する当該職種」を「その雇用する当該職種」に、「重度障害者雇用率」を「特定重度障害者雇用率」に、「一人未満の端数は」を「その数に一人未満の端数があるときは、その端数は」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 労働大臣は、特定重度障害者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、その雇用する特定重度障害者である特定職種の労働者の数が前項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められる事業主(その雇用する当該職種の労働者の数が職種に応じて労働省令で定める数以上であるものに限る)に対し、特定重度障害者である当該職種の労働者の数が同項の規定により算定した数以上となるようするため、労働省令で定めるところにより、特定重度障害者の雇入れに関する計画を作成を命ずることができる。

5 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項

の計画について適用する。

第四章中第十五条を第十七条とし、第十四条の見出し中「身体障害者」を「一般事業主の身体障害者」に改め、同条第一項を次のように改める。

(一般事業主の雇用義務等)

第十四条 事業主(労働者常時雇用する労働者に限る。以下同じ。)を雇用する事業主をいい、第十二条第一項の規定の適用を受けるもの(以下「国等」という。)を除く。以下同じ。労働大臣は、身体障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者である労働者の数が法定雇用身体障害者数未満である事業主に対して、身体障害者数以上となるようにするため、労働省令で定めるところにより、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができるものとする。

第十四条第三項中「公共職業安定所長」を「労働大臣」に、「身体障害者の雇入れに関する」を「第一項の」に、「当該雇用主」を「当該計画を作成した事業主」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「雇用主」を事業主に、「前項の規定により身体障害者の雇入れに関する」を「第一項の」に、「当該雇用主」を「当該計画を作成した事業主」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の身体障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

第十四条に次の二項を加える。

5 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

第十五条を第十五条とし、同条の次に次の二項を加える。

(一般事業主について公表)

第十六条 労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第

四項又は第五項の勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

第十三条の次に次の二項を加える。

(一般事業主の雇用義務等)

第十四条 事業主(労働者常時雇用する労働者に限る。以下同じ。)を雇用する事業主をいい、第十二条第一項の規定の適用を受けるもの(以下「国等」という。)を除く。以下同じ。労働大臣は、身体障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者である労働者の数が法定雇用身体障害者数未満である事業主に対して、身体障害者数以上となるようにするため、労働省令で定めるところにより、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができるものとする。

第十四条第三項中「公共職業安定所長」を「労働大臣」に、「身体障害者の雇入れに関する」を「第一項の」に、「当該雇用主」を「当該計画を作成した事業主」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の身体障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

第十四条に次の二項を加える。

5 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

第十五条を第十五条とし、同条の次に次の二項を加える。

(一般事業主について公表)

第十六条 労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第

一定に該当するものに對して、同項の身体障害者雇用調整金を支給すること。

二 身体障害者を雇い入れる事業主に對して、身体障害者を雇用するための施設若しくは設備の設置若しくは整備又は身体障害者の適正な雇用管理のための措置を要する費用に充てるための助成金を支給すること。

三 重度障害者である労働者を多数雇用する事業所の事業主に對して、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

四 事業主の団体で、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行ふものに對して、当該団体が行う身体障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査又は講習の事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

五 第二十六条第一項に規定する身体障害者が行う身体障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査又は講習の事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）の一部を、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行ふ法人に委託することができること。（身体障害者雇用調整金の支給）

第十九条 事業団は、政令で定めるところにより、各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ことに、第二十七条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月（当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。）との初日における

その雇用する身体障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に對して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乘じて得た額に相当する金額を、当該年度分の身体障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）として支給する。

2 前項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に第二十七条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに身体障害者を雇用するものとした場合に当該身体障害者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条第二項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

3 第十五条第二項の規定は、第一項の身体障害者である労働者の数の算定について準用する。

4 前二項に定めるもののか、法人である事業主が合併した場合又は個人である事業主について相続（包括遺贈を含む。第三十九条において同じ。）があつた場合における調整金の額の算定の特例その他調整金に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条 雇用促進事業団法第十九条の一、第二十条及び第三十七条第一項（同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、納付金関係業務について準用する。

第二十五条 雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、納付金関係業務については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業団法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、第十八条第二号から第四号までの助成金の支給要件、支給額その他の支給の基準については、労働省令で定める。

2 前項の助成金の支給については、国及び地方公共団体が講ずる措置と相まって、身体障害者の雇用が最も効果的かつ効率的に促進されるよう配慮されなければならない。

（資料の提出命令等）

第二十二条 事業団は、第十八条第一項第五号に掲げる業務に關して必要な限度において、事業主に對し、身体障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他物件の提出を求めることができる。

2 事業団は、納付金関係業務に關し必要な事項についての報告を求めることができる。（監督）

第二十三条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、納付金関係業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（監視）

2 事業主は、納付金を納付する義務を負う。（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 事業主は、納付金を納付する義務を負う。（納付金の額等）

第二十七条 事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とする。

2 前項の調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とする。

3 前二項の基準雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

4 第十五条第二項の規定は、前項の身体障害者である労働者の総数の算定について準用する。

（資料の提出命令等）

第二十二条 事業団は、第十八条第一項第五号に掲げる業務に關して必要な限度において、事業主に對し、身体障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他物件の提出を求めることができる。

2 事業団は、納付金関係業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（監督）

第二十三条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、納付金関係業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（監視）

2 事業主は、納付金を納付する義務を負う。（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 事業主は、納付金を納付する義務を負う。（納付金の額等）

第二十七条 事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とする。

2 前項の調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とする。

3 前二項の基準雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

4 第十五条第二項の規定は、前項の身体障害者である労働者の総数の算定について準用する。

（大臣の命令とみなす。）

第二節 身体障害者雇用納付金の徴収（身体障害者雇用納付金の徴収及び納付義務）

第二十六条 事業団は、第十八条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第四号までの助成金に要する費用並びに納付金関係業務に係る事業団の事務の処理に要する費用に充てるため、この節に定めるところにより、事業主から、毎年度、身体障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 事業団は、納付金関係業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（監督）

第二十七条 事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とする。

2 前項の調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とする。

3 前二項の基準雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

4 第十五条第二項の規定は、前項の身体障害者である労働者の総数の算定について準用する。

第二十八条 前条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において身体障害者である労働者を雇用しており、かつ、同条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月の初日における当該事業主の雇用する身体障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、同項の規定にかかるわらず、その差額に相当する金額とする。

2 前条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において身体障害者である労働者を雇用しており、かつ、同条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月における当該事業主の雇用する身体障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額以上であるときは、当該事業主については、同項の規定にかかるわらず、納付金は、徴収しない。

3 第十五条第二項の規定は、前二項の身体障害者である労働者の数の算定について準用する。

(納付金の納付等)

第二十九条 事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日(当該年度の中途に事業を廃止した事業主については、当該事業を廃止した日)から四十五日以内に事業団に提出しなければならない。

2 事業主は、前項の申告に係る額の納付金を、同項の申告書の提出期限までに納付しなければならない。

3 第一項の申告書には、当該年度に属する各月ごとの初日における各事業所ごとの労働者の数及び身体障害者である労働者の数その他の労働省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

4 事業団は、事業主が第一項の申告書の提出

期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認められたときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする。

5 前項の規定による納入の告知を受けた事業主は、第一項の申告書を提出していないとき(納付すべき納付金の額がない旨の記載をした申告書を提出しているときを含む。)は前項の規定により事業団が決定した額の納付金の全額を、第一項の申告に係る納付金の額が前項の規定により事業団が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に事業団に納付しなければならない。

6 事業主が納付した納付金の額が、第四項の規定により事業団が決定した納付金の額を超える場合には、事業団は、その超える額について、未納の納付金その他のこの節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の納付金その他この節の規定による徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(納付金の延納)

第三十条 事業団は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、当該事業主の納付すべき納付金を延納させることができること。

(追徴金)

第三十一条 事業団は、事業主が第二十九条第五項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならなくなつた場合は、この限りでない。)

2 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

3 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方法の滞納処分の例によれば、市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対しても、その徴収を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方法の滞納処分の例によれば、市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対応する部分の金額に限る。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に對応する部分の金額に限る。

1 督促状に指定した期限までに納付金を完納したとき。

2 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

3 延滞金の額が百円未満であるとき。

4 納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

5 納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第三十四条 納付金その他の節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることに次ぐものとする。

2 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する納付金の全額又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金は、徴収しない。

3 事業団は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

(徴収金の督促及び滞納処分)

第三十二条 納付金その他の節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、事業団は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、事業団は、納付義務者に對して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金その他のこの節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対しても、その徴収を請求することができる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に對応する部分の金額に限る。

1 督促状に指定した期限までに納付金を完納したとき。

2 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

3 延滞金の額が百円未満であるとき。

4 納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

5 納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(延滞金)

第三十三条 前条第一項の規定により納付金の納付を督促したときは、事業団は、その督促に係る納付金の額につき十四・五ペーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

(徴収金の徴収手続等)
第三十五条 納付金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。
 (時効)
第三十六条 納付金その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
2 事業団が行う納付金その他この節の規定による徴収金の納入の告知又は第三十二条第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。
 (徴収金の徴収に関する不服申立て)
第三十七条 納付金その他この節の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)
第三十八条 納付金その他この節の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。
 (政令への委任)
第三十九条 この節に定めるもののほか、法人である事業主が合併した場合又は個人である事業主について相続があつた場合における納付金の額の算定の特例その他この節に定める納付金その他の徴収金に関し必要な事項は、政令で定める。
第六章 身体障害者雇用促進協会
 (法人格)
第四十条 身体障害者雇用促進協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(数)
第四十一条 協会は、一を限り、設立されるものとする。
 (名称)
第四十二条 協会は、その名称中に身体障害者雇用促進協会という文字を用いなければならぬ。
2 協会でない者は、その名称中に身体障害者雇用促進協会という文字を用いてはならない。

(登記)
第四十三条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。
 (登記の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること)
1 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。
 (登記の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること)
1 目的
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。
 (登記の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること)
1 会員の認可
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。
 (登記の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること)
1 動省令で定める事項を記載した書面を添付して、労働大臣に設立の認可を申請しなければならない。

(会費)
第四十七条 労働大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。
1 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
2 協会は、一を限り、設立されるものとする。
3 会員から会費を徴収することができる。
4 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故のあるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
5 監事は、協会の業務及び経理の状況を監査する。

(会員の資格等)
第五十条 協会の会員の資格を有するものは、次のもととする。
1 事業主の団体で、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行うもの
2 起人に対し会員となる旨を申し出たもの
3 二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(設立の認可の申請)
第四十六条 発起人は、創立総会の終了後満期なく、申請書に定款及び事業計画書並びに労

入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付けてはならない。

(会員)
第五十二条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。
1 目的
2 創立総会の議事は、会員の資格を有するものであつて、その創立総会の開催日までに発起人に対し会員となる旨を申し出たもの
3 二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(会員の資格等)
第五十三条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事一人以内を置く。
2 協会の定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 (役員)
第五十四条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事一人以内を置く。

(会員の資格等)
第五十五条 協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
1 会員の登記をすることによって成立する。

(会員の資格等)
第五十六条 協会の会員の資格を有するものは、次のもととする。
1 事業主の団体で、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行うもの
2 起人に対し会員となる旨を申し出たもの
3 二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(設立の認可の申請)
第四十六条 発起人は、創立総会の終了後満期なく、申請書に定款及び事業計画書並びに労

- (役員の免任及び任期)
- 第五十四条** 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。
- 2 前項の規定による役員の選任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。
- (監事の兼職の禁止)
- 第五十五条** 監事は、会長、理事又は協会の職員を兼ねてはならない。
- (代表権の制限)
- 第五十六条** 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が協会を代表する。
- (職員の任命)
- 第五十七条** 協会の職員は、会長が任命する。
- (総会)
- 第五十八条** 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回、通常総会を招集しなければならない。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
一定款の変更
二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
三 業務方法書の作成、変更又は廃止
四 解散
五 会員の除名
六 その他定款で定める事項
- 4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決す
- 2 前項の業務に係る議事は、総会員の三分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。
- (業務)
- 第五十九条** 協会は、第七十九条第二項に規定する業務を行うほか、次の業務を行う。
- 一 国からの委託を受けて、労働省令で定める身体障害者職業訓練校の運営を行ふこと。
 - 二 会員及び事業主に對して、身体障害者の雇入れ、雇用環境の整備その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について指導及び援助を行うこと。
 - 三 事業主その他の者に對して身体障害者の雇用管理に関する研修を行うこと。
 - 四 身体障害者の技能に関する競技大会を開催すること。
 - 五 身体障害者の雇用に関する調査、研究及び広報を行うこと。
 - 六 第二号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 7 前各号に掲げるものはか、身体障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関し必要な業務を行うこと。
- 2 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。
- (業務方法書)
- 第六十条** 協会は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合は、协会の事務所に立ち入り、業務方書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。
- (事業年度)
- 第六十一条** 協会の事業年度は、毎年四月一日
- 2 前項第一号に掲げる理由による解散は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (清算人)
- 第六十六条** 清算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合は、协会の事務所に立ち入り、業務方書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の規定による清算の権限は、犯罪検査のため認められたものと解釈しては示されなければならない。
- 3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- (設立の認可の取消)
- 第六十七条** 労働大臣は、协会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不适当であると認められる場合において、その改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。
- (適用)
- 第七十一条** 民法第四十四条、第五十条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、协会の設立、管理及び運営について、同法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一
- 2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、协会と類似の身体障害者の雇用の促進に係る事業を行う団体に帰属させるものとしなければならない。
- 3 前項に規定する団体がない場合には、当該残余財産は、国に帰属する。
- (監督命令)
- 第六十八条** 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、协会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。
- (報告及び立入検査)
- 第六十九条** 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、协会に対し、その業務に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、协会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のため認められたものと解釈してはならない。
- (設立の認可の取消)
- 第七十条** 労働大臣は、协会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不适当であると認められる場合において、その改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のため認められたものと解釈してはならない。
- (清算)
- 第六十八条** 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

く。)及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)第三十六条、第三十七条ノ一、第三百三十五条ノ二十五第一項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条规定は協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百一十三号)第六十六条」と読み替えるものとする。

附則第一項を附則第一条とし、同条を見出しとして「施行期日」を付する。

附則第二項を削り、附則に次の三条を加える。

(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第二条 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主(第十八条第一項第一号の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)については、当分の間、第十八条第一項第一号、第十九条及び第五章第二節の規定は、適用しない。

2 事業団は、当分の間、第十八条第一項及び雇用促進事業法第十九条に規定する業務のほか、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して次項の報奨金を支給する業務を行ふことができる。

3 事業団は、当分の間、労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第二十七条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて労働省令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数

並びに第百三十八条の規定は協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百一十三号)第六十六条」と読み替えるものとする。

附則第一項を附則第一条とし、同条を見出しとして「施行期日」を付する。

附則第二項を削り、附則に次の三条を加える。

(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第二条 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主(第十八条第一項第一号の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)については、当分の間、第十八条第一項第一号、第十九条及び第五章第二節の規定は、適用しない。

2 事業団は、当分の間、第十八条第一項及び雇用促進事業法第十九条に規定する業務のほか、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して次項の報奨金を支給する業務を行ふことができる。

3 事業団は、当分の間、労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第二十七条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて労働省令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数

は、切り捨てる。)の合計数又は労働省令で定めた数のいすれか多い数を超える事業主に対する単位調整額以下の額で労働省令で定める額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

4 第十五条第二項の規定は前項の身体障害者の数の算定について、第十九条である労働者の数の算定について、第十九条第四項の規定は前項の報奨金について準用する。

5 第五章第一節、第二十六条、第八十五条第一項第一号(第二十二条第二項に係る部分に限る。)及び第八十六条の規定の適用については、当分の間、第十八条第二項中「前項各号に掲げる業務」とあるのは「前項各号に掲げる業務及び附則第二条第二項に規定する業務」と、第二十六条第一項中「並びに」とあるのは「附則第二条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに」とする。

(除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置)

第三条 第十九条、第二十七条及び前条の規定の適用については、当分の間、第十九条第二項、第二十七条第一項及び第二項並びに前条第三項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数」である。

2 前項に規定する措置が講じられるまでの間は、第三条、第三条の三から第八条まで及び第十条の規定は精神薄弱者について、第八十条の規定は精神薄弱者について、第八十一条の規定は精神薄弱者について、第八十二条の規定は労働省令で定める精神薄弱者である労働者について準用する。

3 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、前項の労働省令で定める精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第三項並びに第七十九条の規定を適用する。

4 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、事業団は、第二項の労働省令で定める精神薄弱者に関する、第十八条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に相当する業務を行ふことができる。この場合において、当該業務は、第五章第一節、第二十六条、第八

2 前項の措置は、身体障害者である労働者と他の労働者の交替、身体障害者の就業上必要な作業訓練の充実、身体障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行なう事業主について、同項の規定を適用しなくてもその事業の運営に支障を生じないと認められる事業主が多数を占めるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。

(精神薄弱者の雇用の促進に関する検討等)

第四条 精神薄弱者の雇用の促進については、その職能的諸条件に配慮して適職に関する調査研究を推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めることに努めるものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置が講じられるまでの間は、第三条、第三条の三から第八条まで及び第十条の規定は精神薄弱者について、第八十条の規定は精神薄弱者について、第八十二条の規定は労働省令で定める精神薄弱者である労働者について準用する。

3 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、前項の労働省令で定める精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第三項並びに第七十九条の規定を適用する。

4 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、事業団は、第二項の労働省令で定める精神薄弱者に関する、第十八条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に相当する業務を行ふことができる。この場合において、当該業務は、第五章第一節、第二十六条、第八

2 前項の措置は、身体障害者である労働者と他の労働者の交替、身体障害者の就業上必要な作業訓練の充実、身体障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行なう事業主について、同項の規定を適用しなくてもその事業の運営に支障を生じないと認められる事業主が多数を占めるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。

(精神薄弱者の雇用の促進に関する検討等)

第四条 精神薄弱者の雇用の促進については、その職能的諸条件に配慮して適職に関する調査研究を推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めることに努めるものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置が講じられるまでの間は、第三条、第三条の三から第八条まで及び第十条の規定は精神薄弱者について、第八十条の規定は精神薄弱者について、第八十二条の規定は労働省令で定める精神薄弱者である労働者について準用する。

3 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、前項の労働省令で定める精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第三項並びに第七十九条の規定を適用する。

4 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、事業団は、第二項の労働省令で定める精神薄弱者に関する、第十八条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に相当する業務を行ふことができる。この場合において、当該業務は、第五章第一節、第二十六条、第八

2 前項の措置は、身体障害者である労働者と他の労働者の交替、身体障害者の就業上必要な作業訓練の充実、身体障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行なう事業主について、同項の規定を適用しなくてもその事業の運営に支障を生じないと認められる事業主が多数を占めるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。

(精神薄弱者の雇用の促進に関する検討等)

第四条 精神薄弱者の雇用の促進については、その職能的諸条件に配慮して適職に関する調査研究を推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めることに努めるものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置が講じられるまでの間は、第三条、第三条の三から第八条まで及び第十条の規定は精神薄弱者について、第八十条の規定は精神薄弱者について、第八十二条の規定は労働省令で定める精神薄弱者である労働者について準用する。

3 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、前項の労働省令で定める精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第三項並びに第七十九条の規定を適用する。

4 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、事業団は、第二項の労働省令で定める精神薄弱者に関する、第十八条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に相当する業務を行ふことができる。この場合において、当該業務は、第五章第一節、第二十六条、第八

2 前項の措置は、身体障害者である労働者と他の労働者の交替、身体障害者の就業上必要な作業訓練の充実、身体障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行なう事業主について、同項の規定を適用しなくてもその事業の運営に支障を生じないと認められる事業主が多数を占めるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。

(精神薄弱者の雇用の促進に関する検討等)

第四条 精神薄弱者の雇用の促進については、その職能的諸条件に配慮して適職に関する調査研究を推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めることに努めるものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置が講じられるまでの間は、第三条、第三条の三から第八条まで及び第十条の規定は精神薄弱者について、第八十条の規定は精神薄弱者について、第八十二条の規定は労働省令で定める精神薄弱者である労働者について準用する。

3 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、前項の労働省令で定める精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第三項並びに第七十九条の規定を適用する。

4 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、事業団は、第二項の労働省令で定める精神薄弱者に関する、第十八条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に相当する業務を行ふことができる。この場合において、当該業務は、第五章第一節、第二十六条、第八

2 前項の措置は、身体障害者である労働者と他の労働者の交替、身体障害者の就業上必要な作業訓練の充実、身体障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行なう事業主について、同項の規定を適用しなくてもその事業の運営に支障を生じないと認められる事業主が多数を占めるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。

(精神薄弱者の雇用の促進に関する検討等)

第四条 精神薄弱者の雇用の促進については、その職能的諸条件に配慮して適職に関する調査研究を推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めることに努めるものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置が講じられるまでの間は、第三条、第三条の三から第八条まで及び第十条の規定は精神薄弱者について、第八十条の規定は精神薄弱者について、第八十二条の規定は労働省令で定める精神薄弱者である労働者について準用する。

3 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、前項の労働省令で定める精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第三項並びに第七十九条の規定を適用する。

4 第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、事業団は、第二項の労働省令で定める精神薄弱者に関する、第十八条第一項第二号から第四号までに掲げる業務に相当する業務を行ふことができる。この場合において、当該業務は、第五章第一節、第二十六条、第八

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第一条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

日次中「第十一條」を「第十一條の五」に改める。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「高年齢者」とは、中高年齢者のうち労働省令で定める年齢以上の者をいう。

第七条を次のように改める。

(選定職種に係る求人の条件等)

第七条 公共職業安定所は、雇用対策法(昭和四十年法律第二百三十二号)第二十条の規定により労働大臣が中高年齢者の能力に適合すると認めて選定した職種(以下第九条までに

おいて「選定職種」という。)について、正當な理由がないにもかかわらず中高年齢者でないことを条件とする求人の申込みがあつた場合には、これを受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、事業主又はその団体に対し、中高年齢者を選定職種の労働者として雇い入れることを促進するため必要な指導を行うことができる。

第八条及び第九条を削る。

第十一条中「第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種」を「選定職種」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第八条とする。

第十二条中「行なうにあつては」を「行うに当たつては」に、「第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種」を「選定職種」に改め、同条を第九条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(高年齢者雇用率の設定等)

第十一条 労働大臣は、政令で定めるところによ

り、高年齢者の雇用率(以下「高年齢者雇用率」という。)を設定することができます。

2 事業主は、労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その常時雇用する高年齢者である労働者の数が、その常時雇用する労働者の総数に前項の高年齢者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)以下であるよ

うに努めなければならない。

(求人の申込みの受理に関する特例)

第十二条 公共職業安定所は、その常時雇用する高年齢者である労働者の数が前条第二項の規定により算定した数未満である事業主の事

業所に係る求人の申込みであつて、正當な理由がないにもかかわらず高年齢者でないことを条件とするものを受理しないことができる。

(高年齢者雇用率の達成に関する計画)

第十三条の二 労働大臣は、高年齢者の雇用の安定を図るために必要があると認める場合に、常時百人以上の労働者を雇用する事業主であつて、その常時雇用する高年齢者である労働者の数が第十条第二項の規定により算定した数未満であるものに対して、高年齢者である労働者の数がその算定した数以上となる

ようによるため、労働省令で定めるところにより、高年齢者雇用率の達成に関する計画の作成を命ぜることができる。

2 事業主は、前項の計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、これを労働大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 労働大臣は、第一項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

て、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

(雇入れ等の要請)

第十三条の三 前条に規定するもののほか、労働大臣は、高年齢者の雇用の安定を図るために必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を雇用する事業主である労働者の数が、その常時雇用する労働者の総数に前項の高年齢者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)以下であるよ

うに努めなければならない。

(求人の申込みの受理に関する特例)

第十四条 公共職業安定所は、その常時雇用する高年齢者である労働者の数が前条第二項の規定により算定した数未満である事業主の事

業所に係る求人の申込みであつて、正當な理由がないにもかかわらず高年齢者でないことを条件とするものを受理しないことができる。

(報告)

第十五条の四 労働大臣は、必要があると認めるとときは、事業主に対し、高年齢者の雇用状況について必要な事項の報告を求めることが

できる。

(権限の委任)

第十五条の五 第十二条の二から前条までに定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

附則第三条を次のように改める。

(国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に関する暫定措置)

第三条 国、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社(以下「国等」という。)その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立され、又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国等からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を國若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)が行う中高年齢者の雇用については、当分の間、第十条から第十二条までの規定にかかわらず、身体障害

者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二号)第二条の規定による改正前の第七条から第九条までの規定の例による。

附則第四条から第九条までを削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

(身体障害者雇用調整金に関する規定の適用等)

第二条 第一条の規定による改正後の身体障害者雇用促進法(以下「新身障法」という。)第十九条の規定は、昭和五十一年度以後の年度分の同条第一項に規定する身体障害者雇用調整金について適用する。

2 昭和五十一年度分の新身障法第十九条第一項に規定する身体障害者雇用調整金に関する同項の規定の適用については、同項中「当該年度に属する各月(当該年度)とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月(当該期間)と、「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二号)附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により算定した額」とする。

(身体障害者雇用納付金に関する規定の適用等)

第三条 新身障法第五章第二節の規定は、昭和五十年度以後の年度分の新身障法第二十六条第一項に規定する身体障害者雇用納付金について、第

二十七条第一項、第二十八条第一項及び第二項に規定する身体障害者雇用納付金に関する規定の適用については、当分の間、第二十九条第三項中「当該年度に属する

各月」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月」と、第二十八条第一項及び第二項中「当該年度において」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの期間内において」と、第二十九条第一項中「翌年度の初日(当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日)」とあるのは「昭和五十二年十月一日」とする。

(報奨金に関する規定の適用等)

第四条 新身障法附則第二条第三項の規定は、昭和五十一年度以後の年度分の同項に規定する報奨金について適用する。

2 昭和五十一年度分の新身障法附則第二条第三項に規定する報奨金に関する同項の規定の適用については、同項中「当該年度に属する各月」とあるのは、「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月」とする。

(身体障害者雇用促進協会の設立に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にその名称中に身体障害者雇用促進協会という文字を用いている者については、新身障法第四十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 身体障害者雇用促進協会の最初の事業年度は、新身障法第六十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十二年三月三十日に終わるものとする。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「並びに中央技能検定協会」を「中央技能検定協会」に改め、「都道府県技能検定協会」の下に「並びに身体障害者雇用促進協会」を加える。

(所得稅法の一部改正)

第七条 所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

<p>別表第一第一一号の表心身体障害者福祉協会の項の次に次のように加える。</p> <p>第八条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二第一号の表信用保証協会の項の前に次のようにより加える。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">身体障害者雇用促進協会</td><td style="padding: 2px;">(昭和三十五年法律第百二十三号)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">身体障害者雇用促進法</td><td style="padding: 2px;">(昭和三十五年法律第百二十三号)</td></tr> </table>	身体障害者雇用促進協会	(昭和三十五年法律第百二十三号)	身体障害者雇用促進法	(昭和三十五年法律第百二十三号)
身体障害者雇用促進協会	(昭和三十五年法律第百二十三号)				
身体障害者雇用促進法	(昭和三十五年法律第百二十三号)				

「高年齢者雇用率を設定し、及び高年齢者雇用率の達成に関する計画の作成を命じ、並びに」の下に「、身体障害者雇用促進法(第五章第一節の規定のうち雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に関する部分に限る。)」を加え、同項中第十一号の八を第十一号の九とし、第十一号の五から第十一号の七までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の四の次に次の一号を加える。

第六条第一項第十一号の四中「(第三章の規定に限る。)」の下に「、身体障害者雇用促進法(第五章第一節の規定のうち雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に関する部分に限る。)」を加え、同項中第十一号の八を第十一号の九とし、第十一号の五から第十一号の七までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 身体障害者雇用促進協会の監督に関する事項

第九条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条に次の二項を加える。

3 国は、身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)第六章の規定により身体障害者雇用促進協会が設立されたときは、前項の規定にかかわらず、第一項の規定により設置した身体障害者職業訓練校のうち労働省令で定める身体障害者職業訓練校の運営を身体障害者雇用促進協会に委託することができる。

○戸田菊雄君登壇、拍手

第十条第一項第八号中「身体障害者雇用促進法」の下に「(第五章第一節及び第六章の規定のうち他の所掌に係る部分を除く。)」を加える。

〔戸田菊雄君登壇、拍手〕

○戸田菊雄君 登壇、拍手

第十一条 労働省設置法(昭和二十四年法律第一百六十二条)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号の三中「炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)」の下に「、身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百六十二号)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条中第十三号の五を第十三号の六とし、第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 身体障害者雇用促進法に基づいて、身体障害者雇用促進協会に対し、認可の申請を行ふこと。

第三に、身体障害者雇用納付金制度を創設し、

「高年齢者雇用率を設定し、及び高年齢者雇用率の達成に関する計画の作成を命じ、並びに」の下に「、身体障害者雇用促進法(第五章第一節の規定のうち雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に関する部分に限る。)」を加え、同項中第十一号の八を第十一号の九とし、第十一号の五から第十一号の七までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の四の次に次の一号を加える。

第六条第一項第十一号の四中「(第三章の規定に限る。)」の下に「、身体障害者雇用促進法(第五章第一節の規定のうち雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に関する部分に限る。)」を加え、同項中第十一号の八を第十一号の九とし、第十一号の五から第十一号の七までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 身体障害者雇用促進協会の監督に関する事項

第九条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条に次の二項を加える。

3 国は、身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)第六章の規定により身体障害者雇用促進協会が設立されたときは、前項の規定にかかわらず、第一項の規定により設置した身体障害者職業訓練校のうち労働省令で定める身体障害者職業訓練校の運営を身体障害者雇用促進協会に委託することができる。

〔副議長退席、議長着席〕

質疑終了後、日本共産党答脱委員より修正案が提出されました。

討論なく、採決に入りましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、身体障害者の雇用促進の強化、職業訓練の整備拡充、職業安定所の業務の充実と機能の強化等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一一 林業改善資金助成法案

日程第一二 漁業再建整備特別措置法案

日程第一三 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

日程第一四 漁船船主責任保険臨時措置法案

(いざれも内閣提出 衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長小林国司君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

林業改善資金助成法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和五十一年五月七日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

林業改善資金助成法案

(目的) この法律は、林業従事者等が林業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止を目的として自主的に林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式又は林業労働に係る安全衛生施設を導入することを促進し、並びに林業後継者たる青年又は林業労働に従事する者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に從事するのにふさわしい者となることを助長するため、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政

府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

（定義） 第一条 この法律において「林業生産高度化資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るために林業生産の方式に係る林産物の合理的な加工の方式を含む。を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

この法律において「林業労働安全衛生施設資金」とは、林業労働に係る労働災害を防止するためには普及を図る必要があると認められる林業労働に係る安全衛生施設を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

この法律において「林業後継者等養成資金」とは、林業後継者たる青年又は林業労働に従事する者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者として養成される見込みがある場合に限り、行うものとする。

（貸付金の限度） 第四条 前条第一項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の一定額(以下「貸付金」といふ。)は、農林大臣が定める額とする。

（貸付金の利率及び償還期間） 第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、林業生産高度化資金及び林業後継者等養成資金にあつては五年を超えない範囲内で、林業労働安全衛生施設資金にあつては七年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

（担保又は保証人） 第六条 第三条第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付金の貸付けを受けける者(政令で定める者を除く。)に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付けの申請） 第七条 第三条第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によつて行うものとする。

（貸付けを行う場合） 第八条 林業生産高度化資金の貸付けは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。)が申請に係る林業生産高度化資金をもつて林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るために林業生産高度化資金を導入することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

（支払の猶予） 第十条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（違約金） 第十一条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

（特別会計） 第十二条 都道府県が、第三条第一項に規定する事業を行う場合には、当該事業の經理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わ

る。

（政府の助成） 第十三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、その組織する団体その他政令で定める者(以下「林業従事者等」とい

う。)に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該

金で政令で定めるものをいう。

（貸付金の支払） 第十四条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（支払の猶予） 第十五条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により計算した違約金を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

（特別会計） 第十六条 都道府県が、第三条第一項に規定する事業を行う場合には、当該事業の經理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わ

なければならぬ。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金(前条の規定による違約金を含む。)及び附属収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(事務の委託)

第三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二百五十四条第一項第二号の事業を行う森林組合連合会その他林業従事者等の組織する法人で政令で定めるものに委託することができる。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。昭和五十一年五月七日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

漁業再建整備特別措置法案

(目的)

漁業再建整備特別措置法案

漁業再建整備特別措置法

第一条 この法律は、漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対応するため、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るために緊急に必要な措置を講ずることにより、漁業の再建整備を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第二百七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。)の合計総トン数が三千トン以下であるもの。

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

第六十一条第四号の次に次の「号を加える。

四の二 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第二百五十四号)に基いて、都道府県の行う資金の貸付けにつき助成を行うこと。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

〔再建計画〕

第三条 漁業経営の維持が困難となつておらず、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であつてその漁業経営の再建を図らうとするものは、農林省令で定めるところにより、漁業経営再建計画(以下「再建計画」という。)を作成し、これを政令で定める業種に係る漁業を主として営む中小漁業者があつては農林大臣は、その政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む中小漁業者あつてはその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。

再建計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 漁業経営の状況

2 資産及び負債の状況

3 収入及び支出の状況

4 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要

5 前号の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項

6 その他農林省令で定める事項

第四条 政府が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県、ことに農林大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第五条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際ににおける貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

附 则

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

小漁業について中小漁業構造改善基本方針(以下「構造改善基本方針」という。)を定めなければならない。

一 当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が構造改善基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 略

三 構造改善基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 経営規模の拡大、生産行程についての協業化等経営の近代化に関する事項

二 資本構成の是正その他の財務内容の改善に関する事項

三 漁船その他の施設の合理化に関する事項

四 その他沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げたる事項の改善に関する基本的事項

五 その他農林省令で定める事項

六 農林大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであることをその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるとときは、同項の認定をするものとする。

4 前三项に規定するものほか、再建計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(構造改善基本方針)

5 第十三条第一項に規定するものほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

6 沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第二項に規定するものほか、前項に規定する事項に關し農林大臣に意見を述べることができる。

7 農林大臣は、第一項の規定により構造改善基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(構造改善計画)

第五条 特定業種に係る漁業を営む中小漁業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」といふ。)とする漁業協同組合その他の政令で定める法人(以下「漁業協同組合等」という。)は、その構成員である中小漁業者が営む特定業種に係る漁業(以下「特定業種漁業」という。)に係る経営規模の拡大、生産行程についての協業化その他構造改善に関する事業(以下「構造改善事業」という。)について中小漁業構造改善計画(以下「構造改善計画」という。)を作成し、これを農林大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 構造改善事業の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その構造改善計画が、当該特定業種に係る構造改善基本方針に定める経営の近代化に関する事項に照らし適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 前二項に規定するもののほか、構造改善計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(整備計画)

第五条 その業種に係る漁業に関連する国際環境の変化、水産資源の状況等に照らし当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他當該漁業の整備を行うことが必要であるものとして政令で定める業種に係る漁業を営む漁業者を構成員とする漁業協同組合その他の政令で定める法人は、その構成員である漁業者が営む当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他の漁業の整

備に関する事業(以下「整備事業」という。)について整備計画を作成し、これを農林大臣に提出して、その整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備事業の目標

二 整備事業の内容及び実施時期

三 整備事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が、当該漁業の存立を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、利率年六・五パーセント以内及び政令で定めるその他の条件で貸し付けることを認めたものであること(当該漁業が特定業種漁業である場合にあつては、当該特定業種に係る構造改善基本方針に定める事項に照らし適切なものであること)その他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 前二項に規定するもののほか、整備計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(援助)

第七条 政府は、第五条第一項又は前条第一項の認定に係る構造改善計画又は整備計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

第九条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる者に對し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)で定めるとところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行ふものとする。

(資金の貸付け)

3 前二項の認定を受けた中小漁業者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の認定に係る出资を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は登録免許税を軽減する。

3 前二項の認定を受けた中小漁業者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は登録免許税を軽減する。

3 前二項の認定を受けた中小漁業者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は登録免許税を軽減する。

(減価償却の特例)

3 第十一条 第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員である中小漁業者であつて特定業種漁業を営むものは、租税特別措置法で定めるとところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

(就職のあつせん等)

3 第十二条 政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促

第八条 政府は、都道府県(第三条第一項の政令で定める業種にあつては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。)その他の農林大臣が指定する法人。以下この項において同じ。)に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が、同法第十一条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一項第一号の事業を行う漁業協同組合

第十一条 農林大臣は、政令で定めるところにより、第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員である中小漁業者(漁業協同組合及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一項第一号の事業を行う漁業協同組合

八 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第二十九号)第九条各号に規定する資金である第五号であつて、第七号及び第八号に掲げるるもそのうち主務大臣が指定するものによる漁船の改修、建造若しくは取得又は漁業の生産能力の維持増進に必要な施設の改修若しくは取得に係るもの、漁船の隻数の縮減に係るもの、漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの。

年年	年
七分五厘	六分五厘
十八五年	十八年
三年	三年

四十六号)の一部を次のように改正する。

國朝詩

この法律の施行前に前項の規定による改正前の農林漁業金庫公庫法第十八条第三項及び別表

第二の第八号の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

第十五条第一項の表沿岸漁業等振興審議会の項中「中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)」を「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第 号)」に、「行なう」を行なうに改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

衆議院議長 前尾繁三
參議院議長 河野謙三殿

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

第三章の草名を削る。
第六十九条から第七十八条までを次のように改
める。

「第四十二条の二第一項中 第百六条第二号」を
「第一百六条第三号」に改める。

第六十九条から第七十八条まで 削除
「第四章 中央漁業信用基金」を「第三章 中央漁業信用基金」に改める。

第七十九条中「農林中央金庫が行う漁業近代化資金等に係る貸付け等」を「協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等」とし、「その行う債務の保証の業務」を「当該業務」に、「円滑な融通をする」を「融通を円滑にする」に改める。
第二号中「刑法」の下に「(明治四十年法律第四百五条中「刑法」)を加える。

第七百六条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第七百六条第三号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第百九条から第百十四条まで」を「第三款」に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 保証保険(次款の規定による保険をいう。以下同じ。)

第二百七条第一項中「主務大臣の認可を受けて」を業務方法書の定めるところによりに、「前条第一号」を「保証保険に係る保険契約の締結及び融資保険」に改める。

第二百八条第二項第一号を次のように改める。

一 保険関係が成立する保証及び貸付け又は手形の割引の範囲

第二百八条第二項第三号を同項第八号とし、同項第二号中「第一百六条第二号」を「第一百六条第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

二 保険事故

三 保険金額の保険種類に対する割合

四 保険料に関する事項

五 保険金に関する事項

六 回収金の納付その他被保険者の守るべき条件に関する事項

第七百八条の次に次の一款及び款名を加える。

第二款 保証保險

保証保險

第六十九条から第七十八条まで削除
「第四章 中央漁業信用基金」を「第三章 中央漁業信用基金」に改める。

第一百五条中「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五号」を加える。
第一百六条の前に次の款名を付する。

一 保証保険（沙汰の勘定による保障をいう。
以下同じ。）

第百七条第一項中「主務大臣の認可を受けて」を
業務方法書の定めるところによりに、「前条第一
号」を「保証保険に係る保険契約の締結及び融資
保険」に改める。

第一百八条第二項第一号を次のよう改める
一 保険関係が成立する保証及び貸付け又は手形の割引の範囲

第二号中「第一百六条第二号」を「第一百六条第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

第一回 収入の方法	二 保険事故
第二回 保険金の支給	三 保険金額の保険価額に対する割合
第三回 保険料の支拂い	四 保険料に関する事項
第四回 保険金に関する事項	
第五回 保険金の納付その他の被保険者の守るべき条件に関する事項	
第六回 第百八条の次に次の二款及び款名を加える。	

(保険契約) 第二款 保証保険

第一百八条の二 中央基金は、事業年度の半期ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ(手形の割引を受けること)を含むものとし、一の借入れに係る借入金の額又は手形の割引に係る手形金額が政令で定める額未満のものを除く。による債務の保証をすることにより、その協会が借入金(手形の割引の場合には、手形債務)及び遅延利息以外の利息(借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係るものに限る)で政令で定めるもの(以下「借入金等」という。)につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、中央基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 中央基金は、事業年度の半期ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ(手形の割引を受けること)を含むものとし、一の借入れに係る借入金の額又は手形の割引に係る手形金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。による債務の保証をしたことを中央基金に通知することにより、その協会が借入金等につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、中央基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、協会が借入金等につき保証をした金額を保険価額とし、協会が被保証人に代わつてする借入金等の全部又は一部の弁済(手形の割引の場合には、支払。以下この款において同じ。)を保険事故とし、保険価額に一定の率を乗じて得た金額を保険金額とする。

4 前項の一定の率は、地方公共団体が会員となつてゐる協会であつて政令で定めるものについては、百分の七十(公害防止施設の設置の費用

その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金(以下「公害防止資金」という。)に係る保険関係については、百分の八十)とし、その他の協会については、百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十)とする。

第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証人に代わって弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。

第一条第一号の貸付けの事業とを「保証保険の事業、融資保険の事業及び第百六条第三号の貸付けの事業をそれぞれ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第一百六条第一号」を「第百六条

第一百八条の三 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

第六百八条の七 保険金の支払を受けた協会は、その支払の請求をした後当該被保証人にに対する求償権（協会が当該被保証人に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息及び避けることができなかつた費用その他）の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（協会が借入金等のほか、第二百八条の二第一項の取扱いで生じ

二 前号に掲げるもののほか、その直接又は間接の構成員のうちに同号に掲げる者を含む水産業協同組合

〔第五章 雜則〕を〔第四章 雜則〕に改める。
〔第六章 罰則〕を〔第五章 罰則〕に改める。
第一回二十九条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、協会が被保証人に代わって弁済をした借入金等の額から協会がその支払の請求をする時までに被保証人に対する求償権（弁済をして日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額を控除した残額に、第百八条の二第三項の一定の率を乗じて得た額とする。

額に対する割合を乗じて得た額に、当該支払額の四第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を中央基金に納付しなければならぬ。

保険関係（公害防止資金及び災害資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第 号）第八条第項に規定する資金その他漁業経営に関する事項の著しい変化により事業活動に支障を生じて、中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成を受ける利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第一百八条の二第三項の一一定の率は、同一条第一項の規定による。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次中「第六十九条」を「第七十八条」に改め、「第三章 中小漁業融資保証保険（第七十七条第一項第七十八条）」を削り、「第四章」を「第三章」に改める改正規定、目次中「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める改正規定、第六十九条第一項第二十一条第十号及び第四十三条の改正規定、第三章の章名を削る改正規定、第六十九条から第七十八条までの改正規定、「第四章 中央漁業信用基金」を「第三章 中央漁業信用基

第一百八条の五 協会は、保険事故の発生の日から二月を経過するまでに、損害の支拂いを以て

(災害資金に関する特例) 第百八条の九 第百八条

第一百九条第三項中「漁業再建整備特別措置法第八条第一項」を「前条」に改める。

「第五章 稽則」を第四章「稽則」に改める改正規定並びに「第六章 罰則」を第五章「罰則」に改める改正規定並びに次条、附則第三条及び附則第五条から附則第九条までの規定は、公布の日から

過した後は、前項の請求をすることができない。

の事業)の再建に必要な資金で主務大臣が指定するもの(以下「災害資金」という。)に係る債権

第一百九条第三項中「融資保険の事業と第百十

昭和五十一年五月十四日 參議院会議録第十一回

商業改善資金助成法案外二件

法」という。)は、廢止する。

2 中小漁業融資保証保険特別会計(以下「特別会計」という。)の昭和五十一年四月一日に始まる会計年度は、特別会計法の廢止の日の前に終わるものとする。

3 特別会計の昭和五十一年度以前の年度の決算の処理に関しては、なお從前の例による。(特別会計に属する権利義務の承継等)

第三条 特別会計法の廢止の際に特別会計に属する権利及び義務は、その廢止の時において、改正後の中小漁業融資保証法(以下「新法」といいう。)により新法第一百六条第一号に規定する保証「中央基金」という。)が承継する。

2 前項の規定により中央基金が特別会計に属する権利及び義務を承継したときは、その承継に係る特別会計の資産の価額からその承継に係る特別会計の負債の価額を控除した残額に相当する金額は、その承継の時において政府から中央基金に新法第一百九条第一項の保険資金に充てるべきものとして出資されたものとする。(緊急融資資金に関する特例)

第四条 この法律の施行の日から附則第一条ただし書の政令で定める日の前までの間は、中小漁業融資保証法第七十六条の三の規定の適用については、同条中「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第一号)第八条第一項に規定する資金」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第一号)第八条第一項に規定する資金」とあることは、同条中「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第一号)第八条第一項に規定する資金」の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るために緊急に融資される資金のうち國の助成に係る利息補給が行われる資金で主務大臣が指定するもの」とする。(経過措置)

第五条 第六十九条から第七十八条までの改正規定の施行の際現に成立している中小漁業融資保

証保険の保険関係は、新法第三章第四節第二款の規定により成立した保険関係とみなす。

2 前項の規定により新法第三章第四節第二款の規定により成立した保険関係とみなされた保険関係のうち漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第四十八号)附則第三条に規定する保険関係に該当する保険関係についての新法第一百八条の二第三項及び第四項、第一百八条の四並びに第一百八条の七の規定の適用については、新法第一百八条の二第三項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第四項中「百分の七十(公害防止施設の設置の費用その他)の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金(以下「公害防止資金」という。)に係る保険関係にあつては、百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、新法第一百八条の四第一項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第一項及び新法第一百八条の七中「借入金等」とあるのは「借入金」と、「第一百八条の二第一項の政令で定める利息以外の利息」とあるのは「利息」とする。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中小漁業融資保証保険特別会計」を削る。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第八条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第七十四条」を「第一百八条の七」に、「政府」を「中央漁業信用基金」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第九条 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のよう改正する。

第三条第八号中「中小漁業融資保証保険事業」を削る。

ことのある漁船の所有者又は借受人の費用及び責任等を漁業經營の安定を図る見地から適切に保険する制度の確立に資するため、漁船保険組合による漁船船主責任保険事業等及び漁船保険中央会によるこれらの事業に係る保険責任についての再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めるものとする。

第二条 この法律において「漁船」とは、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条第一項に規定する漁船をいう。

2 この法律において「漁船船主責任保険」とは、戦争、変乱その他農林省令で定める特殊な事由によるものを除き、漁船の所有者又は借受人が、その所有し、借り受け、若しくは用船し、若しくは回航を請け負う漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する保険をいう。

3 この法律において「漁船乗組船主保険」とは、漁船の所有者又は借受人であつてその所有し又は借り受けける漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡する他の農林省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う保険をいう。

第三条 漁船保険組合は、漁船損害補償法第四条の規定により漁船保険事業を行はか、この法律で定めるところにより、漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業を行なうことができる。ただし、漁船乗組船主保険事業は、漁船船主責任保険事業と併せて行なうのでなければ、これを行うことができない。

第一条 第一章 総則

(趣旨)

(認可)

第一条 この法律は、漁船の運航に伴つて生ずる

第四条 漁船保険組合は、漁船船主責任保険事業

目次

第一章 漁船船主責任保険臨時措置法案

第二章 漁船船主責任保険臨時措置法案

第三章 漁船保険組合の漁船船主責任保険事業

第四章 漁船保険組合の漁船船主責任保険事業等

第三条 漁船保険組合は、漁船損害補償法第四条の規定により漁船保険事業を行はか、この法律で定めるところにより、漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業を行なうことができる。ただし、漁船乗組船主保険事業は、漁船船主責任保険事業と併せて行なうのでなければ、これを行うことができない。

第四章 漁船保険組合は、漁船損害補償法第四条の規定により漁船保険事業を行はか、この法律で定めるところにより、漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業を行なうことができる。ただし、漁船乗組船主保険事業は、漁船船主責任保険事業と併せて行なうのでなければ、これを行うことができない。

第五章 惩罰(第一七七条)

附則

又は漁船乗組船主保険事業を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、事業計画及び漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 漁船保険組合は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画及び漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款につき、総会又は総代会の議決を経なければならない。

3 第一項の認可は、漁船保険組合が行う漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるよう効率的に行われることを旨としてしなければならない。

(事業計画の遵守)

第五条 前条第一項の認可を受けた漁船保険組合(以下「認可組合」という。)は、その事業計画に従つて漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業を行わなければならない。

(事業計画等の変更)

第六条 認可組合は、その事業計画又は漁船船主責任保険約款若しくは漁船乗組船主保険約款を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

(認可の取消し)

第七条 農林大臣は、認可組合が漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業に係る業務又は会計につき法令(法令に基づいてする行政令の処分又は漁船船主責任保険約款若しくは漁船乗組船主保険約款に違反したときは、第四条第一項の認可を取り消すことができる。

(被保険者の資格)

第八条 漁船船主責任保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は借受人(これらが当該漁船以外の漁船を用船し又は当該漁船の所有者が当該漁船の乗組員であると

きは、漁船船主責任保険約款で定める要件に該当する場合に限る。)とする。

2 漁船乗組船主保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は借受人であつてその所有し又は借り受けた漁船の乗組員であるものとし、該保険契約の成り立つて被保険者となるものとす。

第九条 漁船船主責任保険の保険契約を認可組合との間に締結することができる者は、漁船の所有者又は借受人であつて次の各号のいずれかに該当する者であるものとし、当該保険契約の成り立つて被保険者となるものとす。

1 当該認可組合の組合員(漁船損害補償法第九十六条第二項(同条第三項及び同法第九十六条の二第三項において準用する場合を含む。)又は同法第九十六条の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。次号において同じ。)

2 当該認可組合の組合員以外の者であつて、当該認可組合の区域内にその者の住所又は当該漁船の主たる根据地があるもの。

六条の二第三項において準用する場合を含む。)又は同法第九十六条の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。次号において同じ。)

2 漁船乗組船主保険の保険契約を認可組合との間に締結することができる者は、漁船乗組船主保険の被保険者たる資格を有する者であつて前項各号のいずれかに該当する者であるものとし、当該保険契約の成立によつて被保険者となる者に限るものとする。

(漁船乗組船主保険の保険契約の締結の制限)

第十条 認可組合は、漁船船主責任保険を申し込む者が併せて漁船乗組船主保険を申し込む場合又は漁船船主責任保険を当該認可組合との間で締結している者(第十二条の規定によりその者の該保険関係に關して有する権利義務を承継した者を含む。)が漁船乗組船主保険を申し込む場合でなければ、その者と漁船乗組船主保険の保険契約を締結してはならない。

2 保険契約を締結する場合は、漁船船主責任保険の保険契約の締結の制限

(保険契約の成立)

第十一條 漁船船主責任保険の保険契約又は漁船乗組船主保険の保険契約は、当該保険契約を認可組合との間に締結することができる者から当該認可組合が保険料(漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)を受け取つた時に成立する。

(漁船船主責任保険の保険関係に関する権利義務の承継)

第十二条 漁船船主責任保険の保険契約に係る漁船の譲受人は、認可組合に通知して、譲渡人が当該漁船に係る当該保険関係に關して有する権利義務を承継することができる。ただし、認可組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

第十三条 漁船船主責任保険の保険期間及び漁船乗組船主保険の保険期間は、それぞれ一年とする。ただし、認可組合は、農林省令で定めるところにより、漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款で別段の定めをすることができる。

2 前項の規定は、漁船船主責任保険の保険契約に係る漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合について準用する。

(保険期間)

第十四条 漁船船主責任保険の純保険料率及び漁船乗組船主保険の純保険料率は、認可組合が、漁船船主責任保険の保険責任及び漁船乗組船主保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して経理しなければならない。

2 漁船損害補償法第五十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百四十四条及び第一百七十三条から第一百九十三条まで並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十七条、第六百四十九条、第六百五十二条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業について準用する。

2 漁船損害補償法第五十一条、第九十三条から

第六百四十五条まで並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十七条、第六百四十九条、第六百五十二条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業について準用する。

令で定める特殊な事由によるものを除き、漁船の所有者又は借受人が、その所有し、借り受け、若しくは用船し、若しくは回航を請け負う漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する。

2 認可組合は、漁船乗組船主保険においては、漁船の所有者又は借受人であつてその所有し又は借り受けた漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の第二条第三項の農林省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う。

2 前二項の規定によりてん補すべき損害の範囲及び支払うべき金額の基準に關して必要な事項は、農林省令で定める。

3 前二項の規定によりてん補すべき損害の範囲及び支払うべき金額の基準に關して必要な事項は、農林省令で定める。

必要な技術的読替えは、政令で定める。

認可組合が漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主責任保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条第一項中「又は定款」とあるのは、「定款 漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主責任保険約款」と、同法第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは「定款、漁船船主責任保険約款」とする。

若しくは漁船乗組船主責任保険約款」とする。

第三章 漁船保険中央会の再保險事業

(再保險事業)
第十九条 漁船保険中央会(以下「中央会」といふ。)は、漁船損害補償法第二百三十二条に規定する事業のほか、この法律で定めるところにより、漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険に係る再保險事業を行うことができる。

(認可)

第十九条 中央会は、前条の再保險事業を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、再保險約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

2 中央会は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その再保險約款につき、総会の議決を経なければならない。

3 第六条第一項及び前項の規定は再保險約款の変更について、第七条の規定は第一項の認可の取消しについて、それぞれ準用する。

(再保險契約の当然成立)

第二十条 漁船船主責任保険の保険契約又は漁船乗組船主保険の保険契約が認可組合と保険契約者との間に成立したときは、中央会と当該認可組合との間に、当該保険契約により認可組合が負う保険責任を再保險する再保險契約が成立するものとする。

(純再保險料率)

第二十一条 純再保險料率は、中央会がその再保險責任に係る危険の態様を勘案して再保險約款

で定める割合とする。

(経理の区分)

第二十二条 中央会は、第十八条の再保險事業について漁船船主責任保険に係るものと漁船乗組船主保険に係るものとを区分して経理するとともに、その再保險事業を他の事業と区分して経理しなければならない。

(漁船損害補償法及び商法の準用等)

第二十三条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び第五項の規定は、再保險約款について準用する。

この場合において、これらの規定の準用に

関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 漁船損害補償法第五十一条、第一百七条第一項、第一百八条、第一百九条、第一百十八条及び第一百九条から第一百二十二条まで並びに商法第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、第十八条の再保險事業について準用する。

この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 中央会が第十八条の再保險事業を行なう場合における漁船損害補償法第二百三十八条第七項において準用する同法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条

第一項中「又は定款」とあるのは「定款又は再保險約款」と、同法第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは「定款若しくは再保險約款」とする。

二 第十七条第二項又は第二十三条第二項において準用する漁船損害補償法第二百八条又は第二百九条の規定に違反したとき。

附 則

1 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年を超えて効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第八号中「及び漁船積荷保険」を「漁船積荷保険、漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険」に改める。

5 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条本文中「基いて」を「基づいて」に改め、

同項たゞし書中「但し」、「を」を「たゞし、特別の法律に基づいて設立された法人で特別の法律の規定に基づいてこれを行うもの及び」に、「基づいて」に改める。

(国の援助)

第二十四条 国は、この法律による漁船船主責任

保険事業及び漁船乗組船主保険事業並びに再保

險事業の適切な実施を確保するため、認可組合

及び中央会に対し、必要な助言、指導その他の

援助を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十五条 農林大臣は、この法律の施行の状況

を明らかにするため必要があると認めるとき

は、認可組合又は中央会から報告を徴収すること

ができる。

(印紙税の非課税)

第二十六条 この法律による漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険に係る再保険に関する書類には、印紙税を課さない。

第五章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした認可組合又は中央会の役員は、一円万円以下の過料に処する。

一 第十六条又は第二十二条の規定に違反したとき。

二 第十七条第二項又は第二十三条第二項において準用する漁船損害補償法第二百八条又は第二百九条の規定に違反したとき。

附 則

1 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年を超えて効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第八号中「及び漁船積荷保険」を「漁船積荷保険、漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険」に改める。

5 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条本文中「基づいて」を「基づいて」に改め、

同項たゞし書中「但し」、「を」を「たゞし、特別の法律に基づいて設立された法人で特別の法律の規定に基づいてこれを行うもの及び」に、「基づいて」に改める。

(小林国司君登壇、拍手)

○小林国司君 ただいま議題となりました四法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、林業改善資金助成法案について申し上げます。

本法律案は、最近における林業経営の状況等にかんがみ、林業従事者等に対する中短期の無利子資金であります林業生産高度化資金、林業労働安貸しつけを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立しようとするものであります。

委員会におきましては、最近の林業の動向、木材需給、間伐材の利用、振動病対策、林業後継者対策、林業金融等について各般の質疑が行われ、別に討論もなく、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

次に、水産関係三法案について申し上げます。三法案はいずれも漁業を取り巻く厳しい情勢に對処するためのものであります。

まず、漁業再建整備特別措置法案は、中小漁業者の緊急に必要とする資金の融通の円滑化、特定業種の構造改善及び整備の推進等を図らうとするものであります。

次に、中小漁業融資保証法改正案は、政府の行ってきた中小漁業融資保証法の業務を中央漁業信用基金に承継させる等の措置を講じようとするものであります。

最後に、漁船船主責任保険臨時措置法案は、試験的に漁船保険組合が漁船船主責任保険事業等を行い、漁船保険中央会がその再保険事業を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法案を一括して審査し、参考人の意見も聴取いたしました。問題にな

りました主な内容は、漁業再建対策の基本的なあり方、海洋法会議その他国際漁業の動向、沿岸漁

「七 災害復旧費 災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された種別補正
八 地方税減収補てん 地方税の減収補てんのため昭和五十年度において特別種別補正」に改める。

第十四条第三項の表市町村の項中「前年度における事業所税の課税標準額」の下に「当該年度において新たに事業所税を課することとなる市にあつては、当該年度における事業所税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給と総額並びに新增設事業所床面積」を加える。

第十五条第一項中「補そく」を「捕そく」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 自治大臣は、自治省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額の三分の一に相当する額以内の額となるよう行うものとする。

第十五条第三項中「前項」を「前項前段」に、「決定し、又は変更した」を「決定した」に改める。

第十六条第一項の表中「二月 特別交付税の全額」を「十二月 前条第二項の規定により三月中に自治大臣が決定する額」に改める。

十二月中に自治大臣が決定する額

に改める。

三月中に自治大臣が決定する額

に改める。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を附則第二条とし、同条に見出しとして「(関係法律の廃止)」を付する。

附則第三項及び第四項を削る。

例」を付し、同条に次の一項を加える。

2 昭和五十一年度に限り、前項中「当該税目による前年度分又は前前年度分の基準税額」とあるのは「道府県民税中法人税割及び事業税中法人の行う事業に対する事業税にあつては当該税目によると、昭和五十年度分の基準税額から当該税目による昭和五十年度分の八十に相当する額を、市町村民税中法人税割にあつては当該税目によると、昭和五十年度分の基準税額から当該税目による度」とあるのは「同年度」と、「当該年度又は当該前前年度」とあるのは「同年度」と、「当該年度」とあるのは「昭和五十一年度」とする。

附則第六項を附則第四条とし、同条に見出しとして「(昭和四十七年度分の交付税の総額の特例)」を付する。

附則第七項を附則第五条とし、同条に見出しとして「(昭和四十七年度分の交付税の総額の特例)」を付する。

附則第八項中「昭和四十八年度から昭和五十一年度まで」を「昭和四十八年度から昭和五十年度まで」に改め、「昭和四十八年度から昭和五十年度までの各年度にあつては」及び「とし、昭和五十一年度にあつては第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を減額した額」を削り、同項を附則第六条第一項とし、附則第九項を同条第二項とし、附則第十項中「附則第八項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に見出しとして「(昭和四十八年度から昭和五十年度までの各年度にあつては第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を減額した額)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度分の交付税の総額の特例)

第七条 昭和五十一年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第三号及び第四号の借入金の額については、前条第三項の規定を準用する。

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額に掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第三号及び第四号の借入金の額について、六百三十六億円

三 昭和五十一年度における借入金の額に相当する額

四 昭和五十一年度における借入金の額に相当する額

(昭和五十一年度から昭和六十一年度までの各年度分の交付税の総額の特例)

第八条 昭和五十一年度から昭和六十一年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、昭和五十二年度から昭和五十五年度までの各年度にあつては、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を減額した額とし、昭和五十六年度から昭和六十一年度までの各年度にあつては、第一号に掲げる額と第三号に掲げる額との合算額から第四号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第三号及び第四号の借入金の額については、附則第六条第三項の規定を準用する。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応する当該下欄に掲げる金額

年	度	金額
昭和五十二年度		百二十四億円
昭和五十三年度		四百七十九億円
昭和五十四年度		五百三十六億円
昭和五十五年度		五百四十九億六千万円

三 当該各年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

二十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

五十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

六十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

七十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

八十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

九十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百二十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百三十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百四十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百五十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十五 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十六 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十七 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十八 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百六十九 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百七十 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

一百七十一 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

附則第十七項を附則第十一項とし、附則第十八項を同条第二項とする。
 附則第十九項を附則第十二条第一項とし、附則第二十項を同条第二項とする。
 附則第二十一項中「昭和五十年度」を「昭和五十一年度」に改め、同項を附則第十三条とし、同条に見出しとして「(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)」を付する。

附則第二十二項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	経費の種類	測定単位	単位 費用	の種類	
				道府県	経費の種類
三 教育費	一 警察費	警察職員数	一人につき	四、三一九、〇〇〇円	一 警察費
	二 土木費	道路の面積	千平方メートルにつき	一四五、〇〇〇	二 土木費
	1 (1) 経常費 2 (2) 投資的	道路の延長	一キロメートルにつき	二、二三九、〇〇〇	1 (1) 経常費 2 (2) 投資的
四 その他の費用	3 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	四四、七〇〇	3 河川費
5 その他の費用	4 港湾費	港湾の面積 港湾における漁港を含む。い留施設の延長を含む。	一キロメートルにつき	一四一、〇〇〇	4 港湾費
6 その他の費用	5 人口	人口	一人につき	一四、八〇〇	5 人口
7 その他の費用	6 人口	人口	一人につき	二、四三〇	6 人口
8 その他の費用	7 人口	人口	一人につき	六〇六	7 人口

1 小学校費	2 中学校費	3 高等学校費	4 教職員数	1 教職員数	
				1 教職員数	2 教職員数
1 教職員数	2 教職員数	3 教職員数	4 教職員数	一人につき	一人につき
5 生徒数	6 生徒数	7 生徒数	8 生徒数	一人につき	一人につき
9 幼児童数	10 幼児童数	11 幼児童数	12 幼児童数	一人につき	一人につき
13 及び養護学校の数	14 及び養護学校の数	15 及び養護学校の数	16 及び養護学校の数	一人につき	一人につき
17 学年	18 学年	19 学年	20 学年	一人につき	一人につき
21 町村部人口	22 町村部人口	23 町村部人口	24 町村部人口	一人につき	一人につき
25 人口	26 人口	27 人口	28 人口	一人につき	一人につき
29 人口	30 人口	31 人口	32 人口	一人につき	一人につき
33 人口	34 人口	35 人口	36 人口	一人につき	一人につき
37 人口	38 人口	39 人口	40 人口	一人につき	一人につき
41 人口	42 人口	43 人口	44 人口	一人につき	一人につき
45 人口	46 人口	47 人口	48 人口	一人につき	一人につき
49 人口	50 人口	51 人口	52 人口	一人につき	一人につき
53 人口	54 人口	55 人口	56 人口	一人につき	一人につき
57 人口	58 人口	59 人口	60 人口	一人につき	一人につき
61 人口	62 人口	63 人口	64 人口	一人につき	一人につき
65 人口	66 人口	67 人口	68 人口	一人につき	一人につき
69 人口	70 人口	71 人口	72 人口	一人につき	一人につき
73 人口	74 人口	75 人口	76 人口	一人につき	一人につき
77 人口	78 人口	79 人口	80 人口	一人につき	一人につき
81 人口	82 人口	83 人口	84 人口	一人につき	一人につき
85 人口	86 人口	87 人口	88 人口	一人につき	一人につき
89 人口	90 人口	91 人口	92 人口	一人につき	一人につき
93 人口	94 人口	95 人口	96 人口	一人につき	一人につき
97 人口	98 人口	99 人口	100 人口	一人につき	一人につき
101 人口	102 人口	103 人口	104 人口	一人につき	一人につき
105 人口	106 人口	107 人口	108 人口	一人につき	一人につき
109 人口	110 人口	111 人口	112 人口	一人につき	一人につき
113 人口	114 人口	115 人口	116 人口	一人につき	一人につき
117 人口	118 人口	119 人口	120 人口	一人につき	一人につき
121 人口	122 人口	123 人口	124 人口	一人につき	一人につき
125 人口	126 人口	127 人口	128 人口	一人につき	一人につき
129 人口	130 人口	131 人口	132 人口	一人につき	一人につき
133 人口	134 人口	135 人口	136 人口	一人につき	一人につき
137 人口	138 人口	139 人口	140 人口	一人につき	一人につき
141 人口	142 人口	143 人口	144 人口	一人につき	一人につき
145 人口	146 人口	147 人口	148 人口	一人につき	一人につき
149 人口	150 人口	151 人口	152 人口	一人につき	一人につき
153 人口	154 人口	155 人口	156 人口	一人につき	一人につき
157 人口	158 人口	159 人口	160 人口	一人につき	一人につき
161 人口	162 人口	163 人口	164 人口	一人につき	一人につき
165 人口	166 人口	167 人口	168 人口	一人につき	一人につき
169 人口	170 人口	171 人口	172 人口	一人につき	一人につき
173 人口	174 人口	175 人口	176 人口	一人につき	一人につき
177 人口	178 人口	179 人口	180 人口	一人につき	一人につき
181 人口	182 人口	183 人口	184 人口	一人につき	一人につき
185 人口	186 人口	187 人口	188 人口	一人につき	一人につき
189 人口	190 人口	191 人口	192 人口	一人につき	一人につき
193 人口	194 人口	195 人口	196 人口	一人につき	一人につき
197 人口	198 人口	199 人口	200 人口	一人につき	一人につき
201 人口	202 人口	203 人口	204 人口	一人につき	一人につき
205 人口	206 人口	207 人口	208 人口	一人につき	一人につき
209 人口	210 人口	211 人口	212 人口	一人につき	一人につき
213 人口	214 人口	215 人口	216 人口	一人につき	一人につき
217 人口	218 人口	219 人口	220 人口	一人につき	一人につき
221 人口	222 人口	223 人口	224 人口	一人につき	一人につき
225 人口	226 人口	227 人口	228 人口	一人につき	一人につき
229 人口	230 人口	231 人口	232 人口	一人につき	一人につき
233 人口	234 人口	235 人口	236 人口	一人につき	一人につき
237 人口	238 人口	239 人口	240 人口	一人につき	一人につき
241 人口	242 人口	243 人口	244 人口	一人につき	一人につき
245 人口	246 人口	247 人口	248 人口	一人につき	一人につき
249 人口	250 人口	251 人口	252 人口	一人につき	一人につき
253 人口	254 人口	255 人口	256 人口	一人につき	一人につき
257 人口	258 人口	259 人口	260 人口	一人につき	一人につき
261 人口	262 人口	263 人口	264 人口	一人につき	一人につき
265 人口	266 人口	267 人口	268 人口	一人につき	一人につき
269 人口	270 人口	271 人口	272 人口	一人につき	一人につき
273 人口	274 人口	275 人口	276 人口	一人につき	一人につき
277 人口	278 人口	279 人口	280 人口	一人につき	一人につき
281 人口	282 人口	283 人口	284 人口	一人につき	一人につき
285 人口	286 人口	287 人口	288 人口	一人につき	一人につき
289 人口	290 人口	291 人口	292 人口	一人につき	一人につき
293 人口	294 人口	295 人口	296 人口	一人につき	一人につき
297 人口	298 人口	299 人口	300 人口	一人につき	一人につき
301 人口	302 人口	303 人口	304 人口	一人につき	一人につき
305 人口	306 人口	307 人口	308 人口	一人につき	一人につき
309 人口	310 人口	311 人口	312 人口	一人につき	一人につき
313 人口	314 人口	315 人口	316 人口	一人につき	一人につき
317 人口	318 人口	319 人口	320 人口	一人につき	一人につき
321 人口	322 人口	323 人口	324 人口	一人につき	一人につき
325 人口	326 人口	327 人口	328 人口	一人につき	一人につき
329 人口	330 人口	331 人口	332 人口	一人につき	一人につき
333 人口	334 人口	335 人口	336 人口	一人につき	一人につき
337 人口	338 人口	339 人口	340 人口	一人につき	一人につき
341 人口	342 人口	343 人口	344 人口	一人につき	一人につき
345 人口	346 人口	347 人口	348 人口	一人につき	一人につき
349 人口	350 人口	351 人口	352 人口	一人につき	一人につき
353 人口	354 人口	355 人口	356 人口	一人につき	一人につき
357 人口	358 人口	359 人口	360 人口	一人につき	一人につき
361 人口	362 人口	363 人口	364 人口	一人につき	一人につき
365 人口	366 人口	367 人口	368 人口	一人につき	一人につき
369 人口	370 人口	371 人口	372 人口	一人につき	一人につき
373 人口	374 人口	375 人口	376 人口	一人につき	一人につき
377 人口	378 人口	379 人口	380 人口	一人につき	一人につき
381 人口	382 人口	383 人口	384 人口	一人につき	一人につき
385 人口	386 人口	387 人口	388 人口	一人につき	一人につき
389 人口	390 人口	391 人口	392 人口	一人につき	一人につき
393 人口	394 人口	395 人口	396 人口	一人につき	一人につき
397 人口	398 人口	399 人口	400 人口	一人につき	一人につき
401 人口	402 人口	403 人口	404 人口	一人につき	一人につき
405 人口	406 人口	407 人口	408 人口	一人につき	一人につき
409 人口	410 人口	411 人口	412 人口	一人につき	一人につき
413 人口	414 人口	415 人口	416 人口	一人につき	一人につき
417 人口	418 人口	419 人口	420 人口	一人につき	一人につき
421 人口	422 人口	423 人口	424 人口	一人につき	一人につき
425 人口	426 人口	427 人口	428 人口	一人につき	一人につき
429 人口	430 人口	431 人口	432 人口	一人につき	一人につき
433 人口	434 人口	435 人口	436 人口	一人につき	一人につき
437 人口	438 人口	439 人口	440 人口	一人につき	一人につき
441 人口	442 人口	443 人口	444 人口	一人につき	一人につき
445 人口	446 人口	447 人口	448 人口	一人につき	一人につき
449 人口	450 人口	451 人口	452 人口	一人につき	一人につき
453 人口	454 人口	455 人口	456 人口	一人につき	一人につき
457 人口	458 人口	459 人口	460 人口	一人につき	一人につき
461 人口	462 人口	463 人口	464 人口	一人につき	一人につき
465 人口	466 人口	467 人口	468 人口	一人につき	一人につき
469 人口	470 人口	471 人口	472 人口	一人につき	一人につき
473 人口	474 人口	475 人口	476 人口	一人につき	一人につき
477 人口	478 人口	479 人口	480 人口	一人につき	一人につき
481 人口	482 人口	483 人口	484 人口	一人につき	一人につき
485 人口	486 人口	487 人口	488 人口	一人につき	一人につき
489 人口	490 人口	491 人口	492 人口	一人につき	一人につき
493 人口	494 人口	495 人口	496 人口	一人につき	一人につき
497 人口	498 人口	499 人口	500 人口	一人につき	一人につき
501 人口	502 人口	503 人口	504 人口	一人につき	一人につき
505 人口	506 人口	507 人口	508 人口	一人につき	一人につき
509 人口	510 人口	511 人口	512 人口	一人につき	一人につき
513 人口	514 人口	515 人口	516 人口	一人につき	一人につき
517 人口	518 人口	519 人口	520 人口	一人につき	一人につき
521 人口	522 人口	523 人口	524 人口	一人につき	一人につき
525 人口	526 人口	527 人口	528 人口	一人につき	一人につき
529 人口	530 人口	531 人口	532 人口	一人につき	一人につき
533 人口	534 人口	535 人口	536 人口	一人につき	一人につき
537 人口	538 人口	539 人口	540 人口	一人につき	一人につき
541 人口	542 人口	543 人口	544 人口	一人につき	一人につき
545 人口	546 人口	547 人口	548 人口	一人につき	一人につき
549 人口	550 人口	551 人口	552 人口	一人につき	一人につき
553 人口	554 人口	555 人口	556 人口	一人につき	一人につき
557 人口	558 人口	559 人口	560 人口	一人につき	一人につき
561 人口	562 人口	563 人口	564 人口	一人につき	一人につき
565 人口	566 人口	567 人口	568 人口	一人につき	一人につき
569 人口	570 人口	571 人口	572 人口	一人につき	一人につき
573 人口	574 人口	575 人口	576 人口	一人につき	一人につき
577 人口	578 人口	579 人口	580 人口	一人につき	一人につき
581 人口	582 人口	583 人口	584 人口	一人につき	一人につき
585 人口	586 人口	587 人口	588 人口	一人につき	一人につき
589 人口	590 人口	591 人口	592 人口	一人につき	一人につき
593 人口	594 人口	595 人口	596 人口	一人につき	一人につき
597 人口	598 人口	599 人口	600 人口	一人につき	一人につき
601 人口	602 人口	603 人口	604 人口	一人につき	一人につき
605 人口	606 人口	607 人口	608 人口	一人につき	一人につき
609 人口	610 人口	611 人口	612 人口	一人につき	一人につき
613 人口	614 人口	615 人口	616 人口	一人につき	一人につき
617 人口	618 人口	619 人口	620		

昭和五十一年五月十四日

参議院会議録第一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案外一件

三一四

七五

市町村										十 費補 てん 地 方 税 減 收
1 道 路 橋 梁 費	2 港 湾 費	3 都 市 計 画	4 公 園 費	5 下 水 道 費	6 土 木 費	7 その 他 の 費	8 特 定 債 償 還	9 特 別 事 業 債	10 林 野 の 面 積	
一 消 防 費	二 土 木 費	三 五 三 〇	四 一 六 九 〇	五 八 〇 〇	六 一 〇 〇	七 四 四 〇 〇	八 一 八 四 〇 〇	九 七 七 八 〇	十 一 六 六 〇	十一 ヘ ク タ ー ル につ き

九 特 別 事 業 債	八 費 特 定 債 償 還	七 災 害 復 旧 費	六 政 費 その 他 の 行	五 道 府 県 税 の 税 額	四 費 商 工 行 政	三 費 投 資 的	二 費 經 常 經 費	一 費 徵 稅 費	十 林 野 の 面 積
た発に昭源定公 元た発に昭源定公 利地行に公事事 利地行に公事事 債許て十て業業 の可特一る費費 額さ別年たの等 れに度め財特	元た発に昭源定公 利地行に公事事 債許て業業 金に可特一る費 額さ別年たの等 れに度め財特	災害復旧費 係ため財源に可 利地行に充て業業 金に可特一る費 額さ別年たの等 れに度め財特	政費 その他の行	道府県税の税額 恩給受給者数	人口	人口	人口	人口	林野の面積

昭和五十一年五月十四日 参議院会議録第十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案外一件

三 教育費			1 小学校費			2 中学校費			1 費 経常経			2 費 経常経			1 費 経常経			2 費 経常経			1 費 経常経			2 費 経常経							
(1) 教育費			(2) 経費投資的			(1) 費 経常経			(2) 経費投資的			(1) 費 経常経			(2) 経費投資的			(1) 費 経常経			(2) 経費投資的			(1) 費 経常経			(2) 経費投資的				
2 費 社会福祉	1 費 生活保護費	4 費 厚生労働費	3 費 (1) 費 経常経	4 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 高等学校	2 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的	1 費 (1) 費 経常経	3 費 (2) 経費投資的					
市部人口	人口	人口	生徒数	教職員数	学級数	学校数	学級数	学校数	生徒数	学級数	学校数	生徒数	学級数	学校数																	
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき		
七一	二、六九〇	二、二八〇	七一	四、〇四七、〇〇〇	二四、一〇〇	二三、七〇〇	四、〇七三、〇〇〇	一五二、〇〇〇	四〇七、〇〇〇	一三、五〇〇	二五二、〇〇〇	二、九七七、〇〇〇	二、九七〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	一五、二〇〇	二二五〇	二八〇	七八六	二七〇	一、七五〇	七六	一、七五〇	二七〇	一、七五〇	七六	一、七五〇	二七〇	一、七五〇	七六	一、七五〇	二七〇

五 産業経済費			1 農業行政			2 商工行政			3 その他の産業経済費			4 經費投資的			5 労働費			6 その他の行政費			7 戸籍住民基本台帳費			8 諸費用			9 その他の費用			
(1) 費 経常経			(2) 経費投資的			(1) 費 経常経			(2) 経費投資的			(1) 費 経常経			(2) 経費投資的			(1) 費 経常経			(2) 経費投資的			(1) 費 経常経			(2) 経費投資的			
人口	市町村税の税額	数及び林業、水産業の従業者	農家数	人口	農家数	失業者数	人口	人口	一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき		
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	七〇五〇	一二、六〇〇	三八六	一七、六〇〇	三、五六〇	一一、六〇〇	一一、六〇〇	二二五	五、一六〇	二、五七〇	一一、六〇〇	一、七五〇	二七〇	七六	二七〇	一、七五〇	七六	一、七五〇	二七〇	一、七五〇	七六	一、七五〇	二七〇	一、七五〇	七六	一、七五〇	二七〇

(2) 経費 投資的	面積	人口
七 災害復旧費	面積	人口
八 特定債償還費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債還金	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債還金
九 辺地対策事業債償還費	公共の事業費等特定の財源に充てるため財源を充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	公共の事業費等特定の財源に充てるため財源を充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金
十 特別事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された元利償還金に係る元利償還金	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された元利償還金に係る元利償還金
十一 地方税債償還費	千円につき	千円につき
十二 地方税債償還費	千円につき	千円につき

一 平方キロメートルにつき	二六八、〇〇〇	二八〇
一人につき		
一 平方キロメートルにつき	五七、八〇〇	九五〇
千円につき		
一 平方キロメートルにつき	五七、八〇〇	二五〇
千円につき		
八〇〇		
一一一		
七五		

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第三条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「(以下)の下に「この章及び第三十条において」を加える。

第二十八条の四第三項中「組み入れられた額」の下に「及びその不足する事業年度に納付された第二十八条の二第二項に規定する納付金の額の合計額」を加える。

第三十一条第二項を次のように改める。

一 国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)又は銀行、農林中央金庫若しくは商工組合中央金庫の発行する債券の保有(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国と財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国と財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に、「昭和五十年度」を「昭和五十五年度」に、「昭和五十五年度」を「昭和六十年度」に改める。

第三条中「昭和五十年度」を「昭和五十五年度」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国と財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第一百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に、「昭和五十年度」を「昭和五十五年度」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「昭和五十五年度」を「昭和六十年度」に改める。

第六条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国と財政上の特別措置に関する法律(昭和五十年度)を「昭和五十年度」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条 若しくは第八条第一項に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、第十四条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十六条第一項並びに別表の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十一年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方交付税附則第八項若しくは第十一項」を「地方交付税附則第六条第一項、第十二条第一項」に改める。

(昭和五十一年度における地方債の特例)

第三十三条の二 昭和五十一年度に限り、地方公共団体は、第五条第一項ただし書の規定により起に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条の二の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「昭和五十四年度」を「昭和六十年度」に改める。

第三十三条の二を次のように改める。

(昭和五十一年度における地方債の特例)

第三十三条の二 昭和五十一年度に限り、地方公共団体は、第五条第一項ただし書の規定により起に、「行なう」を「行う」に改め、同条中「昭和五十四年度」を「昭和六十年度」に改める。

第三十三条の二を次のように改める。

(昭和五十一年度における地方債の特例)

第三十三条の二 昭和五十一年度に限り、地方公共団体は、第五条第一項ただし書の規定により起に、「行なう」を「行う」に改め、同条中「昭和五十四年度」を「昭和六十年度」に改める。

第三十三条の二を次のように改める。

(昭和五十一年度における地方債の特例)

第三十三条の二 昭和五十一年度に限り、地方公共団体は、第五条第一項ただし書の規定により起に、「行なう」を「行う」に改め、同条中「昭和五十四年度」を「昭和六十年度」に改める。

第三十三条の二を次のように改める。

(昭和五十一年度における地方債の特例)

第三十三条の二 昭和五十一年度に限り、地方公共団体は、第五条第一項ただし書の規定により起に、「行なう」を「行う」に改め、同条中「昭和五十四年度」を「昭和六十年度」に改める。

第三十三条の二を次のように改める。

(昭和五十一年度における地方債の特例)

下「昭和五十年度分の借入金限度額」という。昭和五十一年度分にあつては昭和五十年度分の借入金限度額に一兆三千百四十一億円を加算した額(以下「昭和五十一年度分の借入金限度額」という)。昭和五十二年度から昭和六十年度までの各年度分にあつては昭和五十一年度分の借入金限度額に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	昭和四十八年度分等の借入金 限度額に係るもの		そ の 他 の も の 額
	控	除	
昭和五十二年度	百二十四億円		
昭和五十三年度	四百七十億円		
昭和五十四年度	五百三十六億円		
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円		
昭和五十六年度		八百五十億円	
昭和五十七年度		二千二十億円	
昭和五十八年度		二千二百九十九億円	
昭和五十九年度		二千五百九十九億円	
昭和六十年度		二千九百二十億円	
		三千二百九十九億円	
		三千七百二十億円	
		四千百九十九億八千万円	

- 附則第五項中「昭和五十年度」を「昭和五十一年度」に改める。
 附則第八項中「附則第八項第一号」を「附則第六条第一項第一号」に改め、「合算額を加算した額」としの下に「昭和五十一年度分にあつては同法附則第七条第一号に掲げる額を加算した額とし」を加える。
 昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律(昭和四十九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「附則第八項」を「附則第六条第一項」に改める。
- 昭和五十一年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律(昭和五十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
 第一条第一項中「附則第八項」を「附則第六条第一項」に改める。
 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
 (地方交付税法の一部改正)
 第十三条 当分の間、地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十二条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の單

経費の種類	測定単位	単位費用
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五〇〇〇〇

位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額とする。
 2 前項の規定による算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき

5 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十三条の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十一日
 参議院議長 河野 謙三殿
 衆議院議長 前尾繁三郎

地方財政法等の一部を改正する法律案
 (地方財政法の一部改正)
 第一条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。
 第五章の二中第百四十二条の七の次に次の二条を加える。

第百四十二条の八 国庫は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う一部を補助する。

第三条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。
 第五章の二中第百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定による検査に要する経費の一部を補助する。

第四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
 第十条第十号中「水産業協同組合」を「水産業協同組合」に改め、同条第十四号の二を削り、同条第十六号を次のように改める。

第十六条 削除
 第十条第十八号を次のように改める。

(水産業協同組合法の一部改正)
 第四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
 第一百二十六条の次に次の二条を加える。

(国の補助)

第五百二十六条の二 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第五百二十三条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。

(土地改良法の一部改正)

第五条 土地改良法(昭和二十四年法律第八百九十五号)の一部を次のように改正する。

五百二十六条の前の見出しを「(国の補助)」に

改め、同条第一項中「農用地の改良、開発、保全又は集団化を行う者に対する補助金を交付することができる」を「都道府県に対し、政令で定めることにより、土地改良事業につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

五百二十七条から第五百三十条までを次のように改める。

(監督及び補助)

第五十四条 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前条第一項の病害虫防除員に対し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めることができるもの。

2 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、前条第一項の病害虫防除員その他発生予察事業に従事する都道府県の職員(病害虫防除所の職員を除く。)に要する経費の二分の一を補助する。

(第三十五条 削除)

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第八条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改める。

第二条第一項中「毎年度予算の範囲内において、左に」を「政令で定めるところにより、次に」に改める。

(森林法の一部改正)

(第九条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百八十四条の二の次に次の二条を加える。

(国庫の補助)

(第六条 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「予算の定める範囲内において」を「政令で定めるところにより」に、「補助することができる」を削る。

(森林病害虫等防除法の一部改正)

(第六条 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条 植物防疫法(昭和二十五年法律第八百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項を次のように改める。

7 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、病害虫防除所の職員に要する経費の二分の一を補助する。

第三十四条及び第三十五条を次のように改め

(国の補助)

第七条 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、ほ場審査及び生産物審査、第六条の事務、第六条の二の主要農作物の原種及び原種の生産並びに前条の試験に必要な経費の一部を補助する。

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、主要農作物の種子の生産に必要な経費につき都道府県が指定種子生産者に補助する経費の全部又は一部を補助することができる。

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第十一条 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第八十号)の一部を次のように改める。

第十八条の見出しを「(公営住宅法に基づく指導監督費の交付の特例)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「公営住宅法の下に」(昭和二十六年法律第八十号)を加え、同項を同条正

第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

〔上田稔君登壇、拍手〕

○上田稔君 大だいま議題となりました二法律案

令で定めるところにより、都道府県知事が行

う第一百八十条の規定による検査に要する経費

の一部を補助する。

第一百九十二条中第三号を削り、第四号を第三

号とする。

第百九十五条及び第一百九十六条中「毎年度

予算の範囲内において」を削り、「二分の一以

内」を「二分の一」に改める。

(主要農作物種子法の一部改正)

第一百三十一号の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

ほか、適正な財政運営を行つべき必要とされる財源に充てるための地方債を起立すことができる

特例を設け、さらに公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間の延長、新産業都市建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置の適用期間の延長等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、地方財政法等の一部を改正する法律案は、地方公共団体またはその機関が法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費のうち、国がその全部または一部を負担すべきものの範囲について整理を行い、あわせて関係法律における国庫負担に関する規定の整備を行おうとするものであります。

次に、地方財政法等の一部を改正する法律案は、地方行政委員会またはその機関が法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費のうち、国がその全部または一部を負担すべきものの範囲について整理を行い、あわせて関係法律における国庫負担に関する規定の整備を行おうとするものであります。

対、自由民主党を代表して金井委員より、原案に賛成し、両修正案に反対、公明党を代表して多田委員より、日本社会党及び公明党共同修正案に賛成し、日本共産党修正案及び原案に反対、日本共产党を代表して神谷委員より、日本共産党修正案に賛成し、日本社会党及び公明党共同修正案に棄権、原案に反対の意見がそれぞれ述べられ、採決に付しました結果、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、地方財政法等改正案を取り上げましたところ、神谷委員より日本共産党を代表して、耕土培養に要する経費等を削除しないこととし、地方公共団体に係る國の直轄事業負担金を廃止する等の修正案が提出され、修正案は予算を伴うものであり、福田自治大臣から、政府としては反対であるとの意見が述べられました。

討論に入りましたところ、日本共産党を代表して神谷委員より、日本共産党提出の修正案を含め原案に賛成の意見が述べられ、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方交付税法等改正案に対しては、地方行財政の抜本的改革について早急に検討し、昭和五十二年度を目途にその実現を図るとともに、借入金等の償還財源の確保、超過負担の完全解消措置等八項目について政府の善処を求める附帯決議を、また地方財政法等の改正案に対しては、国と地方との財政秩序の確立を図る趣旨の三項目の附帯決議を付しております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、地方交付税法等の一部を改正する法律案の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登

場の上、御投票願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

【議場閉鎖】

【参考氏名を点呼】

【投票熱行】

【投票箱閉鎖】

【投票漏れはございません】

か。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じま

す。

【議場開鎖】

【参考投票を計算】

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします

投票總數
白色票
青色票

二百一十二票
百二十二票
百票

よつて、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

安孫子藤吉君
青木 一男君
井上 吉夫君
石本 岩助
植木 遠藤
大島 友治君
岡田 大谷藤之助君
片山 隆君
鹿島 俊雄君
長田 裕二君
勝久君 正英君

青井 有田 伊藤 伊藤
茂君 五郎君
道行君 二郎君
穂嶺 稲嶺
岩男 岩男
上田 稲君
植木 光教君
遠藤 要君
大島 友治君
岡田 大谷藤之助君
片山 隆君
鹿島 俊雄君
長田 裕二君
勝久君 正英君

青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

安孫子藤吉君
青木 一男君
吉夫君
岩助
道行君
二郎君
稻嶺
岩男
上田
植木
遠藤
大島
岡田
片山
鹿島
長田
勝久君

川野辺 静君

神田 博君

木村 暉男君

久保田藤齋君

小林 国司君

熊谷太三郎君

佐藤 亨弘君

斎藤十朗君

佐多 宗二君

斎藤栄三郎君

坂野 重信君

山東 昭子君

塙見 慶二君

新谷寅三郎君

高田 浩運君

世耕 政隆君

寺下 岩藏君

高橋 邦雄君

寺本 德永

中西 一郎君

寺中 太郎君

寺山 忠雄君

寺澤 正利君

寺澤 広作君

寺澤 清充君

寺澤 邦雄君

寺澤 優君

寺澤 喬君

寺澤 勝治君

寺澤 長造君

寺澤 一平君

寺澤 小山君

寺澤 沢田君

寺澤 片岡君

寺澤 清一君

寺澤 久保君

寺澤 長造君

寺澤 勝君

河本嘉久蔵君

木内 四郎君

柳田桃太郎君

山崎 龍男君

内山 一郎君

吉武 恵市君

松岡 克由君

八木 一郎君

安井 謙君

青木 薩次君

西ヶ久保重光君

案納 勝君

小柳 俊夫君

佐々木靜子君

志苦 裕君

竹田 四郎君

辻 一彦君

戸叶 武君

中村 波勇君

村田 球雄君

野口 忠夫君

野々山 三三君

秦 奉豊君

浜 仁美枝子君

福間 知之君

前川 曰君

村田 秀三君

森 勝治君

矢田 順理君

阿部 壱利君

吉田忠三郎君

柏原 善利君

桑名 ヤス君

義治君

矢野 登君

安田 隆明君

山崎 龍男君

内山 一郎君

吉武 恵市君

松岡 克由君

八木 一郎君

安井 謙君

青木 薩次君

西ヶ久保重光君

案納 勝君

小柳 俊夫君

佐々木靜子君

志苦 裕君

竹田 四郎君

辻 一彦君

戸叶 武君

中村 波勇君

村田 球雄君

野口 忠夫君

野々山 三三君

秦 奉豊君

浜 仁美枝子君

福間 知之君

前川 曰君

村田 秀三君

森 勝治君

矢田 順理君

阿部 壱利君

吉田忠三郎君

柏原 善利君

桑名 ヤス君

義治君

小平 芳平君
白木義一郎君
田代富士男君
中尾 辰義君
原田 立君
三木 忠雄君
矢追 秀彦君
山田 徹一君
上田 耕一郎君
加藤 進君
神谷信之助君
杏脱タケ子君
近藤 忠孝君
立木 洋君
内藤 功君
向井 長年君
橋本 敦君
山中 郁子君
田渕 哲也君
渡辺 利次君
市川 房枝君
星野 野坂君
野末 陳平君
塙出 啓典君
鈴木 一弘君
多田 省吾君
二宮 文造君
藤原 房雄君
峯山 昭範君
矢原 秀男君
岩間 正男君
小笠原 貞子君
春日 正一君
河田 賢治君
小巻 敏雄君
須藤 五郎君
大願君
参三君
力君
武君
官

(号外) 報

○議長(河野謙三君) 次に、地方財政法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。大平蔵大臣。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。大平蔵大臣。

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

〔福間知之君登壇、拍手〕

たい。

第四に、独禁法の改正についてお伺いします。政府・与党の修正を加えた最近の改正案なるものは、財界の意向のみを強く反映し、重要な構造規制などの面で後退をしており、きわめて遺憾であります。総理がよく口にされる自由経済社会を守り发展させるために独禁法改正が必要という趣旨からいたしましても、守るに値する経済社会を生み出すためにこそ独禁法の改正が意義を持つのであります。したがって、今後の審議において、せめて以前の与野党一致で衆議院を通過した内容に戻すため柔軟に対処することを約束されたい。

次に、多額の公債を今年度のみならず引き続き数年にわたって発行する前提として、これからわが国経済の展望が果たしてどうなのかといふ点がきわめて重大だと思います。これから経済をめぐる制約的因素としてインフレーションの潜在的加速性の存在、環境問題、資源エネルギー問題、国際収支と貿易問題などが考えられるることは、言うまでもありません。そこで、福田副総理・経済企画庁長官にお尋ねをいたします。

一つは、わが国経済における潜在的成長力あるいは成長率についてであります。それを規定する要素として国民総貯蓄の供給、労働力供給、さらには技術進歩などの要因が考えられます。そのほか国際収支、交易条件、環境、資源など諸要素も存在することは言うまでもありません。特に前二者が一九六〇年代に比較してわが国経済成長に与えるインパクトについて副総理などのお考えになつておられますか。

二つ目に、一昨日発表された経済審議会の答申、昭和五十年代前期経済計画案の内容について年率で前半六%強、後半六%程度という成長率の見通しについて前半と後半で微妙な表現の違いをされておりますが、いままでないことでありますし、どれほどの意義があるのでしょうか。また、水準それ自体について副総理どのように考

えられますか。

次に、物価上昇について消費者物価六%以内、卸売物価四%台に抑えるという見通しについて果たして自信はおありでしようか。

また、この計画によりいまよりも二百五十万人余りも増加する労働力人口に対しても完全雇用を確保し、過剰雇用、過剰設備を解消することは可能とお考えになりますか。

また、環境、住宅、教育など、社会資本整備のため期間中百兆円に上る公共投資を考えておりますが、これも可能と考えてよろしいでしょうか。

また、五十五年度の社会保障費を五十年度の約二・二倍、約二十三兆円余り、対国民所得比で一・五%高め、一〇%程度引き上げると言われますが、これも実行が可能でしようか。

また、潜在成長力の強いわが国では適時適切に計画に対するローリング方式を採用するべきだと思います。二年ぐらいで大きく変わる計画では、権威もなければ、だれも信用しなくなってしまいます。その点を十分に考えていただきたいと思います。

三つ目に、今世紀末あるいは二十一世紀にまたがる長期的な経済を展望するときに、資源、食糧、環境、インフレ、国際通貨体制など諸問題が存在することは言うまでもありません。特に前二者が国際収支、交易条件、環境、資源など諸要素も存在することは言うまでもありません。特に前二者が一九六〇年代に比較してわが国経済成長に与えるインパクトについて副総理などのお考えになつておられますか。

二つ目に、一昨日発表された経済審議会の答申、昭和五十年代前期経済計画案の内容について年率で前半六%強、後半六%程度という成長率の見通しについて前半と後半で微妙な表現の違いをされておりますが、いままでないことでありますし、どれほどの意義があるのでしょうか。また、水準それ自体について副総理どのように考

えられますか。

米価、公共料金問題など、これら多くの課題は單に中ないし低成長への軌道修正ということだけで解決することは困難だと思います。したがって、あわせて目的意識的に政策体系と諸制度の組み合わせを積極的に変えていくことが重要だと存じます。そのためには勇気をもつて国民的合意を促進することこそ真の政治の姿ではないかと思うのです。その意味で今日の時点は、政治も経済もそしてまた国民的意識の面でも新時代への歴史的な再出発点と考え、対処すべきだと存じます。副総理の所信をお伺いします。

次に、大蔵省当局の発表した今後の財政展望によれば、昭和五十五年度までに建設公債と特例公債の合計で毎年七兆円を上回る国債発行が予定され、これが、昭和五十五年度までに建設公債と特例公債が発行され、過去十年間の発行総額を上回っております。五十五年度の国債累計残高は五十年末の三倍を超えて五十一兆四千億円に達すると予想されています。そこでその元利償還に充てられるための国債費は四兆四千二百億円を必要とし、この額は今年度予算の社会保障関係費の規模に相当するもので、財政の硬直化はきわめて問題視すべきであります。申すまでもなく、あらゆる単位が経済体において、入るをはかつて出るを制すといふ均衡財政の原則なり正統性は常に忘れてはなりません。特に、今後のわが国の経済展望、インフレーションの危惧、国民生活圧迫の諸要因などを考慮合わすとき、膨大な特例公債の発行は慎重の上にも慎重を期して行なうべきであります。

そこで大平大蔵大臣にお伺いをいたします。まさに文字どおり低成長あるいは微成長時代を視野の中に入れておく必要はあります。当然ながら、まさに文子どおり低成長あるいは微成長時代を視野の中に入れておく必要はあります。当面、中期的にはOECD諸国のはとんどが一九七六年から八〇年にかけての成長率を一九六〇年代と同程度になると想定をしております。例外は、大幅に成長率を低下させるわが国と逆に高度成長を予想しているノルウェーとの二カ国だということです。この点についてその妥当性を福田長官の見識としていかが判断されておりますか。

四つ目だ、ところで私は、今後における問題の核心は、わが国経済社会に内在する諸要因、さきに挙げた公害その他の諸問題、大企業の管理価格をついてお伺いしますが、これはいかがですか。

第三に、これらと関連して日銀政策委員会や利調査委員会の閉鎖的、齊室的構造を改めて、消費者代表、労働組合代表などを加えた社会的公開化、民主化を図るべきだと思いますが、いかがですか。

第二に、国債の大量発行に伴うインフレーションの危険と、あるいは国債依存率、金利などの問題についてお伺いします。わが国公債市場の現状は、アメリカや西ドイツあるいはイギリスの状態で最も成熟しているとは思われません。国債管理制度における政府・大蔵省の行政指導の強さ、シナジー効果による引き受け方式、一年後の日銀の買いオペによる成長通貨の供給などの姿に見られるように、制度的な欠陥が存在していると考えます。したがって、法人、個人の資産選択の一つとして正確な意味での市中消化が図られにくい現状であります。

ちよつと付言しますが、昨日大蔵省の発表で中期国債の構想などが発表されました。国債の魅力化という面においては、私は、最小限必要なことでもあり、悪いことではないと思います。でも、もとに戻りますが、金利水準などにつきましては、御承認のとおりわが国は人為的な規制が行われているのが現状であります。

以上述べましたこれらのことは、国債発行の規模に対する歴史的な歴史的欠如といふことにもなつておるのであります。また、金融政策の独立性が損なわれる、適切なマネーパライの実施をもむずかしくしております。そこには重大な過剰流動性インフレーションの危険を宿していると言えるのであります。そこでお伺いしますが、インフレーションの危険に対しどう対処するお考えでございましょう。あるいは、当面公債依存率はどの程度が望ましいと考えておられますか。また、公債市場の改革について、将来的には金利の自由化や金融機関の再編成など思い切った手段を講じるべきだと思います。そこでお伺いしますが、そのようなお考えをお持ちでいらっしゃいますか。

第三に、これらと関連して日銀政策委員会や利調査委員会の閉鎖的、齊室的構造を改めて、消費者代表、労働組合代表などを加えた社会的公開化、民主化を図るべきだと思いますが、いかがですか。

すか。

第四に、公債の償還計画についてですが、国債総額の百分の一・六相当額とは六十年償還並びに書きかえ可能な建設公債を前提としたものであり、書きかえなしの十年償還の特例公債においては百分の一あるいはそれに近い償還財源措置が必要であります。いかがにお考へでしようか。また、多額な公債をはらんだ予算の執行に当たって剩余金を出して償還することも問題があり、国債整理基金に回す財源を充ててもさして効果があるとは思えません。とすると、特例公債償還のめどは実際的にはきわめてむずかしいということになりますか。健全財政への復帰はまさに崩れ落ちる危険がこの点からも出てまいりましよう。

最後に、税政策についてお伺いいたします。一

つは、本年度及び五十二年度も所得税減税は考へられないというのですが、消費支出の五十数%を占める個人消費支出の増大による景気浮揚への効果的配慮はなされず、今日の国民生活の実態への思いよりも欠けているのではないか。申しますが、去る二月下旬から三月十三日まで二十二日間をかけて大阪から東京まで徒步で減税大行進が行われ、参加人員は延べ十万人余、集会参加者は延べ二十五万人余、沿道署名者は百万人を超えた。一般労働者、中小零細企業者、主婦などが参加したのです。わが国ではもちろん、世界でも珍しいことと存じます。私は政治に身を置く者の一人として、所得減税への強い国民の期待をそこに感じ取るわけであります。その要求はきわめてつましく、一人三万円、総額一兆円であります。すでにわが党を中心とした野党三党は同趣旨の減税法案を提出しておるところであります。

○議長(河野謙三君) 福岡君、時間が経過いたしました。簡単に願います。

○福岡知之君(続) はい。
前向きの誠意のある態度を強く要請する次第です。なお、これに関連して景気対策の一環として行

われたアメリカにおける昨年度のキャッシュ・バック・システムの所得減税及び今年度の減税政策についてどのようにお考へでありますか。

二つ目は、租税特別措置法の抜本的改正を来年度に向けて行うことを大蔵大臣として表明を願いたいと思います。

時間が参りました。ことしはすでに自動車諸税、住民税も引き上げられようとしております。

今後付加価値税を初め新税の創設についてどのように考へておられるのか。また直接税と間接税の割合はどの程度が妥当と考えておられるのか。

わが党は今日の中央、地方を通じた財政の深刻化に藉口した安易な大衆課税の増徴には断じて反対することを表明し、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 福岡君にお答えをいたしました。

第一点は、社会的公正の確保と福祉の充実といふことが必要である、これに対する決意はいかんということです。社会的公正を確保して国民生活の安定と福祉の向上を図ることは、福

岡君御指摘のとおり、きわめて重要な課題でありますから、政府はこのために社会保障施策を始め、各般の施策は今までやってまいっておるわけでござりますが、今回は生涯福祉設計のただいま検討に入っているのもその趣旨によるものでござります。

今後とも一層の推進を図る所存でございます。

また、ロッキード問題の究明に対する決意の御質

問でございましたが、これだけの国民的な疑惑に包まれた事件の解明を図ることは、日本の政治に

対する不信を解消するためにもこれは絶対に必要である。これが私に課されておる責任であり、使命であると私は受けとめていますので、この目的を達成するために全力を傾ける所存でございました。

そこで、中途半端でこの使命と責任を放棄する考

えはございません。そういうことによつて、私の責

任を果たしたいと考えております。

わが党は今日の政府の態度でござります。

また、国会に設置される調査特別委員会は、党利党略とらわれず徹底して真相の解明をやらなければならぬということは、これは福岡君の言わわれるとおりでございまして、こういう問題を党利党略の具に供するということでは、こういう特別委員会を設置した目的には反するわけでござりますから、国会において党利党略を離れて真相の解明に当たつていただきたいと存じます。政

府としてもできるだけの協力をいたす所存でござります。

それからまた、この国政調査権について、国会法

とか、議会における証言法などの所要の法の改正を行なうべきではないかという御意見でございました

います。

また、特例公債についていろいろと抜本的な税制改革あるいは行財政改革などというものを積極的にこれを進めた上でやむを得ない処置としてであります。これはまだ國政調査権、いろいろと草々の間に御指摘のとおり、きわめて重要な課題であります。政府はこのために社会保障施策を始め、各般の施策は今までやってまいっておるわけでござりますが、これはまだ國政調査権、いろいろと草々の間に制定されたものでござりますので、いろいろと改良を加えるべき点もあると思いますが、これは国会において十分御検討を願いたいと思うわけでござります。

次に、独禁法の改正について、昨年の与野党で一致したのが後退しておるのはないかというお話をござります。衆議院において、与野党一致の独禁法の改正案が衆議院を通過したことは事実でござりますが、参議院においては御審議を願ういとまがなかつたわけでござります。そこで、このたび自民党においてもいろいろこの法案について検討を加えましたが、独占的状態に対する処置についてはいろいろの議論がございましたが、いま

また次には、両院の議長裁定について、政府高官名の公表を約束されたいというお話でございましたが、議長裁定は福岡君御承知のように、第四項の中に「国会の国政調査権の行使に当たつては、政府は、事態の推移をみて、刑事訴訟法の立法趣旨をも踏まえた上で事件の解明に最善の協力を行うものとする」と。こういう裁定がございましたので、政府としては国会の国政調査権に対しても、この趣旨に沿うて最善の努力をいたすといふことが今日の政府の態度でござります。

また、国会に設置される調査特別委員会は、党利党略とらわれず徹底して真相の解明をやらなければならぬということは、これは福岡君の言わわれるとおりでございまして、こういう問題を党利党略の具に供するということでは、こういう特

別委員会を設置した目的には反するわけでござりますから、国会において党利党略を離れて真相の解明に当たつていただきたいと存じます。政

府もまたそういう態度で臨む所存でござります。

それからまた、この国政調査権について、国会法とか、議会における証言法などの所要の法の改正を行なうべきではないかという御意見でございました

います。

また、特例公債の発行は、現下の経済情勢からいたしましてどうしてこれを発行して行財政上の目的であります。

が、これはまだ國政調査権、いろいろと草々の間に制定されたものでござりますが、これは

が、今後とも、御指摘のあったような税制あるいは行政各般にわたつて、いままでのような高度経済成長期のいろんな仕組みというものは見直していく努力はいたしていく所存でござります。

また、ロッキード問題の究明に対する決意の御質

問でございましたが、これだけの国民的な疑惑に包まれた事件の解明を図ることは、日本の政治に

対する不信を解消するためにもこれは絶対に必要である。これが私に課されておる責任であり、使命であると私は受けとめていますので、この目的を達成するために全力を傾ける所存でございました。

そこで、中途半端でこの使命と責任を放棄する考

えはございません。そういうことによつて、私の責

任を果たしたいと考えております。

わが党は今日の政府の態度でござります。

また、特例公債についていろいろと抜本的な税制改革あるいは行財政改革などというものを積極的にこれを進めた上でやむを得ない処置としてであります。これはまだ國政調査権、いろいろと草々の間に御指摘のとおり、きわめて重要な課題であります。政府はこのために社会保障施策を始め、各般の施策は今までやってまいっておるわけでござりますが、これはまだ國政調査権、いろいろと草々の間に制定されたものでござりますので、いろいろと改良を加えるべき点もあると思いますが、これは国会において十分御検討を願いたいと思うわけでござります。

次に、独禁法の改正について、昨年の与野党で一致したのが後退しておるのはないかというお話をござります。衆議院において、与野党一致の独禁法の改正案が衆議院を通過したことは事実でござりますが、参議院においては御審議を願ういとまがなかつたわけでござります。そこで、このたび自民党においてもいろいろこの法案について検討を加えましたが、独占的状態に対する処置についてはいろいろの議論がございましたが、いま

お答えをいたしました。(拍手)

○國務大臣(福田赳氏君登壇、拍手)

まず第一に、今後のわが国経済を展望しますと、資源、エネルギーなどのいろんな制約要件があることはよくわかる、し

かし、この労働力や総資本、技術などは一体どう

なつてゐるのかと、こういうお尋ねでございま

す。

労働力につきましては、労働力人口が、今後五

技術進歩につきましては、世界的に戰後三十年間非常な進歩である。そこで、これは飽和状態だと思いますが、いうふうに言ってもいいくらいかと思いますが、まだそこに立ちおくれている部面もありますので、その辺に鋭意努力いたしまして、その進歩發展にまあ努力いたしたい。とにかく我が国は資源小国になつておるわけでありますから、やっぱり技術に非常に力を入れる必要がある、そういうふうに思います。

それから第二に、五十年代前期経済計画についていろいろなお尋ねであります、十年間を展望しますと一〇%程度の成長だと、しかし、前期五六年におきましては一〇%強と言っているがその違ひは何だ、どういうふうに伺われておるわけであります。私は、これから先の経済を展望しますと、あんまり高い成長はこれはできない。つまり資源、エネルギー、土地あるいは水資源だ、また公害の問題、いろんな制約があります。しかし、あんまりまた低い成長はできない。つまり用問題といいうものがある。その調和などをどこへ持っていくかということです。それで、その調和の最もふさわしい点は今後十年間を展望するとしても六%程度、しかし、いま非常に不況であります。そうして企業の操業度が低い。その結果、過剰生産

力年間を展望しますと、一〇%弱は伸びると、こういふうに見ておるわけです。ただ労働時間の方はややこれは短くなる。彼此総合しますと相殺される要素が多いのであります。が、今後労働効率を向上するということで対処しなければならないと、かようになります。

それから融資本の方は、経済が発展する、それに従いましてこれは拡大される。しかし、私は今までの考え方では、今後はこれは生活関連投資、そちらの方へ重点を置くわけであります。また、個人消費も伸びるでありますよ。また、住宅も建設費も伸びるであります。そういうことを考えると、産業に回る投資の方は、これは減少せざるを得ない、そういうふうに考えます。

勵力がある、過剰設備がある。それは速やかに解消する必要がある。こういうふうに考えるのではありませんして、前期五カ年計画におきましては、十年間の平均よりはやや高目の成長を実現をする必要がある、こういうふうに考えたので、この違いが出てくる、こういうふうに御了解願います。

得対比一〇%程度は実現をいたしたい、こういうふうに考へ、またそれが実現できると、かようじ考えております。

また、わが国がノルウェーなどOECD諸国に比べると低成長に過ぎるじゃないか、こういうお話をございますが、ノルウェーは格別です。しかし、六%成長といいますと、これは先進諸国の中でも先端を行くグループあるいは最高であるかもしませぬ、そういうふうに考えておるんです。なるほど高度成長期に比べれば低い、低いけれども、国際社会におきましては最先端を行く成長率であ

る、かよううに御理解を願ひます。
なお、総括されまして、新経済計画におきましては、新時代への適応だと、そういうようなことで、出直し的な、歴史的改革段階と認識する必要があるのではないか、そういうことだと思いますが、まさにそのとおりなんです。いままでは高度成長というので、率直に言うと、非常に背伸びした姿の経済でございましたが、これからはこの内外の情勢の変化、それを踏まえてこれは厳しい態勢で臨まなければならぬ。そこで、成長率も從来は一〇%以上の成長です。それをとにかく六%程度に落とそうのですから、これは非常に

大きな変化であります。しかも、内容におきましては、これは量的拡大よりも質的充実へ、つまり成長よりも生活関連へと、生活重点へと、こういうふうに移行するわけであります。これは非常に大きな変化である。この変化に対応してこれを着実にやっていくためには、これは非常に努力を必要とする。そこで、この五ヵ年計画、またさらにはその先もそうでありましょうが、成長管理というか、あるいは需要管理といいますか、そういう現象をしていくという構えが必要であると、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君答、拍手〕

〔國務大臣大平正芳君登壇、...
務大臣（大平正芳君）第一の御

く続くというような状態は財政法の精神を根本からじゅうりんするものではないかという御質問でございます。残念ながら大変駭りの深い長期にわたる不況を受けまして、赤字財政から脱却するのに時間がかかっておりますことござりますので、しばらくこの状態が続きますことは大変残念に思いますけれども、政府といたしましては、五十年前には何としてもこの状態から脱却をしなければならぬと鋭意努力をいたしたいと決心をいたしておりますところでございますので、今後とも御協力を願いたいと思います。

第二は、公債とインフレとの関係でございます。仰せのように、多額の国債の発行がインフレを招きやすい傾向を持ちますことは御指摘のとお

りでございます。そこで、私どもいたしましては、まずそれに対する歯止めいたしまして、なるべく公債の発行額を押え込むということに財政運営上気をつけなければならぬことは当然でござります。同時に、発行いたしました公債につきましては、市中消化の原則をあくまでも厳格に守つてしまりたいと考えております。その場合の市場の整備あるいは条件の改善あるいは発行方法の工夫等は仰せのようにいろいろ考えてまいらなければ

ならぬと思つております。さらに、過剰流動性を防ぐ意味におきましても、中央銀行の適正通貨の供給につきましての信用政策は厳正に行われることを期待しなければならぬと考えております。

第三に、公債依存率をどの程度に考えておるかということをございます。四十一年度に財政制度審議会から御答申がございましたように、まず五%程度の公債依存率が常識的でないかという御指摘がございまして、政府もまたそういうことを目標にいたしまして努力すべきであるという考え方を国会を通じて表明いたしておるわけでございまして、私どももいたしましても、実権におきましても、そういった道標を見詣めながら年々歳々の財政運営の努力を傾注してまいりたいと考えております。

第四に、金利の自由化と金融機関の合理化についてどう考へておるかということござります。これは金融政策の基本にかかわる問題でございまして、福岡議員のおっしゃるようだ、こういう基本の方向に即して金融政策を考えてまいらなければならぬことは政府としても当然と考えております。

それから 減税政策を精力的に進めなければならぬではないかという御指摘でございます。政治的の要諦は、申すまでもなく減税にあることは全く同感でござります。幸いにいたしまして、わが国は先進諸国に比べましていま租税負担率は比較的低位にあるわけでござります。先進諸国が三〇%もないし四〇%程度の水準にあります。わが国は二〇%前後、中央、地方を通じてその程度の負担率にとどまっておりますことはまだ幸いだと思つておるわけでございますが、今後経済力の着実な充実の度合い、政府各機関の合理的な運営、また対国民に対するサービス等を勘案しながら、究極の道標として減税を極力推進する方向に財政政策は運営されねばならぬことは仰せのとおりでございまして、そういう方向に銳意努力してまいります。

租税特別措置の整理について今後どうするかと
いうことでござります。ことしは法人についての
特別措置を中心に相当大幅な特別措置の整理をや
らしていただいたわけでございます。毎年この措
置が既得権化することのないよう、慢性化する
ことのないように、年々歳々見直してまいること
は当然の責任でござりますので、今後も鋭意見直
しを続けてまいりつもりでございます。

今後の租税政策は大まかに言ってどういう方向
をとるのか、直・間の比率をどう考えるかという
御質問でございます。直接税、間接税、いまほほ
七割は直接税、間接税はほぼ三割に満たないアメ
リカ型の租税体系をわが国はとつておるわけでござ
ります。で、これについてはいろいろな批判が
あるわけでございます。また特例債財政からの脱
却から、将来租税政策について見直さなければな
らぬ時期に来ておるわけでございまして、仰せの
ように、今後どういう税目について見直しを行な
べきかということは、税制調査会等で真剣に御勉
強いただきなければならぬわけでございますけれ
ども、いまどういう税日をどの程度、どのようにあ
んばいしてまいるかというようなことにつきまして
て、国会でいま具体的に御答弁を申し上げるまで
に熟した考え方を政府はまだ持っていないわけでござ
いまして、いずれ国会に御報告ができる段階にな
りましたならば御報告を申し上げることでお許し
をいただきたいと思います。

アメリカの政策についてどう思うか。アメリカ
は減税政策を実行したが日本は減税政策をとらない
かったことに対するごんなんであるうと思うのでござ
りますが、各國はそれぞれ客観的条件を要
にいたしておるわけでございまして、アメリカは
減税政策を行いましたけれども、思い切って、一
方、歳出は削減をいたしておるわけでございま
す。わが国の場合は、中央、地方を通じまして行
財政水準は維持すると、しかし、ことは財政不
如意でござりますので減税はしばらく見合わして
いただく、というようなことを考えたことは、決し

て許されないことではなかろうと私は判断いたしておられます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 矢追秀彦君。

〔矢追秀彦君登壇、拍手〕

○矢追秀彦君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案について、總理並びに関係閣僚に対し、若干の質疑をいたすものであります。

私は初めて、昨五十年度に引き続き巨額の赤字国債の発行を余儀なくされたのは、深刻な不況を長引かせた政府の財政、經濟、金融政策の失敗によるものであり、その元凶はG.N.P.至上主義と大企業優先に徹した高度経済成長政策にあつたことは明白白々たる事実であり、その結果、国民はイソフレ、不況、失業という大きな苦しみを背負わなければならなかつたのであります。このように国民生活を圧迫した政治責任は当然問われなければなりません。

さらに、ロッキード事件という、長期保守党政権の持つ体質とも言うべき構造汚職が国民の前に明らかにされたのであります。このロッキード事件の真相究明こそ、政治の信頼を取り戻し、自由と民主主義を守るために最も必要なことであります。しかるに、政府、ことに三木總理は、真相究明を口にしながらも、現実にはいまだわゆる灰色の高官名の発表すらもちゅうちょし、司法権の独立、捜査の妨害あるいは日米取り決めを盾に、事実を覆い隠そうとしているのであります。これでは長年の保守党政治が行ってきた構造汚職にもメスを入れることはできず、このままでは国民の望む政治刷新、政治転換も行わないのであります。したがつて、この強い国民の要求にこたえられない三木總理は早期に総辞職、解散を行い、国民に信を問うべきであります。總理の所信をお伺いしたい。(拍手)

次に、本論に入り、質問の第一は償還計画についてであります。五十年度赤字国債発行の際、先

国会において政府からは一応償還計画表並びに補足説明書が提示されました。しかし、これらの説明では、赤字国債については借りかえを行わないことと、財政法第六条の繰り入れについては剩余金の全額を繰り入れること、そして予算繰り入れについては赤字財政脱却後に行うことを明らかにした程度であり、国民の納得のいくものではありません。さらに、本年二月六日、政府は財政収支試算と称する五十五年度までの中期財政計画を発表しました。これによりますと、赤字財政を五十四年度までに脱却するとすれば、五十年度より五十二年度において二四%台という税収の伸びが必要である。また、それより一年早く脱却するとなれば、税収の伸びはさらに高い二六%台にしなければだめであるという、言うなれば国民に対するおどし以外の何物でもない財源計画であります。税収の伸びを何によつて実現しようというのか。それを示さないで財政計画などと言えるはずがありません。このような無責任な態度をわれわれは許すわけにはまいりません。

しかも、五十年度発行の二兆二千九百億円の赤字国債は十年後の六十年度に、今回の三兆七千五百億円は六十一年度に、間違いなく償還期限が到来いたします。さらに、五十四年度まで赤字国債の発行が続けられるとすれば、引き続いて六十年度まで巨額に上る償還財源を積み立てるか、単年度予算で繰り入れるかの羽目に追い込まれ、将来的日本財政の重石となるのであります。また、赤字国債発行下においては償還財源となるべき決算上の剩余金は生じようはずはありません。また、定率繰り入れは建設国債の償還期限六十年を前提とするものであり、赤字国債償還の財源としては不十分であります。さらに、経済審議会から出された五十年代前期経済計画の「公債政策のあり方」によりますと、「計画期間中にできるだけ早く特例公債に依存しない状態に復帰するものとする」と述べられているのみで、ここにも償還財源の調達については不明確であります。さらに実質

取を図るとともに、経済情勢の推移に応じ、今後
の財政支出を安定的に賄う新規財源について検討
を進める」とあるのを見ても、新税の導入、特に
付加価値税の導入なしには不可能だと思われるが
得ないのであります。政府の真意はどうかを明確に
確にされたいのであります。

さらに、国民の強い希望であり、わが党がしげ
しば主張しております不公平税制の改革についても
であります。改めて抜本的、具体的な方途をこ
の際はつきりと示していただきたい。

質問の第四は、マネーサプライによる過剰流動
性についてであります。政府は、これまでデフレ
ギャップが大きい状況のもとでは国債の発行はイ
ンフレをもたらすことにはならない、むしろ景気
の浮揚に役立つとの立場をとつてまいりました。
しかし、国債の大量発行の影響が表面化するのは
これからであります。景気回復の進行とともに、
民間の資金需要は徐々に拡大し、その結果、再び
金融引き締めを予測する報道も一部に見られま
す。加えて地方公共団体の巨額の地方債引き受け
のため、地方銀行の企業への貸し出し余力は縮減
されつつあります。これに加えて、大量の国債を
発行し続けると、当然のことながら中小企業を中
心としたクラウディングアウトが発生することと
なりますが、これを回避しようとなれば、金融を
引き締めるべきとき日に銀信用の拡大を通じて金
融を緩和しなければならず、これは直ちに過剰流
動性の状況につながることとなります。五十一年
三月末の通貨供給量M₂は前年同月比で一五・七%
の増加を示し、前年度末の一三・三%増に比べる
と著しい増加ぶりを示しております。政府はしげば
しげ過剰流動性は起らぬないと明言しております
が、現在すでに株式や債券の異常買いを始めとす
る投機的流通行為が起こり始めております。かつ
て土地投機を始めとする投機的流通行為によるイ
ンフレが起ったのも、そのもとはマネーサプライ
を軽視した結果であります。この投機的流通行
行為を起させないための環境づくりを政府はどうす

るのか、お答えいただきたい。
さらに、今後の景気回復の過程における金融のあり方、国債の市中消化、そしてマネーパブライドとクラウディングアウトの問題など複雑な状況の存在の中できめ細かい経済運営を行い、インフレを抑え、不況の克服を図らなければなりませんが、政府の具体的な対策を伺いたい。
最後に、年度当初から赤字国債発行の特例法案が提案されたのは今回が初めてであります。この法案は運用いかんでは五十一年度の歳入補てん公債発行の根拠法となる規定の仕方をしており、今後補正予算の提出が必要な場合、予算で赤字公債発行額を増額さえすれば足りる仕組みをとっておられます。こうした財政民主主義に反するやり方は許されないのであります。この特例法は当初予算計上赤字国債三兆七千五百億円についての法案であって、これを増額する場合は別に法律を提出することを約束するかどうか、大臣の見解を伺つて私の質問を終わります。(拍手)
○國務大臣(三木武夫君) 矢追君にお答えをいたします。
矢追君は、このような巨額な特例公債を発行したのは不況が長く続いた結果である、これは政府の財政、経済、金融政策の誤りではないかといふ御指摘でございましたが、矢追君も御承知のように、三木内閣が発足いたしましたときは、狂乱物価と言われる異常な物価高の中に出发をいたしたわけでございますから、まず物価を鎮静するといふことが最大の政策目標であったわけでござります。その結果、物価に対する政府の公約はことごとくこれを履行してまいったわけでございます。
しかし、その結果、総需要抑制政策をとらざるを得なくなつたわけでございまして、不況が伴つたことは事実でございますが、物価の鎮静という最大の国民の要望に沿つて、物価の鎮静の情勢といふものが明らかになつてきました。これを踏まえて不況対策に乗り出したわけでございまして、今年度

の予算の中にも、住宅とか公共事業、あるいはまた輸出の拡大のために輸出金融の拡大等をいたしまして、すべての経済指標というものは上向いてまいつておるわけで、景気は着実に回復の基調の上に乗つてまいつたわけでございまして、こういふインフレと不況とが共存するというかつてない困難な経済情勢の中で、政府は大筋において政府の経済政策は誤つてはいなかつたと考えておる次第でございます。

次にまた、ロッキード問題の真相究明は政治の信頼を取り戻す道である、いわゆる灰色高官名も公表せよといふお話をございました。私も矢追君と同じように、ロッキード問題の真相を明らかにすることが政治の信用を回復する道であるという考え方でございますが、ロッキード問題に対してもだ検査も終了していない時期に、いわゆる灰色高官をどうするとかこうするとか申しますことは、いま検査の途中で、検査活動に対しても悪影響を与えることは矢追君も御理解が願えると思うのでございます。したがつて、国政調査に対しては刑事訴訟法その他の法令によるできる限りの協力をいたしてまいりこと以上に申し上げることは適当でないと思うわけでござります。

また、ロッキード問題の真相を解明できなかつたような場合はこれは責任をとらなければならぬい、總辞職、解散といふようなお話がございましたが、これは私は全力を傾けてロッキード問題の真相を解明したいということをございまして、それ以外に總辞職する考えもございませんし、解散はいつかやらなければなりませんけれども、具体的にいつやるということはいま考えておらないわけでございます。とにかく、真相を解明するということに全力を尽くすことが今日私に課されておる責任である、こう考えておる次第でござります。(拍手)

ましましては、満期までに全額現金償還することといたしまして、借りかえを行わない方針で臨んでおります。このための財源といたしまして、御案内のように百分の一・六の定率繰り入れ、それから特例公債の償還までの間は剩余金全額の繰り入れ、それから必要に応じて予算の繰り入れを行なうことによりまして、特例公債の償還に支障のない配慮をいたしております。それから、これらの財源につきまして、それぞれ具体的にどのくらいの額となるかということにつきまして、現段階で確たる見通しを言えといふことでございまして、そのときの財政状況がどうなつたる見通しを行なうことは、残念ながら現段階で政府といたしまして、それにつきまして、今後十年以上のものを、長期間にわたる見通しを行なうことは、残念ながら大変困難でございます。また、予算繰り入れにつきましては、その他の財源の状況を考慮しながら、かつ財政収支の状況を勘案しながら必要に応じてやつてまいる考え方でございまして、現段階でいつどのくらいの額の予算繰り入れができるかと、これを具体的に申し上げることは、残念ながら大変困難でございます。政府としては、特例公債の償還を支障なく行なうために、まず特例公債の発行を最小限度にとどめて、できるだけ早くそれからの脱却を図るということに全力を傾注してまいる所存でございます。

御質問の趣旨が、特例公債の償還の裏づけとなる税の増収につきまして、自然増収か増税か、仮に増税だとすれば、その具体的な税目、その実施の時期を示せといふことでございますが、そういうことであるとすれば、今後税の自然増収がどの程度見込めるか、今後の経済情勢の推移いかんにかかるものでございまして、仮に自然増収のみでは所要の税収を賄えない場合でも、増税なしし新税の導入を図るべきか否かにつきましては、そのときの経済情勢、財政事情等を総合的に勘案して判断しなければならないことは矢追さんも御承知のとおりでござります。現段階で政府といたしましたところでは御質問のような具体的な増税計画を持ってゐるわけではありませんで、いずれ国民の負担に重大な影響がある問題でございますので、今後税制調査会を初め各方面の慎重な御検討をお願いしたいものと考えております。

次に、国債整理基金の歳入となる巨額の運用取入を生む元金はどこにあるか不明で、財政民主主義の立場からも困るではないか、この点について公表することができるのかという意味の御質問でございまして、国債整理基金の運用取入は主として公債の減額のための積立金から生まれるものでござりますけれども、いまの状況では特に金融政策の基調を転換しなければならない状況であると警戒心を解いているわけではなくて、今後の金融状況を十分ウォッチしながら十分注意しなければなりませんけれども、いまの状況では特に金融政策の基調を転換しなければならない状況であるとは判断していないわけでございます。

それから第二に、公債の市中消化の点でございまして、福間先生にもお答え申し上げましたが、これは福間先生にもお答え申し上げましたとおり、インフレを招来しないために厳格に

条件の改善、それからいろいろ発行方法の工夫等を通じまして、今後十分配慮してまいらなければなりませんが、とりわけ過剰流動性との関連においては、市中の金融の状況を勘案しながら月々の通次繰越額でございまして、これは予算書に計上しておりません。しかし、この点につきましては、別途決算書類において明らかになるものでございます。

なお、御質問の趣旨でございますする国債整理基金の資金残高等につきましては、参議院予算委員会に対しましてその要求により資料を提出いたしましたところでござります。

それから、過剰流動性の問題についての御質疑がございました。現在、過剰流動性が発生しつつあるのではないかという懸念が確かにあることは事実でございますが、私どもの見るところ、現在は一応大丈夫であろうと見ておるわけでございます。したがって、当面金融政策についてさらに引き締めに転ずるとかいう必要を認めていないわけでございます。しかし、これは私どもがいま全然警戒心を解いているわけではなくて、今後の金融状況を十分ウォッチしながら十分注意しなければなりませんけれども、いまの状況では特に金融政策の基調を転換しなければならない状況であるとお許しをいただいて御答弁申し上げたいと思います。

それは日銀政策委員会とか、金利調整審議会等が團體的でございまして、国民各層、とりわけ労働者、国民各層の意見を十分吸収することができているかどうかということに対して疑問が投げられたわけでございます。私どもの見るところ、日本銀行政策委員会も金利調整審議会も、その構成につきまして、金融界、商工界、農業界、あるいは産業界、金利調整審議会は学者あるいは労働代表等相当広範にわたって委員を委嘱いたしており

まして、国民各層の立場に立ちまして、国民経済的な立場に立って公正な判断ができるような仕組みになつておりますし、さような方向で機能いたしておるものと判断いたしておりますので、御懸念のようなことはないものと考えております。

(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) お答えします。

五十年代の前期経済計画では五十五年度までの財政の姿をどう想定しているか、果たして健全にいくかといふ尋ねでござりますが、私はその点はまあ大変私自身も心配はしているんです。しばしば申し上げておきますように、石油ショックであればどの衝撃を受けた日本経済、日本社会でございますが、大体五十一年度中には、インフレにおきましてもあるいは不況におきましても大体の粗こなしができる、さように考えておるわけであります。しかし、あれだけの大ショックでありますので後遺症が残るんです。その後遺症の最大のものが財政です。いまとにかく七兆円という公債、これはまあ異例のことでござりますが、私はことこのこの公債、そういう多額のものであります。それには心配はいたしておりませんけれども、これが長期にわたるということになりますが、それは心配はいたしておりませんけれども、これが長期にわたるということになりますと、これはいわゆる財政インフレ、そういう事態になりかねない。そこでどうしても最小限、この赤字公債、これを早く断ち切らなきゃならぬ。

そこだから財政を展望してみますと、経

濟の成長率が落ちてくる、それに伴いまして自然増収の伸び率が従来のようなわけにはまいりません。他面におきまして、この新しい十年間を展望しますと、国の施策の重点も生活関連という方向へ指向しなきやならぬ。そのためには社会保障費

が必要。あるいは生活関連投資が要る。こういうようなことを考えますときに、財政の需要、支出、歳出の需要というものが、これがかなり要請されるという立場にあるわけです。そういう状態で、なかなかこの赤字公債解消問題はむづかしい問題ではござりますけれども、これを長く放置することはできない。そこでこの前期五ヵ年計画におきましては、五十二年度、五十三年度は、これはもうやむを得ない。赤字公債は繰り越せる得ない。しかし、五十四年度、遅くも五十五年度に

おきましてはこの赤字公債を全部なくすることにいたしたい、かように考えておるのであります。

○議長(河野謙三君) 答弁の補足があります。大

きに期待しなけりやならぬかということが見通し得る段階になりましたならば具体的施設を考えたい、こういうふうに考えておるわけでありまして、したがいまして、もとよりいわゆる付加価値税の導入をいま予断しているというようなことは絶対ありませんから、その点は御安心願いたいと思います。(拍手)

○議長(河野謙三君) 答弁の補足があります。大

きに期待しなけりやならぬかということが見通し得る段階になりましたならば具体的施設を考えたい、こういうふうに考えておるわけでありまして、したがいまして、もとよりいわゆる付加価値

税の導入をいま予断しているというようなことは絶対ありませんから、その点は御安心願いたいと思

います。(拍手)

○議長(河野謙三君) 加藤進君登壇、拍手

○國務大臣(大平正芳君) 加藤議員の御質疑の中

で、特別債の発行額は、いま御提案申し上げてい

る法律では、予算の定める金額の範囲内で発行で

きるというようにお願いいたしておるわけでござ

りますけれども、法律の中で金額を記載して法定

すべきでないかという御趣旨の御質問だったと思

います。この点につきましては、衆議院の大蔵委

員会におきましても問題が提起されたわけでござ

ります。それで政府部内でいろいろ議論を重ねた

ところだございますが、法理論といたしまして

ると思うのです。もし自然増収での三%の負担

率上昇をカバーできないという際におきましては、これは増税を考えなきやならぬということに

なるわけでありますが、まあその具体的な増税への負担割合というようなことがどうなるか、いま

く論議されておる段階でござりまするので、私が

ら、年度の途中におきまして一たん予算に定められた金額以内での発行ではなお不足して追加発行

をお認め願わなければならぬような事態は避けたる決意で緊張した財政運営に当たるつもりでござります。

政府といたしましては、さような精神で、決意で財政運営に当たるということをあわせて御披露申し上げまして御了解を得たいと存じます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 加藤進君登壇、拍手

○加藤進君 私は、日本共産党を代表して総理並びに関係大臣に質問いたします。

わが国の国民は、かつて戦時中の赤字国債の乱発を原因とする悪性インフレに塗炭の苦しみを味わい、その後も引き続いて異常な物価上昇に苦しんでいることは事実の示すとおりであります。と

ころが政府は、この法案によつて三兆七千五百億円という巨額の赤字国債を昨年に引き続いて発行し、さらに、大蔵省発表の財政収支試算がおくめ

んもなく示しているようだ、五十三年度もしくは

官報(号外)

五十四年度までこの赤字国債を発行する意図を示しているあります。大蔵大臣は、赤字国債の発行は「異例な措置である」と繰り返し説明しています。不況期などの緊急な際の例外措置として赤字国債の発行があり得るということを認め、財政学者もないわけではありません。しかし、政府が本年度は当初予算から赤字国債の発行を組み込み、さらに五十三—五十四年度まで引き続いだ発行を予定していることは、すでに不況を克服し、好況もしくは通常の経済状態に回復してもなお赤字国債を発行することを意味しているものであり、不況時の緊急避難的性格のものとはどうぞい言うことはできません。大蔵大臣は、このような措置が赤字公債の発行を原則的には認めていたが御答弁を求めます。

また、本法案第一条には「租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し」と規定し、五十年度の特別法とは異なり、赤字国債発行の目的を財源確保に一般化しております。これは赤字国債発行の恒常化に法的にも道を開くものではありませんか。大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

政府のとっている以上のような態度は、結局、政府・与党の多数による国会の議決さえあれば、緊急避難的な性格のものでなくとも、赤字国債の恒常的な、制度的な発行ができるということを意味しているものであります。このような態度が財

政法の第四条と根本的に対立することは明白であります。総理は財政法第四条に誠実に従う意思を持つておられるのか、また、今後赤字国債の発行を特例法によらずに行うために財政法に手を加えることまで考えておられるのであるか、明確な御答弁を求めます。

財政節度を失ったこのよき政府の政策によって、国債の累積残高は今年度末には二十二兆六千億円、五十五年度末には実に五一兆円以上、GNPの一八%にもなると予想されています。このことは、GNPに占める国債残高の比重がイギリスの四五%、アメリカの二八%に次ぐものとなり、現在これらの国が陥っている不況のインフレと経済成長の停滞という事態にわが国経済が急速に接近することを意味するものであり、重大な事態と言わざるを得ません。

政府は、公債発行とインフレの歯どめは財政と経済のバランスにあると主張しています。長期にわたって累積する公債の発行とインフレの歯どめを毎年度の経済バランスでつけるということがで起きるとするこの主張は、まさに欺瞞と言わざるを得ません。政府はGNP比、国債残高など適切な指標を設けて歯どめを行うべきであると思うがどうか。

また、現在、政府の公債増発政策を重大な原因として、不況下にもかかわらず通貨供給量が急増し、いわゆる過剰流動性が問題となり、物価も一段と上昇しつつある気配を示しております。こ

のような事態のもとで今年度も国債を大量に発行するならば、景気回復とともにインフレの高進を避けられないものとすることは明白であります。政府はインフレ阻止のために少なくとも赤字公債の発行をやめ、また通貨供給量に適切な指標を設けて、通貨の増発を規制する措置をとるべきだと答弁を求めます。

ささらに重大なことは、このような公債の累積とともに、金利支払いなどのための国債費が急増することです。財政収支計算によれば、国債費は昭和五十年度の一兆一千億円から五十五年度の四兆四千億と四倍となり、財政支出に占めるその割合は五%から一〇%以上に倍加することとなっています。この国債費こそ、大銀行、大資産家などにねれ手にアワの莫大な不労所得を保障し、国民には重税を強要するまさに不公平きわまりないものではありませんか。また、財政収支計算は、今後の生活関連施設などの公共投資や社会保障費は伸び率がこれまでよりも大幅に落とされ、農漁業や中小企業対策費、文教対策費なども大幅に圧縮されると見込まれていますが、その重要な原因是、この国債費の急増にあると思うがどうでしょうか。特に、政府が今後大増税や社会保険料の引き上げなどによって、今後、名目GNPの三%、すなわち一世帯当たり二十一万四千円もの負担増という大収奪を見込んでいるということは絶対に許すことはできません。政府は国民の反対に押されて、五十二年度には付加価値税導入を行わないなどと述べていますが、このような

最悪の大衆課税は五十二年度以降も絶対に導入すべきでないと思うがどうか。総理の答弁を求めます。

わが党は、今回の財政危機を開拓するために軍事費、対外進出費などの不要不急の歳出を削減し、歳入確保のために大企業、大資産家に対する特権的減免税制度を徹底的に改廃することなど財政、税制、金融の根本的転換を繰り返し主張していました。この道以外には亡國債と言うべき赤字国債の発行を取りやめ、真に国民生活を守る道はないと確信するからであります。ところが、政府が今年度税制改正で行ったものは、租税特別措置法の二百余項目のうちわずかに十一項目を廃止したにすぎず、利子・配当の分離選択課税や支払い配当の軽課税措置などを初め、退職給与引当金や貸し倒れ引当金など、大企業、大資産家への減免税額の特に大きなものには全く手を触れていないあります。それのみか、会社臨時特別税を廃止する一方、国民には所得税の実質増税や自動車諸税の引き上げなど大きな負担増を強いているのであります。これはまさに欺瞞的の改廃措置であり、財政危機の打開を国民生活の犠牲によって乗り切ろうとする態度だと断ぜざるを得ません。総理は、大企業、大資産家優遇の特権的減免税制度の徹底的な改廃など、財政、税制政策を根本的に転換して、赤字公債の発行を防ぎ、今日の危機を国民の要求に沿う方向で打開すべきで

あります。総理並びに大臣の明確な答弁を求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 加藤君にお答えをいたします。

総理は財政法第四条の規定を守り抜いていくのかと、財政法自体に手を加えるような考え方であるのではないかという御質問でございましたが、財政法の建設公債の発行を財政運営の基本的な原則としていくという考え方方に変わりはありません。財政法そのものに手をつける考えは持つおりません。

また、付加価値税を五十二年度以降も導入をやめらるというお話をございます。まあ財政運営を考えますと、何らかの税負担の増加について国民の御理解を得なければならぬ場面もあると考えられます。新税の創設といふものは国民生活にも重

大な影響がござりますので、税制調査会を初め各方面の意見を十分参考にしながら慎重な検討をしてまいりたいという考え方でございます。

また加藤君は、国債の発行といふものは大銀行

や大資本家に公債の利子を保障して国民には非常な負担をかけるものではないかというような御指摘がございましたが、公債発行によって得たその資金といふものは、社会資本の充実等国民生活に必要な支出に向けられて、低所得者のいろんな施策にもこれが向けられるわけでございますから、

したがって、利子の支払いの点だけをとらえて、國債発行が財政の持つ所得配分の機能を失うという加藤君の説には同意することはできません。

また加藤君は、租税特別措置法の改正というものが不徹底である、こういうことでは財政危機

に対応できぬではないかというお話でございます。租税特別措置については、昭和五十年度の税制改革において行われた土地譲渡所得に対する課

税の特例、利子・配当所得に対する課税の特例にして改善合理化が本年の一月から実施されているほか、五十一年度の税制改革に当たっても租税特別措置については全面的な見直しを行い、企業関係の税制を中心として大幅な整理統合を行ったわけでございます。これで十分だと考えておるわけではありません。このように減速経済になりました状況に

おきまして、GNPの伸び率をさらに超えた、公共投資、振替支出等の伸び率が落ちたのではない

かとござりますが、さように私は考

えません。このように減速経済になりました状況に

おきまして、GNPの伸び率をさらに超えた、公共投資において平均一五・五%、振替支出におきま

して平均一七%の増率を、伸び率を確保し、それ

を財政的に賄うためにはこのような工夫が必要ると

いうようなことで財政收支の試算を出しましたことは加藤さんも御承知のとおりでございまして、私どもこの経済計画を何とか財政的に裏づけしたい

いということのためにいろいろな工夫を、公債の発行も含めまして工夫をいたしておるわけですが

いまして、公債を発行しておるがゆえにこういう

ことと財政法との関係でござりますけれども、財政法上特例債が認められていないことは御指摘

のとおりでございます。したがって、こういうことは異例中の異例でございますので、できるだけ

早くこの特例債財政から脱却の方途を考えることを財政運営の基本にいたす決意で真剣に対処いたしておりますことを御理解いただきたいと思うの

であります。

第二の問題は、公債費がかように急増いたすために、五十年代の後期の経済計画に乗りました公

共投資、振替支出等の伸び率が落ちたのではない

かとござりますが、さように私は考

えません。このように減速経済になりました状況に

おきまして、GNPの伸び率をさらに超えた、公共

投資において平均一五・五%、振替支出におきま

して平均一七%の増率を、伸び率を確保し、それ

を財政的に賄うためにはこのような工夫が必要ると

いうようなことで財政收支の試算を出しましたことは加藤さんも御承知のとおりでございまして、私どもこの経済計画を何とか財政的に裏づけしたい

いということのためにいろいろな工夫を、公債の発行も含めまして工夫をいたしておるわけですが

いまして、公債を発行しておるがゆえにこういう

ことと財政法との関係でござりますけれども、財政法上特例債が認められていないことは御指摘

のとおりでございます。したがって、こういうことは異例中の異例でございますので、できるだけ

インフレの危険を感じます。しかしながら、政府におきましてはいわゆる赤字公債、これをもう二、三年くらいの時点で打ち切りというふうにしたいという努力をいたしますので、その間経済、財政のバランスが調和をとれ、また発行され

ましたこの公債につきまして市中消化が完全に行われるということになりますれば、これはもうインフレの危険はない、そのようにまたいたしたい

と考えております。

それから、公債は長期にわたって累積するものであるから、公債残高などについて適切な歴史的指標が要るんじやないか、こういう御指摘でござります。確かに一つのお考へではございませんが、しかしやっぱり、まあ申し上げましたよう

に、この公債を出すその財政下における経済全体、特に経済全体の中における財政の節度といふものが、これが完全にとられておるという限りにおきましてこれがインフレ問題を巻き起こす危険

はないので、やっぱり節度ある経済、財政の運営、それから市中消化原則、これを、指標という

数字じゃなくて、考え方の基本として進めていく

という考え方をとりたいのであります。

それから第三に、現在過剰流動性が問題になつておるが、通貨供給量に対する適切な指標を設け

たらどうか、こういうお話でござります。確かにそういう議論はあるのです。何か一定のマネーサ

プライの比率を設定いたしまして、そこで経済活

動、財政活動を抑え込んでいくと、こういう考え方

方でございますが、これは余りに私は本末転倒だらうと思うのです。つまり経済活動、財政活動、その結果がこのマネーサプライということになると、それが非常に大きな変化を示すというようになりますと、これは財政活動あるいは経済活動においていろいろ調整しなければならぬと、こういう問題が起つてくるわけであります。どうも金を供給をとめちゃう、その中で経済活動を、財政活動を規制するという考え方の方は逆な考え方じやないかと、私はそういう考え方を持つておるわけであります。しかし、そのマネーサプライ、これがどういうふうに動いていくかと申しますと、それは注目していかなければなりません。(拍手)

○議長(河野謙三君) 栗林卓司君。
〔栗林卓司君登壇、拍手〕
○栗林卓司君 私は、民社党を代表して、たゞいま議題となりました昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案について、總理並びに關係大臣にお尋ねをいたします。
聞くところによりますと、今年度予算に含まれる建設公債は、四月に五千億円、五月に一兆二千億円、六、七、八の三ヶ月に各月六千億円として一兆八千億円、したがって、八月末までに総額三兆五千億円余りをすべて発行し終わる予定だそう

であります。したがって、九月以降の公債発行は、ただいま議題となつております特例公債が対象になるものと思われます。ところで、総額三兆七千五百億円を九月から来年三月までの七ヵ月間に発行することが可能なであります。ところで、総額三兆平均にならせば五千億円強であります。過去の例に照らして、それ自体異常に多いという金額ではあります。しかし、今年度の場合、国債と並行して地方債も巨額な発行が予定されております。不況のどん底にあつた過去一年と違つて、いまは生産販売活動に回復の兆しがあります。年度後半には民間の資金需要も増加するであります。しかし、それを期待するのが政府の立場のはずであります。

また政府は、昨年の預金金利引き下げ以来、長期貸出金利を含めて金利水準引き下げの政治的義務を負つてゐるはずであります。したがつて、政府が発行する国債は少なくも公社債市場の利回り上昇を伴うものであつてはなりません。予算に計上したから、したがつて政府の御用金なのだからといって、はたの迷惑も顧みず押し切るわけにはいかないはずであります。

以上の観点に立つて考えた場合、三兆七千五百億円の特例公債の発行は果たして可能なのか。また、その判断の前提として、金融の面から見た年度後半の経済情勢について、また、公債発行に当たつて配慮すべき諸条件について大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

そこで、いま議題となる特例公債が対象になるはずであります。大蔵大臣の御見解を伺いたいと思います。

さて、問題はその次であります。特例公債三兆年度に比べて著しく縮小される見通しはいまのところありません。政府の試算でも、その額は今度同様に三兆円を超えております。一方、民間の資金需要は今年度に比べて増大するであります。もう少し景気対策上のゆるしい問題であります。

また、政府が物価抑制の態度を貫こうとするなら、赤字に苦しむ企業の貸出金利の引き下げを求める声は、強まるとはあっても弱まるとはないであります。同時にまた、物価への影響を考えると、今までにじりじりと上昇を続けてゐるマネーサプライの動向について、将来とも目を覆つてゐることが許されるのであります。この意味で、政府が来年度に予想している特例公債についても、その消化の見通しについてお尋ねをしなければなりません。

以上要するに、公債の発行予定額とは、あくまでも発行を許される限度額という意味であり、努力目標であるにすぎません。そして、年度を通じてどのぐらいの公債を発行し得たかは年度末の結果を見て初めて判明する筋合のものであります。公債の発行可能額を決定するものは、政府でも国会でもありません。そのときどきの金融市場の状況であり、また、物価の動向を含む経済情勢であります。しかも、その的確な予測が困難である以上、公債を抱いた財政とは本来

不確かなものであります。それにもかかわらず、政府が今年度予算を確定したものとして執行したといふ言われるのなら、次に述べる三つの方法のうちいすれかを選択しなければなりません。

その第一は、民間の迷惑をも顧みず、物価への悪影響も度外視して、御用金として公債を押しつける方法であります。

第二には、年度内増税の道であります。

第三には、予算が成立した後でも常に歳出の必要性、妥当性について見直しを行い、むだを排除して歳出の圧縮を図り、財政金融政策のフリー・ハンドの余地を大きくするやり方であります。

政府はそのいずれを選択されますか。もちろん、第一に選ぶべき道は、歳出の削減、合理化であり、行政の改革でなければなりません。財政の危機に直面した今日、行政改革の問題は单にお題目として唱えているだけでは済まされません。予算が国会で成立しても、またこの特例法が成立したとしても、予算の全額が使えるかどうかわからぬと覺悟すべき事態なのであります。そして、もし政府にこの認識がないとしたら、そのような政府にわれわれは特例公債を発行する権限を与えるわけにはいきません。総理の見解をお尋ねいたします。

次に、特例公債からの脱却の見通しについてお伺いをします。公債の引き受けが今日のように市中金融機関が中心である場合、結果としてマネーサプライを増加させ、インフレの有力な原因とな

ることはいまさら申し上げるまでもありません。すでに今日、御用物価は警戒すべき上昇傾向をたどっております。加えて、現在の景気を支えている輸出は、反面で外貨の流入を増加させつつあります。したがって、物価対策の面から考へると、金融引き締めへのひそかな配慮が必要になつてきただと言わなければなりません。国民の福祉を考えた場合、物価の安定はいまなお最重要課題であります。したがってわれわれは特例公債から一日も早く脱却しなければなりません。そして、この脱却に要する期間として、一体何年間を想定するのか伺いたいと思います。現在政府は、昭和五十五年度に特例公債をゼロとする場合と、五十四年度にゼロとする場合の二つに分けて試算を発表しております。しかし、五十四年度でも五十五年度でもどちらでも構わないというような性格の問題ではないはずであります。一体政府として、今後何年以内に特例公債から脱却しようとしているのか、副総理にお尋ねします。

ちなみに、昭和五十年代前期経済計画を見るところ、年平均の名目成長率が一七%強、これに対し政府から個人への移転支出は一七%の伸びであります。すなわち、経済の伸びよりも政府の経費のふくらみ方が大きいのであります。その理由は福祉政策の一層の充実ということなのかもしれません。しかし、財政危機の実態を深刻に受けたときに銀行が介在し、中間的な利益を吸い上げていつものが銀行引き受けの実態なのではありません。しかし、銀行が公債を引き受けるといつても、そのもととなるものは国民の預金であります。結局は国民が引き受けているのと変わりがありません。かかるに、国民と政府の間には銀行が介在し、中間的な利益を吸い上げていつものが銀行引き受けの実態なのではありません。しかしながら、この際、断固として中期国債の発行に踏み切ります。

また、政府が抜本的な行政の改革を進めるべきだと思うがといふ御意見でございましたが、高度経済成長から安定成長へ大きな路線の変更があつたわけですから、この変化に即応して行政機構というものは見直していく必要があることは御指摘のとおりだと思います。政府は、従来、国家公務員数の縮減であるとか、行政機構の膨張の抑制で

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議員
議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

太田 淳夫君	矢原 秀男君	河野 謙三君
野末 陳平君	下村 泰君	前田佳都男君
相沢 武彦君	桑名 義治君	
青島 幸男君	市川 房枝君	
宮田 輝君	阿部 竜一君	
峯山 昭範君	吉田 実君	
藤井 內午君	原田 立君	
藤原 房雄君	上林繁次郎君	
三木 忠雄君	栗林 早司君	
和田 春生君	矢追 秀彦君	
桧垣徳太郎君	田代富士男君	
内田 善利君	山本茂一郎君	
黒柳 明君	中村 利次君	
山内 一郎君	柳田桃太郎君	
鈴木 一弘君	二宮 文造君	
柏原 ヤス君		
田渕 哲也君		
宮崎 正雄君		
白木義一郎君		
多田 省吾君		
中尾 辰義君		
小平 芳平君		

中沢伊登子君	向井 長年君	戸塚 進也君	高橋 誉昌君
木内 四郎君	最上 進君	坂野 重信君	増田 盛君
望月 邦夫君	佐多 宗二君	斎藤栄三郎君	田 英夫君
福岡日出磨君	藤川 一秋君	石破 二朗君	神沢 净君
川野辺 静君	鳩山威一郎君	岩上 妙子君	高田 浩運君
秦野 章君	夏目 忠雄君	斎藤 十朗君	竹田 現照君
永野 嶽雄君	中村 登美君	金井 元彦君	小野 明君
中西 一郎君	平井 阜志君	梶木 又三君	源田 実君
峯山 昭範君	片山 正英君	二木 謙吾君	
藤井 內午君	今泉 正二君	熊谷 太三郎君	
藤原 房雄君	安田 隆明君	西ヶ久保重光君	
三木 忠雄君	上田 稔君	初村滝一郎君	
和田 春生君	長田 裕二君	高橋 邦雄君	
桧垣徳太郎君	林田悠紀夫君	古賀雷四郎君	
内田 善利君	佐藤 隆君	上條 勝久君	
黒柳 明君	寺本 広作君	藤田 清充君	
山内 一郎君	玉置 和郎君	園田 石本	
鈴木 一弘君	矢野 登君	佐藤 清充君	
柏原 ヤス君	岡本 哲君	林田悠紀夫君	
田渕 哲也君	西村 尚治君	内藤善三郎君	
宮崎 正雄君	新谷寅三郎君	土屋 義彦君	
白木義一郎君	郡 祐一君	上原 正吉君	
多田 省吾君	迫水 久常君	鍋島 直紹君	
中尾 辰義君	小川 半次君	丸茂 重貞君	
小平 芳平君	山田 徹一君	青木 一男君	
	柳田桃太郎君	柏原 正利君	
	二宮 文造君	八木 一郎君	
		黒住 忠行君	
		寺下 岩蔵君	
		太郎君	
林 遼君	中村 藩二君		

中沢伊登子君	向井 長年君	戸塚 進也君	高橋 誉昌君
木内 四郎君	最上 進君	坂野 重信君	増田 盛君
望月 邦夫君	佐多 宗二君	斎藤栄三郎君	田 英夫君
福岡日出磨君	藤川 一秋君	石破 二朗君	神沢 净君
川野辺 静君	鳩山威一郎君	岩上 妙子君	高田 浩運君
秦野 章君	夏目 忠雄君	斎藤 十朗君	竹田 現照君
永野 嶽雄君	中村 登美君	金井 元彦君	小野 明君
中西 一郎君	平井 阜志君	梶木 又三君	源田 実君
峯山 昭範君	片山 正英君	二木 謙吾君	
藤井 內午君	今泉 正二君	熊谷 太三郎君	
藤原 房雄君	安田 隆明君	西ヶ久保重光君	
三木 忠雄君	上田 稔君	初村滝一郎君	
和田 春生君	長田 裕二君	高橋 邦雄君	
桧垣徳太郎君	林田悠紀夫君	古賀雷四郎君	
内田 善利君	佐藤 隆君	上條 勝久君	
黒柳 明君	寺本 広作君	藤田 清充君	
山内 一郎君	玉置 和郎君	園田 石本	
鈴木 一弘君	矢野 登君	佐藤 清充君	
柏原 ヤス君	岡本 哲君	林田悠紀夫君	
田渕 哲也君	西村 尚治君	内藤善三郎君	
宮崎 正雄君	新谷寅三郎君	土屋 義彦君	
白木義一郎君	郡 祐一君	上原 正吉君	
多田 省吾君	迫水 久常君	鍋島 直紹君	
中尾 辰義君	小川 半次君	丸茂 重貞君	
小平 芳平君	山田 徹一君	青木 一男君	
	柳田桃太郎君	柏原 正利君	
	二宮 文造君	八木 一郎君	
		黒住 忠行君	
		寺下 岩蔵君	
		太郎君	
林 遼君	中村 藩二君		

中沢伊登子君	向井 長年君	戸塚 進也君	高橋 誉昌君
木内 四郎君	最上 進君	坂野 重信君	増田 盛君
望月 邦夫君	佐多 宗二君	斎藤栄三郎君	田 英夫君
福岡日出磨君	藤川 一秋君	石破 二朗君	神沢 净君
川野辺 静君	鳩山威一郎君	岩上 妙子君	高田 浩運君
秦野 章君	夏目 忠雄君	斎藤 十朗君	竹田 現照君
永野 嶽雄君	中村 登美君	金井 元彦君	小野 明君
中西 一郎君	平井 阜志君	梶木 又三君	源田 実君
峯山 昭範君	片山 正英君	二木 謙吾君	
藤井 內午君	今泉 正二君	熊谷 太三郎君	
藤原 房雄君	安田 隆明君	西ヶ久保重光君	
三木 忠雄君	上田 稔君	初村滝一郎君	
和田 春生君	長田 裕二君	高橋 邦雄君	
桧垣徳太郎君	林田悠紀夫君	古賀雷四郎君	
内田 善利君	佐藤 隆君	上條 勝久君	
黒柳 明君	寺本 広作君	藤田 清充君	
山内 一郎君	西村 尚治君	園田 石本	
鈴木 一弘君	新谷寅三郎君	内藤善三郎君	
柏原 ヤス君	郡 祐一君	土屋 義彦君	
田渕 哲也君	迫水 久常君	上原 正吉君	
宮崎 正雄君	小川 半次君	鍋島 直紹君	
白木義一郎君	山田 徹一君	丸茂 重貞君	
多田 省吾君	柳田桃太郎君	青木 一男君	
中尾 辰義君	二宮 文造君	柏原 正利君	
小平 芳平君		八木 一郎君	
		黒住 忠行君	
		寺下 岩蔵君	
		太郎君	
林 遼君	中村 藩二君		

中沢伊登子君	向井 長年君	戸塚 進也君	高橋 誉昌君
木内 四郎君	最上 進君	坂野 重信君	増田 盛君
望月 邦夫君	佐多 宗二君	斎藤栄三郎君	田 英夫君
福岡日出磨君	藤川 一秋君	石破 二朗君	神沢 净君
川野辺 静君	鳩山威一郎君	岩上 妙子君	高田 浩運君
秦野 章君	夏目 忠雄君	斎藤 十朗君	竹田 現照君
永野 嶽雄君	中村 登美君	金井 元彦君	小野 明君
中西 一郎君	平井 阜志君	梶木 又三君	源田 実君
峯山 昭範君	片山 正英君	二木 謙吾君	
藤井 內午君	今泉 正二君	熊谷 太三郎君	
藤原 房雄君	安田 隆明君	西ヶ久保重光君	
三木 忠雄君	上田 稔君	初村滝一郎君	
和田 春生君	長田 裕二君	高橋 邦雄君	
桧垣徳太郎君	林田悠紀夫君	古賀雷四郎君	
内田 善利君	佐藤 隆君	上條 勝久君	
黒柳 明君	寺本 広作君	藤田 清充君	
山内 一郎君	西村 尚治君	園田 石本	
鈴木 一弘君	新谷寅三郎君	内藤善三郎君	
柏原 ヤス君	郡 祐一君	土屋 義彦君	
田渕 哲也君	迫水 久常君	上原 正吉君	
宮崎 正雄君	小川 半次君	鍋島 直紹君	
白木義一郎君	山田 徹一君	丸茂 重貞君	
多田 省吾君	柳田桃太郎君	青木 一男君	
中尾 辰義君	二宮 文造君	柏原 正利君	
小平 芳平君		八木 一郎君	
		黒住 忠行君	
		寺下 岩蔵君	
		太郎君	
林 遼君	中村 藩二君		

昭和五十一年五月十四日 参議院会議録第十一号 議長の報告事項

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

森下 泰君

河田 賢治君

原 文兵衛君

夏目 忠雄君

高橋 邦雄君

大塚 喬君

斎藤 十朗君

橋 直治君

植木 光教君

山崎 昇君

近藤 忠孝君

山本茂一郎君

佐多 宗二君

農林水産委員会
によるもの

(国会法第四十二
条第三項の規定)

河田 賢治君

原 文兵衛君

夏目 忠雄君

高橋 邦雄君

大塚 喬君

斎藤 十朗君

橋 直治君

植木 光教君

山崎 昇君

近藤 忠孝君

山本茂一郎君

佐多 宗二君

小笠原貞子君
母性保障基本法案(中沢伊登子君発議)

藤井 恒男君

鈴木 力君

向井 長年君

石破 一朗君
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案

内藤 功君

通信委員
(国会法第四十二
条第三項の規定)

矢野 登君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

一部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員
共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改
正する法律案

建設委員会に付託

内閣委員会に付託

農林水産委員会に付託

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改
正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改
正する法律案

文教委員会に付託

部を改正する法律案可決報告書

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金
の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等
共済組合法の一部を改正する法律案可決報告書

学校教育法の一部を改正する法律案（第七十五
回国会闇法第五一号）修正議決報告書
金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案可決
報告書

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用
の促進に関する特別措置法の一部を改正する法
律案可決報告書

林業改善資金助成法案可決報告書
漁業再建整備特別措置法案可決報告書
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案可
決報告書

漁船船主責任保険臨時措置法案可決報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案可決報
告書

地方財政法等の一部を改正する法律案可決報告
書

第八号中正誤

一五七 二段行 誤
三五六 政治 正

昭和五十一年五月十四日 参議院会議録第十一号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物簡可

定価
一部
一一〇円

發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂五丁目二番地
郵便番号一〇七
電話 東京 五六二一 四四二二(大代)

三三八